

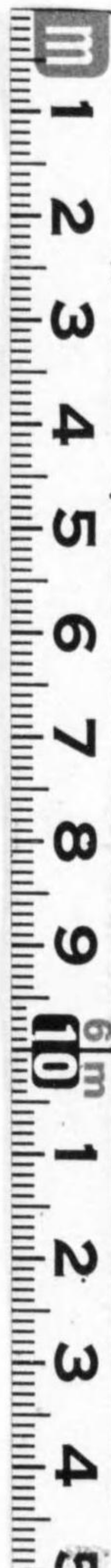
14. 4-3541



1200501204840

14.4

3541



始



14.4
354

管
內
要
覽

(昭和九年)

青
森
營
林
局



要
覽

(昭和九年)

青
森
營
林
局



14.4-354イ

説 明

一、従來の青森營林局管内統計に簡易なる解説を附し閱覽に便せり。
一、統計上の現在數は次の標準に據る。

- (イ) 歴年度に依るものは昭和九年十二月三十一日現在
- (ロ) 會計年度に依るものは昭和十年三月三十一日現在
- (ハ) 施業案に依るものは昭和十年四月一日現在

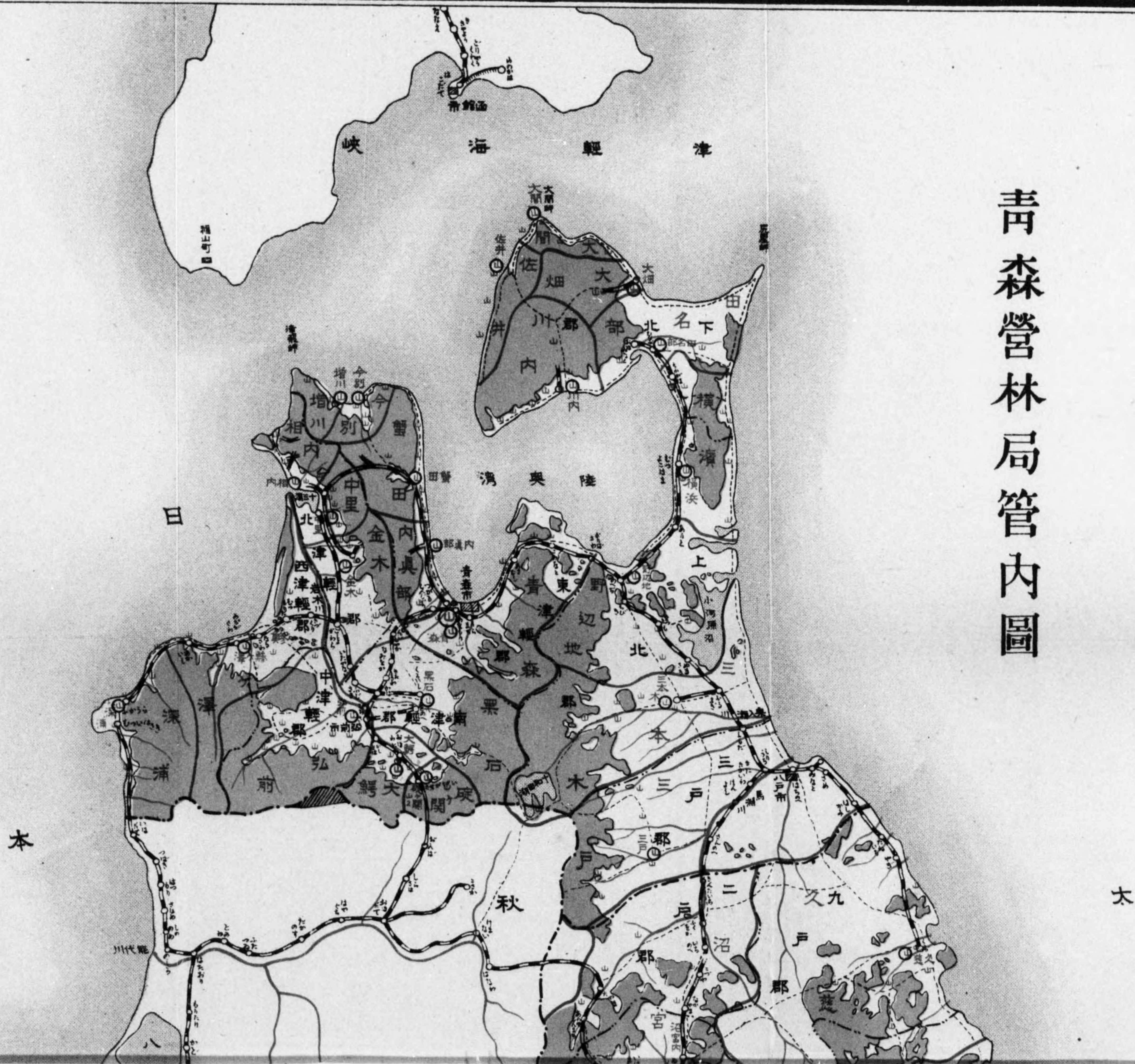
一、單位は規程の示す處に依り未滿は四捨五入し金額は圓位に止めたり。
但し特殊の場合は此の限に在らず。



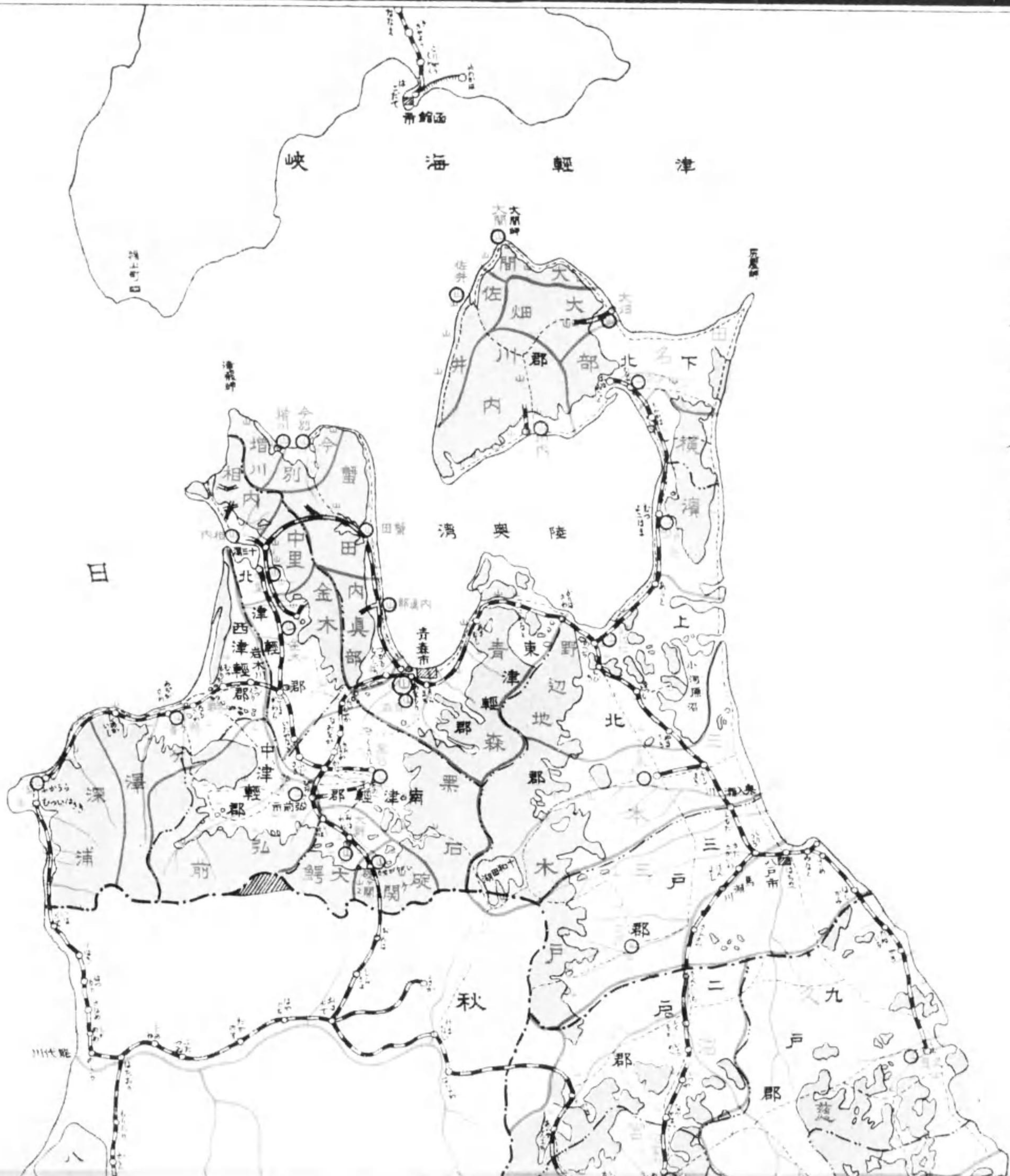
題 詞

第一條 凡我國民均應遵守法律
第二條 凡我國民均應尊重人權
第三條 凡我國民均應維護國體
第四條 凡我國民均應遵守社會公德
第五條 凡我國民均應尊重國家尊嚴
第六條 凡我國民均應遵守國際公約
第七條 凡我國民均應遵守國際法
第八條 凡我國民均應遵守國際慣例
第九條 凡我國民均應遵守國際公認之原則
第十條 凡我國民均應遵守國際公認之準則

青森營林局管内圖



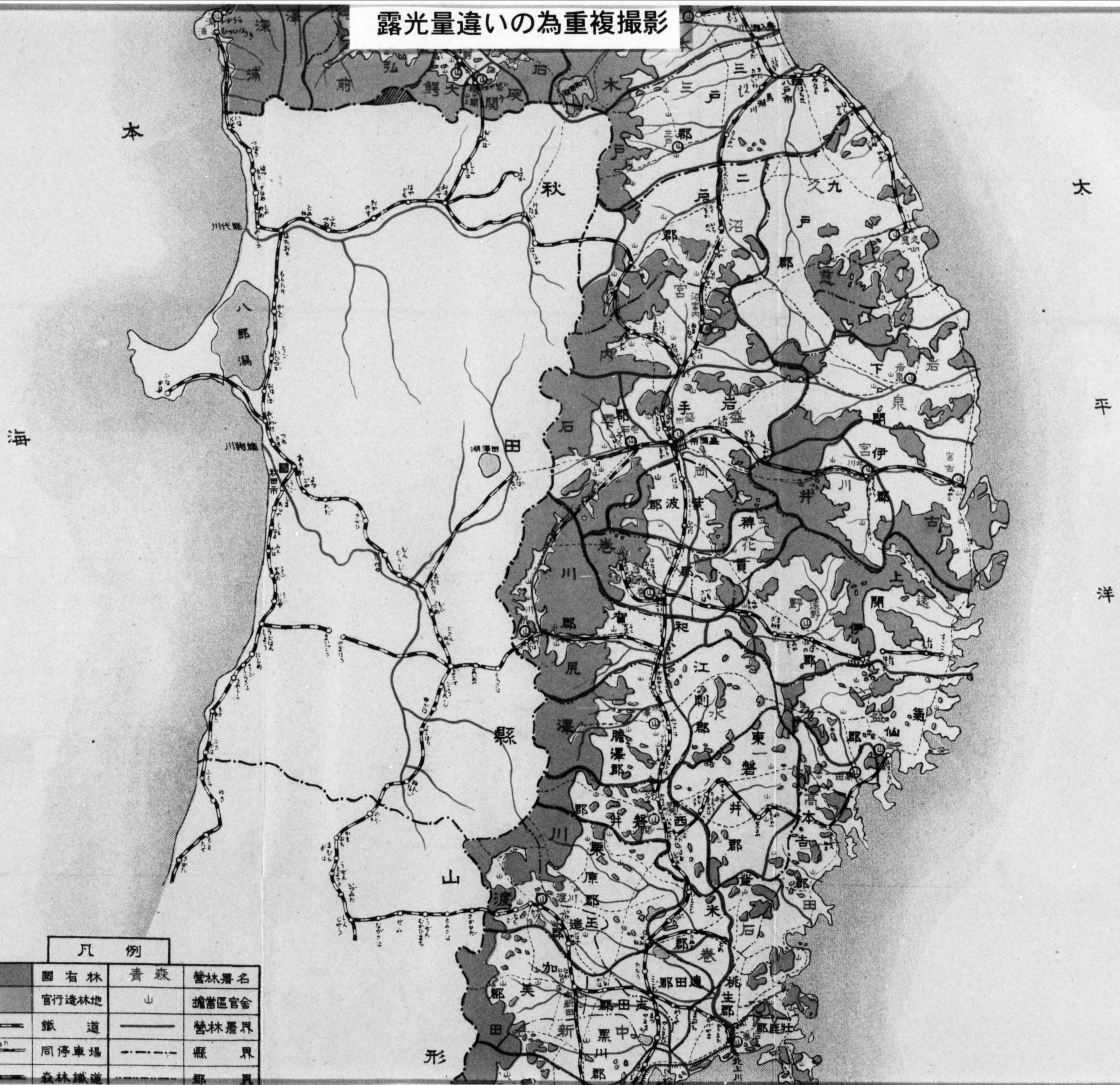
青森營林局管内圖



本

大

露光量違いの為重複撮影



凡例

	國有林		營林署名
	官行造林地		擔當區官舎
	鐵道		營林署界
	同停車場		縣界
	森林鐵道		郡界

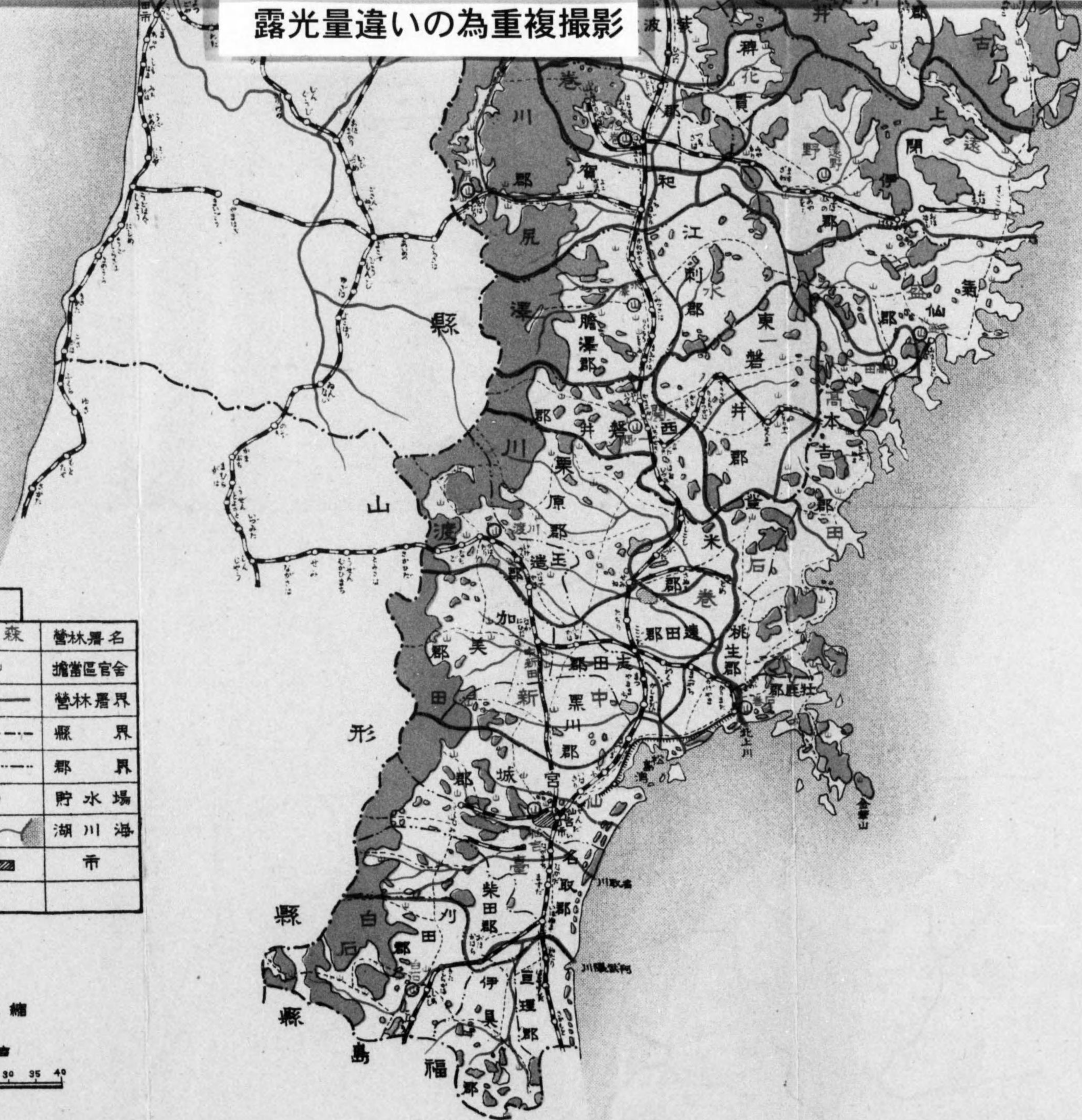
露光量違いの為重複撮影



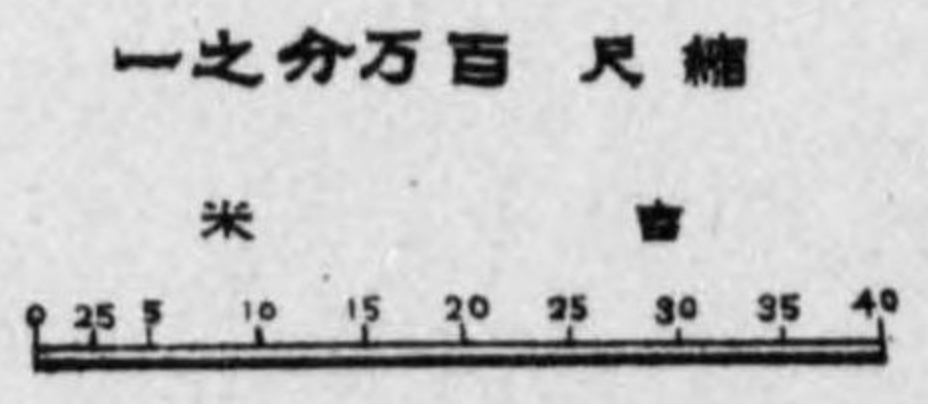
凡例

	園古林		管林器名
	官行造林地		管林器官舎
	鐵道		管林器界
	同停車場		縣界
	森林鐵道		郡界

露光量違いの為重複撮影



凡 例			
	國有林		青森
	官行造林地		營林署名
	鐵 道		擔當區官舎
	同停車場		營林署界
	森林鐵道		縣 界
	電 車		郡 界
	道 路		貯水場
	營林局		湖川海
	營林署		市



露光量違いの為重複撮影

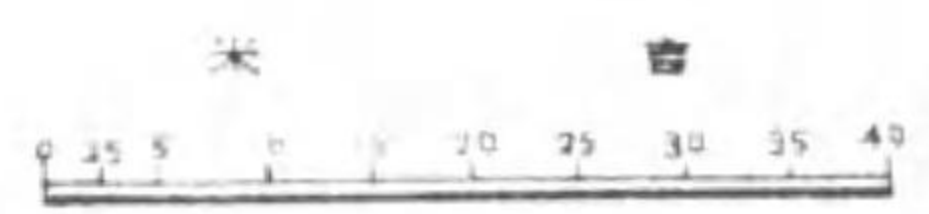


洋

凡例

	園右林		管林署名
	官行造林地		管林区官全
	鐵道		管林界
	同停車場		縣界
	森林鐵道		郡界
	電車		貯水場
	道路		湖川海
	管林局		市
	管林署		

一之分万百尺縮



管内要覽目次

第一目次	頁數
第一總説	一
一、組織	一
二、管内一般の状況	三
(一) 管轄區域	三
(二) 地勢	四
(三) 地質	四
(四) 氣象	四
(五) 林況と蓄積	五
(六) 交通	五
(七) 一般の産業	五
三、歳入歳出	六
四、文書取扱件數	六
五、林業功勞者表旌	七
六、林野現業員共済組合	七

七、林業労働者 一八

八、従業員の救済 一八

九、國有林所在市町村交付金 一九

一〇、民有林の指導 一九

(一) 營林の指導 一九

(二) 優良種子の拂下 二〇

第二 國有林野管理と處分

一、保安林 二五

二、部分林 二六

三、官地民木林 二七

四、保管林 二九

五、委託林 三〇

六、簡易委託林 三〇

七、保護林 三〇

八、國有林野の保護 三〇

(一) 境界標識 三六

(二) 被害及犯罪 三七

(1) 人為被害 三八

(ロ) 天然被害 三九

(ハ) 犯罪 四〇

(三) 森林保護組合 四〇

(四) 森林消防隊 四一

(五) 有害鳥獸の驅除 四一

(六) 高山植物の保護 四二

九、國有林野の供用 四二

(一) 放牧地及採草地 四二

(二) 開墾適地 四三

(三) 其他の貸付及使用 四三

一〇、國立公園 四六

一一、史蹟名勝天然記念物 四六

一二、禁獵區 四六

一三、礦物試採掘 四七

一四、林野の離權 四七

(一)	組換	一四七
(二)	譲與	一四九
(三)	社寺境内編入	一四九
(四)	不要存置林野の整理處分	一五一
一五、林野の收得		
(一)	脫落地編入	一五二
(二)	買収	一五三
(三)	組換	一五四

第三 國有林野の經營

一、計畫		
(一)	存廢區別	一五四
(二)	境界査定及測量	一五五
(三)	施業計畫	一五六
(一)	施業案	一五八
(二)	牧野施業案	一五九
(三)	保安林及砂防指定地の施業	一六〇

(一)	天然生林調査	一六六
(二)	施業實驗林	一六七
(三)	風景計畫	一六八
(四)	植生調査	一六九
二、造林		
(一)	既往造林地	一七〇
(二)	植伐の關係	一七二
(三)	苗木圃	一七三
(一)	種子	一七四
(二)	苗木	一七五
(三)	更新	一七六
(一)	人工更新	一七八
(二)	天然更新	一七九
(一)	撫育	一八〇
(二)	設備	一八一
(三)	保護設備	一八二
(四)	其の他の設備	一八三

(七)	砂防植栽	三三
三、利	用	三三
(一)	産物の利用	三三
(イ)	木竹處分	三三
(ロ)	副産物處分	三六
(ハ)	處分上の施設	三八
(二)	官行研伐	三四
(イ)	事業所の組織	三五
(ロ)	労働者の組織	三五
(ハ)	素材事業	三六
(ニ)	簡易製材事業	三八
(ホ)	製炭事業	三五
(ヘ)	特殊官行研伐事業	三五
(ト)	運搬設備	三四
(チ)	貯材設備	三五
(リ)	作業用電話	三五
(ス)	製品賣拂	三六

(ル)	労働者の慰安及其の子弟教育	三七
(三)	土	三四
(イ)	運搬設備	三四
(ロ)	砂防設備	四〇
四、林業試験		四二
第四 公有林野官行造林		
一、造林計畫		
(一)	造林豫定地	五五
(二)	造林案	五七
(三)	植栽計畫	五九
二、造林		
(一)	既往造林地	六〇
(二)	苗圃	六一
(イ)	種子	六一
(ロ)	苗木	六二
(三)	植栽	六三

(四) 撫育	二六四
(五) 保護設備	二六五
三、土	二六九
四、保	二七〇
(一) 境界標識	二七〇
(二) 産物採取條令	二七一
(三) 被害	二七二
(四) 看守人	二七三
(五) 有害鳥獸驅除	二七四
第五 農山漁村經濟更生	
一、經濟更生計畫指導助成の機構	二七五
二、指導助成の實績	二七六
(一) 經濟實態調査	二七六
(二) 木炭の販賣統制	二七六
(三) 貯金獎勵及負債整理の指導	二七六

第一總說

一、組織

營林局は農林大臣の管理に屬し國有林野及公有林野官行造林地の施業計畫及土木、國有林野の存廢區別賣拂並に境界査定に關する事務を掌り且營林署の事務を監督し更に公有林、社寺有林及私有林に於ける營林の指導を爲す。庶務、計畫、造林、利用の四課を置く。

庶務課に於ては人事文書、臺帳、林野の管理處分、會計、國有財産統計、訴願、訴訟、其の他の爭議、森林警察、共済組合、其の他他課の主掌せざる事項を掌る。

計畫課に於ては國有林野の存廢區別、境界査定、測量及施業計畫、保安林に關する事項、他課の主掌に屬せざる技術的調査、公有林の施業計畫に關する事項を掌る。

造林課に於ては國有林野の造林、公有林野官行造林、造林試驗並に民有林の造林の指導に關する事項を掌る。

利用課に於ては國有林野及公有林野官行造林地の斫伐、産物及製品賣拂、土木、森林原野及森林附屬地たるべき土地の買上、産物利用の試験、民有林の土木及産物利用の指導に關する事項を掌る。

營林署は等しく農林大臣の管理に屬し營林局の監督の下に國有林野及公有林野官行造林地に於ける營林の實行に關する事務を掌り更に公有林、社寺有林及私有林に於ける營林の指導を爲す。當局管内營林署總數四十二、之等營林署管内は更に二百五十七の擔當區に分れ屬又は森林主事駐在し

て營林及保護の事務に従事す。其の職員の配置關係を表示すれば左の如し。

營林局

昭和九年十二月三十一日現在

課別	官職名		判	任	嘱託	雇	計
	事務官	技師					
局長	三	三	一	二	〇	〇	一
庶務課							
計畫課							
造林課							
利用課							
計	九	四	二	二	一	〇	一八
計	三〇	三	四	一三	〇	五〇	一一一
計	三五	一五	五	一三	〇	五〇	一一一
計	三九	一三	六	一〇	〇	五〇	一一一
計	一一九	二八	八	三三	〇	五〇	一一一
計	二三五	六三	二一	六二	〇	八八	一一一

營林署

昭和九年十二月三十一日現在

縣別	官職名		判	任	嘱託	雇	計
	技師	事務官					
青森	九	一	四	二	〇	〇	二
岩手	二	一	三	二	〇	〇	二
宮城	一	一	二	一	〇	〇	二
計	一二	三	九	五	〇	〇	二二
計	七	九	二	三	〇	〇	二二
計	一九〇	三六	六五	八九	二六	一七四	三九二
計	三五	二	七	二六	〇	一七四	三九二
計	二八六	二八	八四	一七四	〇	一七四	三九二
計	六九六	八六	二一	八	〇	二一八	三九二

二、管内一般の状況

(一) 管轄區域

青森營林局は青森縣青森市大字沖館字篠田に位置し、其の管轄區域は青森縣下一圓、岩手縣但二戸郡田山村を除く、宮城縣(但刈田郡七ヶ宿村大字湯原ノ内、稻子山を除く)、秋田縣(但鹿角郡七瀧村大字上向字物草澤を除く)、北秋田郡早口村大字早口字早口澤ノ内)にして、此の面積を府縣別に、又管内營林署所管林野面積並同管轄區域を示せば左の如し。

營林署擔當區官舎位置保護區域並營林署別面積

昭和十年三月三十一日現在

國	有		計	公有林野官行造林地		計
	要存置	不要存置		契約地	豫約地	
青森營林署	九七三・七〇七・六三三 ha	五、三三三・八六七 ha	九七七・七七一・四九九 ha	三、八、三九七・九七七 ha	〇、〇、〇、〇、九、九 ha	三、八、三九七・九八七 ha

青森營林署

青森縣青森市大字沖館字小濱

(官)

擔當區名稱	國有		計	區別	公有林野官行造林地		
	要存置	不要存置			契約地	豫約地	
青森	三、六五・四二七 ha	六〇・四五六 ha	三、六五・八七三 ha	官	八八・〇四〇 ha	一 ha	八八・〇四〇 ha
擔當區名稱	同上官舎位置		計	區別	保護區	區域	
青森市大字沖館字小濱				官	青森市・東津輕郡橫内村・大野村・筒井村・瀧内村大字孫内・岩波		
荒川	東津輕郡荒川村大字荒川			官	東津輕郡高田村・荒川村		
濱館	同郡濱館村大字濱館字見取			官	同郡濱館村		
宮田	同郡東嶽村大字宮田字玉水			官	同郡原別村・東嶽村大字宮田ノ内 馬屋尻・三本木・瀧澤		
久栗坂	同郡野内村大字久栗坂字濱田			官	同郡野内村・東嶽村大字宮田ノ内 矢田		
山口	同郡西平内村大字山口			官	同郡西平内村		
小湊	同郡小湊町大字小湊字前菰			官	同郡小湊町・東平内村		

内眞部營林署

青森縣東津輕郡奥内村大字清水字瀧元

(官)

擔當區名稱	國有		計	區別	公有林野官行造林地		
	要存置	不要存置			契約地	豫約地	
内眞部	七、一五五・九七四 ha	〇・九二七 ha	七、一五五・九〇一 ha	官	三九三・四四〇 ha	三〇・〇〇〇 ha	四二三・四四〇 ha
擔當區名稱	同上官舎位置		計	區別	保護區	區域	
東津輕郡奥内村大字清水字瀧元				官	東津輕郡奥内村大字内眞部・清水・後湯村大字左堰		
瀧戸子	同郡同村大字瀧戸子字磯田			官	同郡奥内村大字瀧戸子・西田澤・飛鳥・前田・奥内・油川町		
新城	同郡新城村大字新城字平岡			官	同郡新城村・瀧内村大字西瀧・三内・浪館		
後湯	同郡後湯村大字後湯字大原			官	同郡後湯村大字六枚橋・後湯・四戸橋・小橋		

擔當區名稱	國有		計	區別	公有林野官行造林地		
	要存置	不要存置			契約地	豫約地	
蟹田	一八、〇九七・九三三 ha	一五五・四四二 ha	一八、二五三・三七四 ha	官	一 ha	五九・五〇〇 ha	五九・五〇〇 ha
擔當區名稱	同上官舎位置		計	區別	保護區	區域	
東津輕郡蟹田村大字中師字宮本				官	東津輕郡蟹田村大字蟹田・小國ノ内 南澤・石濱・中師		
蓬田村大字廣瀨字坂本				官	同郡蓬田村大字瀨邊地・廣瀨・郷澤		
同村大字長科字川瀨				官	同郡蓬田村大字蓬田・阿彌陀川・長科・中澤		
蟹田村大字大平字山本				官	同郡蟹田村大字山本・大平・小國ノ内		
平館村大字根岸字小川				無	同郡平館村大字石濱・今津・野田		
同村大字平館字後田				無	同郡平館村大字石崎・平館・根岸		

蟹田營林署

青森縣東津輕郡蟹田村大字蟹田字蟹田

(官)

擔當區名稱	國有		計	區別	公有林野官行造林地		
	要存置	不要存置			契約地	豫約地	
中師	一八、〇九七・九三三 ha	一五五・四四二 ha	一八、二五三・三七四 ha	官	一 ha	五九・五〇〇 ha	五九・五〇〇 ha
擔當區名稱	同上官舎位置		計	區別	保護區	區域	
東津輕郡蟹田村大字中師字宮本				官	東津輕郡蟹田村大字蟹田・小國ノ内 南澤・石濱・中師		
蓬田村大字廣瀨字坂本				官	同郡蓬田村大字瀨邊地・廣瀨・郷澤		
同村大字長科字川瀨				官	同郡蓬田村大字蓬田・阿彌陀川・長科・中澤		
蟹田村大字大平字山本				官	同郡蟹田村大字山本・大平・小國ノ内		
平館村大字根岸字小川				無	同郡平館村大字石濱・今津・野田		
同村大字平館字後田				無	同郡平館村大字石崎・平館・根岸		

今別營林署 青森縣東津輕郡今別村大字今別

(官)

擔當區名稱	國有		保	公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置		契約地	豫約地
今別	九、三二・四三 ^{ha}	〇・三六九 ^{ha}	九、三二・六三 ^{ha}	二、〇二四〇 ^{ha}	七、四四〇 ^{ha}
東大川平	同上	同上	同上	同上	同上
西大川平	同上	同上	同上	同上	同上
巽月	同上	同上	同上	同上	同上
今別	東津輕郡今別村大字今別		保	東津輕郡今別村大字今別・鍋田・濱名	
東大川平	同郡 同村大字大川平字村字村元		護	同郡 同村大字大川平ノ内	
西大川平	同郡 同村大字大川平字村字村元		區	同郡 同村大字大川平ノ内	
巽月	同郡 一本木村字巽月		域	同郡 一本木村	
計	九、三二・四三 ^{ha}	〇・三六九 ^{ha}	九、三二・六三 ^{ha}	二、〇二四〇 ^{ha}	七、四四〇 ^{ha}
計	二、三・六〇〇 ^{ha}				

增川營林署

青森縣東津輕郡三厩村大字增川字深澤

(官)

擔當區名稱	國有		保	公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置		契約地	豫約地
增川	六、七三〇・五〇八 ^{ha}	一、七二四 ^{ha}	六、七三〇・六四三 ^{ha}	一 ^{ha}	一 ^{ha}
東津輕郡三厩村大字增川字深澤	同上		同上		同上
計	六、七三〇・五〇八 ^{ha}	一、七二四 ^{ha}	六、七三〇・六四三 ^{ha}	一 ^{ha}	一 ^{ha}
計	一、三三三 ^{ha}				

三厩 三厩

同郡 同村大字三厩字豐竹
同郡 三厩村大字字鐵字鐵山

(官)

同郡 同村大字三厩・字鐵ノ内
同郡 三厩村大字字鐵ノ内
北津輕郡小泊村ノ内

相内營林署

青森縣北津輕郡相内村大字相内字吉野

(官)

擔當區名稱	國有		保	公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置		契約地	豫約地
相内	二、五三三・九六 ^{ha}	一、八二・三三 ^{ha}	二、三〇一・一〇〇 ^{ha}	一 ^{ha}	一 ^{ha}
太田	同上	同上	同上	同上	同上
脇元	同上	同上	同上	同上	同上
小泊第一號	北津輕郡相内村大字相内字吉野		保	北津輕郡相内村大字相内ノ内	
小泊第二號	同郡 相内村大字太田字山ノ井		護	同郡 相内村大字太田	
同上	同郡 脇元村大字脇元字赤川		區	北津輕郡脇元村・相内村大字相内ノ内	
同上	北津輕郡小泊村字砂山		域	西津輕郡十三村	
同上	同上		計	北津輕郡小泊村ノ内	
計	二、五三三・九六 ^{ha}	一、八二・三三 ^{ha}	二、三〇一・一〇〇 ^{ha}	一 ^{ha}	一 ^{ha}
計	二、三〇一・一〇〇 ^{ha}				

中里營林署

青森縣北津輕郡中里村大字中里字龜山

(官)

擔當區名稱	同 上 官 舍 位 置	區別	保 護 區 域	國 有 林		公 有 林 野 官 行 造 林 地	
				要 存 置	不 要 存 置	契 約 地	豫 約 地
中 里	北津輕郡中里村大字中里字龜山	(官)	北津輕郡中里村大字中里・宮川・内湯村大字尾別	九,二四〇・九三五 ha	一〇,七三三 ha	— ha	— ha
宮 野 澤	同郡 同村大字宮野澤字宮野澤	(官)	同郡 中里村大字宮野澤・大澤内・深郷田・八幡・武田村	— ha	— ha	— ha	— ha
薄 市	同郡 内湯村大字薄市字冲原	(官)	同郡 内湯村大字薄市・高根	— ha	— ha	— ha	— ha
今 泉	同郡 同村大字今泉字布引	(官)	同郡 内湯村大字今泉	— ha	— ha	— ha	— ha

金木營林署

青森縣北津輕郡金木町字朝日山

(官)

擔當區名稱	同 上 官 舍 位 置	區別	保 護 區 域	國 有 林		公 有 林 野 官 行 造 林 地	
				要 存 置	不 要 存 置	契 約 地	豫 約 地
喜良市第一號	北津輕郡喜良市村字中富田	(官)	北津輕郡喜良市村ノ内	二,一三三・〇一三 ha	二,一三三・〇一三 ha	— ha	— ha
金 木	同郡 金木町大字金木字朝日山	(官)	同郡 金木町	— ha	— ha	— ha	— ha

喜良市第二號	同郡 喜良市村字了先形	(官)	同郡 喜良市村ノ内・嘉瀬村大字嘉瀬	— ha	— ha	— ha	— ha
飯 詰	同郡 飯詰村大字飯詰字影日澤	(官)	同郡 飯詰村・中川村・榮村・松島村・三好村・五所川原町・嘉瀬村大字毘沙門・長富・中柏木	— ha	— ha	— ha	— ha
前田野目	同郡 七和村大字前田野目字野脇	(官)	同郡 七和村・長橋村・梅澤村・六郷村・沿川村・小阿彌村・板柳町・鶴田村	— ha	— ha	— ha	— ha
		(官)	南津輕郡 大杉村	— ha	— ha	— ha	— ha

鯨ヶ澤營林署

青森縣西津輕郡鯨ヶ澤町大字本町

(官)

擔當區名稱	同 上 官 舍 位 置	區別	保 護 區 域	國 有 林		公 有 林 野 官 行 造 林 地	
				要 存 置	不 要 存 置	契 約 地	豫 約 地
大 湯 町	西津輕郡館岡村大字大湯町字龜西	(官)	西津輕郡森田村・水元村・柏村・木造町・鯨ヶ澤町・鳴澤村・舞戸村・越水村・館岡村・柴田村・出精村・川除村・稻垣村・車力村	二七,九三・二七三 ha	一,一三六・四九九 ha	二,四〇四・四三三 ha	二,四〇四・四三三 ha
長 平	同郡 中村大字長平字音羽山	(官)	西津輕郡中村大字長平	— ha	— ha	— ha	— ha
芦 薈	同郡 中村大字芦薈字鹿子石	(官)	西津輕郡中村大字百澤ノ内	— ha	— ha	— ha	— ha
		(官)	西津輕郡中村大字中村・芦薈ノ内・濱横澤・赤石村大字深谷	— ha	— ha	— ha	— ha

種里	西津輕郡赤石村大字種里字有原	中津輕郡岩木村大字松代
小森	同 上大字小森字野田	西津輕郡赤石村大字種里・南金澤・姥袋・鬼袋・一ッ森ノ内 (赤石川西岸一帯)
大戸瀬	同郡大戸瀬村大字關字豐田	同 上大字小森・館前・日照田・赤石・一ッ森ノ内(赤石川東岸一帯)
	(官)	同郡 大戸瀬村大字岩坂・柳田・北金ヶ澤・關

深浦營林署 青森縣西津輕郡深浦町大字深浦

(官)

要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
33,744.66 ha	71.34 ha	33,816.00 ha	契約地 154,710 ha 豫約地 100,000 ha 計 254,710 ha
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區域
深浦 西津輕郡深浦町大字深浦	同上	保	西津輕郡深浦町大字深浦・横磯・鱧作・月屋
蟲木 同郡 大戸瀬村大字蟲木字龜ヶ崎		護	同郡 大戸瀬村大字蟲木・風合瀬・田野澤
追良瀬 同郡 深浦町大字追良瀬字柏山		區	同郡 深浦町大字追良瀬・廣戸
岩崎 同郡 岩崎村大字岩崎字丸山		域	同郡 岩崎村大字澤邊・岩崎・久田・正道尻・森山
大間越 同郡 岩崎村大字大間越			同郡 岩崎村大字松神・黒崎・大間越
		(官)	

弘前營林署

青森縣弘前市大字住吉町

(官)

要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
41,311.65 ha	6,744.44 ha	48,056.09 ha	契約地 21,715 ha 豫約地 1 ha 計 21,716 ha
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區域
大和澤 中津輕郡千年村大字大和澤字澤田	同上	保	中津輕郡千年村・豐田村・和徳村・堀越村・清水村ノ内(大字下湯口・悪戸ヲ除ク) 弘前市
湯口 同郡 相馬村大字湯口字一ノ安田		護	北秋田郡早口村大字早口字早口澤ノ内小字澄川
相馬 同郡 同村大字相馬字夏川		區	中津輕郡清水村大字悪戸・下湯口・相馬村大字湯口・黒瀧
大助 同郡 同村大字大助字野田		域	同郡 相馬村大字藍内・相馬ノ内
高杉 同郡 高杉村大字高杉字神原			北秋田郡早口村大字早口字早口澤ノ内小字丁間澤・沼澤・逆澤
百澤 同郡 岩木村大字百澤字寺澤		(官)	中津輕郡相馬村大字五所・水木在家・紙漣澤・坂市・藤澤・大助・澤田・相馬ノ内
			同郡 新和村・藤代村・高杉村・船澤村・裾野村・岩木村大字百澤ノ内
			同郡 大浦村・岩木村大字常盤野・(松代・百澤ノ一部ヲ除ク) 駒越村

嶽	中津輕郡岩木村大字常盤野字湯ノ澤	(官)	中津輕郡岩木村大字常盤野
田代	同郡西目屋村大字田代字神田	(官)	西津輕郡中村大字芦薈ノ内
村市	同郡同村大字村市字稻葉	(官)	中津輕郡東目屋村・西目屋村大字白澤・大秋・杉ヶ澤・田代ノ内
砂子瀬	同郡同村大字砂子瀬字木見	(官)	同郡西目屋村大字居森平・藤川・村市・田代ノ内
川原平	同郡同村大字川原平	無	同郡西目屋村大字砂子瀬・川原平ノ内

大鰐管林署		青森縣南津輕郡大鰐町大字大鰐字大鰐 同縣同郡藏館村大字藏館字宮本		(官)	
要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地	契約地	豫約地
七、七九・六五 ^{ha}	三二・三三 ^{ha}	八、〇〇・九六 ^{ha}	五〇・六〇 ^{ha}	一三六・八四〇 ^{ha}	六六九・四六〇 ^{ha}
擔當區名稱	同上	官舍位置	區別	保護區	區域
虹貝	南津輕郡大鰐町大字虹貝字篠塚	(官)	保	南津輕郡大鰐町大字三ツ目内・宿川原・居士ノ内・大鰐・石川町・藏館村	
高野新田	同郡同町大字居士	(官)	護	同郡大鰐町大字居士ノ内	
早瀬野	同郡同町大字早瀬野字小金澤	(官)	區	同郡同町大字早瀬野・虹貝	

碓ヶ關管林署		青森縣南津輕郡碓ヶ關村大字碓ヶ關		(官)	
要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地	契約地	豫約地
七、九六・四五 ^{ha}	八六・〇九 ^{ha}	八、〇五・五四 ^{ha}	一〇〇・二〇〇 ^{ha}	一	一〇〇・二〇〇 ^{ha}
擔當區名稱	同上	官舍位置	區別	保護區	區域
碓ヶ關第一號	南津輕郡碓ヶ關村大字碓ヶ關	(家屋)	保	南津輕郡碓ヶ關村大字古懸・碓ヶ關ノ内	
碓ヶ關第二號	同上	(官)	護	同郡同村大字碓ヶ關ノ内	
船岡第一號	同上	(官)	區	同郡同村大字碓ヶ關ノ内	
船岡第二號	同上	(官)	域	同郡同村大字碓ヶ關ノ内・久吉	

擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區
沖浦	南津輕郡山形村大字沖浦字沖浦村上	(官)	南津輕郡山形村大字沖浦・二庄内・板留・温湯・袋・上山形・下山形・花巻・豊岡・石名坂・牡丹平・竹館村大字唐竹・新館・沖館・田舎館村・猿賀村・金田村・淺瀬石村・尾崎村・柏木町・大光寺村・町居村・尾上村
葛川	同郡 竹館村大字葛川字田ノ澤	(官)	同郡 竹館村大字葛川・切明ノ内
小國	同郡 同村大字小國字川邊	(官)	同郡 竹館村大字切明ノ内・小國・廣船
大川原	同郡 山形村大字大川原字橋ノ向	(官)	同郡 山形村大字大川原・南中野・黒石町・野澤村・藤崎町・畑岡村・十二里村・女鹿澤村・浪岡村・常盤村・六郷村・五郷村・中郷村・光田寺村・富木館村

野邊地營林署

青森縣上北郡野邊地町大字野邊地字野邊地・濱掛 (官)

擔當區名稱	國有林		公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置	契約地	豫約地
野邊地	同上官舎位置	同上官舎位置	保	護
	三三・三三・二九 ha	三三・三五・八 ha	三九・一一〇 ha	一〇〇・〇〇〇 ha
				計
				四二・一一〇 ha
				區域
				同上北郡野邊地町・甲地村ノ内

千曳	天間林	坪	乙供	甲地	七戸	國有林		公有林野官行造林地	
						要存置	不要存置	契約地	豫約地
同郡 甲地村大字千曳字家ノ下	同郡 天間林村大字天間館字上志田	同 上字上川原	同郡 甲地村字乙供	同郡 同村字甲地	同郡 七戸町字太田			同郡 甲地村ノ内	同郡 天間林村ノ内 (野邊地事業區第一林班乃至第二十四林班ヲ除ク)
(官)	(官)	(官)	(官)	(官)	(官)			同郡 甲地村ノ内	同郡 天間林村ノ内 (野邊地事業區第一林班乃至第二十四林班)
								同郡 甲地村ノ内六ヶ所村大字倉内・平沼・鷹架	同郡 七戸町・浦野館村

横濱營林署

青森縣上北郡横濱村字屋敷形 (官)

擔當區名稱	國有林		公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置	契約地	豫約地
横濱	同上官舎位置	同上官舎位置	保	護
有畑	同上	同上	同上	同上
泊	同上	同上	同上	同上
	一五・九八・三六 ha	八〇・四八・三 ha	一九七・三六〇 ha	一 ha
				計
				一九七・三六〇 ha
				區域
				同上北郡横濱村ノ内
				同郡 同村字有畑
				同郡 六ヶ所村大字泊

尾 駁	上北郡六ヶ所村大字尾駁	(官)	上北郡横濱村ノ内・六ヶ所村大字出戸・尾駁
老 部	下北郡東通村大字白糖	(官)	下北郡東通村大字白糖ノ内・小田野澤ノ内
白 糠	同郡 同村大字白糖	(官)	同郡 同村大字白糖ノ内
奥 内	同郡 田名部町大字奥内字近川	(官)	同郡 田名部町大字奥内・中野澤

田名部營林署 青森縣下北郡田名部町大字田名部

(官)

要存置	八、七九・六五五 ha	不要存置	九、〇七・四六九 ha	計	一、二八・一一四 ha
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保	護	區
田名部	下北郡田名部町大字田名部字澤田	保	下北郡田名部町大字田名部ノ内・關根	同郡 大湊町	同郡 東通村大字砂子又・田屋・小田野澤ノ内・大利・目名・蒲野澤・野牛・岩屋・尻勞・猿ヶ森・尻屋
大湊	同郡 大湊町大字大湊字八森	護	同郡 大湊町	同郡 東通村大字砂子又・田屋・小田野澤ノ内・大利・目名・蒲野澤・野牛・岩屋・尻勞・猿ヶ森・尻屋	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内
砂子又	同郡 東通村大字砂子又字大乃保	區	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内
關根橋	同郡 大如町大字正津川字關根橋	城	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内	同郡 大如町大字正津川・田名部町大字田名部ノ内

川内營林署 青森縣下北郡川内町大字川内字川内

(官)

要存置	三、〇一・〇五〇 ha	不要存置	八、四四・〇三三 ha	計	三、一〇・一〇三 ha
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保	護	區
川内	下北郡川内町大字川内字川内	保	下北郡川内町大字川内ノ内	同 上	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
銀杏木	同 上銀杏平	護	同 上	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
宿野部	同郡 同町大字宿野部	區	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
彌崎	同郡 同町大字彌崎字寺ノ前	城	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
脇野澤第一號	同郡 脇野澤大字脇野澤字本町	計	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
脇野澤第二號	同 上	計	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
畑	同郡 川内町大字川内字畑	計	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内
湯ノ川	同 上	計	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内	同郡 川内町大字檜川・宿野部ノ内

大畑營林署 青森縣下北郡大畑町大字大畑字筒萬坂

(官)

要存置	二〇、二五・二三八 ha	不要存置	三、四四・〇三〇 ha	計	二〇、六九・三〇八 ha
要存置	同上	不要存置	同上	計	同上
契約地	同上	豫約地	同上	計	同上

擔當區名稱	同上	官舍位置	同上	區別	保	護	區域
大畑第一號	下北郡大畑町大字大畑字湊				同上	同上	
大畑第二號	同上				同上	同上	
藥研第一號	同上				同上	同上	
藥研第二號	同上				同上	同上	
要存置	不要存置	計	計	計	計	計	計
二、八六九・五五六 ^{ha}	二、四・七九六 ^{ha}	二、八四四・三五三 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}

佐井營林署

青森縣下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目

(官)

擔當區名稱	同上	官舍位置	同上	區別	保	護	區域
大佐井	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目			(官)	同上	同上	
古左井	同郡 同村大字佐井字古佐井			(土地)	同上	同上	
長後	同郡 同村大字長後字長後川目			(官)	同上	同上	
牛瀧	同郡 同村大字同字細間			(官)	同上	同上	
要存置	不要存置	計	計	計	計	計	計
二、八六九・五五六 ^{ha}	二、四・七九六 ^{ha}	二、八四四・三五三 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}	五〇・七六〇 ^{ha}

大間營林署

青森縣下北郡大間村大字大間字狼丁

(官)

擔當區名稱	同上	官舍位置	同上	區別	保	護	區域
奧戸	下北郡大間村大字奧戸字奧戸			(官)	同上	同上	
大間	同郡 同村大字大間字狼丁			(官)	同上	同上	
易國間	同郡 風間浦村大字易國間字易國間			(官)	同上	同上	
下風呂	同郡 同村大字下風呂字下風呂			(官)	同上	同上	
要存置	不要存置	計	計	計	計	計	計
九、八三九・八三九 ^{ha}	六・三四〇 ^{ha}	九、八四六・二六九 ^{ha}	四・六六〇 ^{ha}	四・六六〇 ^{ha}	四・六六〇 ^{ha}	四・六六〇 ^{ha}	四・六六〇 ^{ha}

三本木營林署

青森縣上北郡三本木町大字三本木字南金崎

(官)

擔當區名稱	同上	官舍位置	同上	區別	保	護	區域
要存置	不要存置	計	計	計	計	計	計
三、四、八三三・二九九 ^{ha}	一、九四・二六八 ^{ha}	三、五、〇八八・三三七 ^{ha}	五五・七三〇 ^{ha}	一、五、三三〇 ^{ha}	七〇九・九五〇 ^{ha}	七〇九・九五〇 ^{ha}	七〇九・九五〇 ^{ha}

三本木	上北郡三本木町大字三本木字初田	上北郡三本木町・四和村・藤坂村・六戸村・下田村・百石町・三澤村
深持	同郡 大深内村大字深持字山下	同郡 大深内村
奥瀬	同郡 十和田村大字奥瀬字下川目	同郡 十和田村大字奥瀬ノ内・澤田
法量	同郡 同村大字法量字前川原	同郡 同村大字法量・奥瀬ノ内
淵澤	同郡 同村大字法量字淵澤	同郡 同村大字奥瀬ノ内
十和田	同 上大字奥瀬字十和田	同 上
		鹿角郡七瀧村大字上向(字物草澤ヲ除ク)

三戸營林署

青森縣三戸郡田子町大字田子字風張

(官)

要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
一七,九三六・三八〇 ha	四・二四〇 ha	一七,九四〇・六二〇 ha	契約地 豫約地 計
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區 城
田子	三戸郡田子町大字田子字風張		八戸市・三戸郡田子町・三戸町・淺田村・留崎村・名久井村・階上村・大館村・館村・烏守村・田部村・中澤村・平良崎村・地引村・是川村・向村・北川村・五戸町・川

猿邊	同郡 猿邊村大字貝守字杉澤	同郡 猿邊村・斗川村
關瀨	同郡 上郷村大字關瀨	同郡 上郷村大字關・夏坂・山口字岸萩平
遠瀨	同郡 同村大字遠瀨字遠瀨	同郡 上郷村(大字關・夏坂・山口字岸萩平ヲ除ク)
戸來	同郡 戸來村字金ヶ澤	三戸郡戸來村・野澤村・倉石村
		(官)
		内村・豊崎村・市川村・上長苗代村・下長苗代村

久慈營林署

岩手縣九戸郡久慈町大字下大川目

(官)

要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
三三,三三三・四五二 ha	八・三七八 ha	三三,三三三・一七四 ha	契約地 豫約地 計
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區 城
久慈	九戸郡久慈町大字下大川目字谷地		九戸郡久慈町・字部村・長内村・更井村・大川目村
野田	同郡 野田村大字野田字城内		同郡 野田村
侍濱	同郡 侍濱村大字北侍濱		同郡 侍濱村・中野村・種市村・大野村
霜畑	同郡 山形村大字霜畑		同郡 山形村・戸田村・伊保内村・小輕米村・晴山村・江刺家村・輕米町
戸領	同郡 山根村大字下戸領		九戸郡山根村

安 家

下閉伊郡安家村字松林

下閉伊郡安家村・普代村

沼宮内營林署

岩手縣岩手郡沼宮内町大字江刈内

屋(官)

擔當區名稱	國 有 林		公 有 林 野 官 行 造 林 地	
	要 存 置	不 要 存 置	契 約 地	豫 約 地
沼宮内第一號	岩手郡沼宮内町大字江刈内字入口			
沼宮内第二號	沼宮内町			
大 更	大更村字夏間木			
田 頭	田頭村大字田頭			
寄 木	松尾村大字寄木			
松 尾	同郡 同村大字松尾字前谷地			
寺 田	同郡 寺田村大字寺田字館			
赤 坂	二戸郡荒澤村大字荒屋字前坂田			
荒 屋	同郡 同村大字荒屋字新町			
擔當區名稱	同上	同上	同上	同上
計	五、六三・七五 ha	四三・七三 ha	五、六三・七五 ha	三三・一三〇 ha
區別	家屋(官)	家屋(官)	無	無
保 護 區 域	岩手郡沼宮内町・御堂村字五日市・沼宮内・大坊・御堂・卷堀村・九戸郡江刈村・葛卷村	同郡 御堂村大字江刈内・久保・子抱・川口村・卷堀村	同郡 大更村・濫民村大字下田ノ内・田頭村大字平笠ノ内	同郡 田頭村大字田頭・平笠ノ内・松尾村大字寄木ノ内
保 護 區 域	同郡 松尾村大字寄木ノ内・野駄	同郡 同村大字松尾・平館村・寺田村大字荒木田	同郡 寺田村大字寺田・帷子・上關・一方井村	二戸郡荒澤村大字荒屋ノ内
保 護 區 域	同郡 同村大字荒屋ノ内・淺澤			
計	三三・一三〇 ha	一〇〇・〇〇〇 ha	三三・一三〇 ha	三三・一三〇 ha

擔當區名稱	國 有 林		公 有 林 野 官 行 造 林 地	
	要 存 置	不 要 存 置	契 約 地	豫 約 地
淨 法 寺	同郡 淨法寺村大字淨法寺字下前			
小 鳥 谷	同郡 小鳥谷村大字小鳥谷字中屋敷			
中 山	同郡 同村大字小繫字西田子			
擔當區名稱	同上	同上	同上	同上
計	一、〇三三・〇三〇 ha	一、〇三三・〇三〇 ha	一、〇三三・〇三〇 ha	一、〇三三・〇三〇 ha
區別	無	無	無	無
保 護 區 域	同郡 淨法寺村・御返地村・斗米村	同郡 小鳥谷村大字小鳥谷・平糠・鳥海村・田部村・福岡村・一戸町・金田一村・姉帯村・浪打村・石切所村・爾薩体村	同郡 小鳥谷村大字小繫・中山・字別	

宮古營林署

岩手縣下閉伊郡宮古町字藤原

(官)

擔當區名稱	國 有 林		公 有 林 野 官 行 造 林 地	
	要 存 置	不 要 存 置	契 約 地	豫 約 地
宮 古	下閉伊郡宮古町			
津 輕 石	同郡 津輕石村大字津輕石			
豐 間 根	同郡 豐間根村大字豐間根字新田			
重 茂	同郡 重茂村大字重茂字大濱			
擔當區名稱	同上	同上	同上	同上
計	一、〇三三・〇三〇 ha	一、〇三三・〇三〇 ha	一、〇三三・〇三〇 ha	一、〇三三・〇三〇 ha
區別	無	無	無	無
保 護 區 域	下閉伊郡宮古町・花輪村・山口村・千徳村・崎山村・刈屋村・茂市村	同郡 磯鷄村大字磯鷄ノ内・高濱ノ内・小山田・八木澤・金濱・津輕石村・豐間根村大字荒川ノ内(北ノ又國有林)	同郡 豐間根村ノ内大字荒川(北ノ又國有林ヲ除ク)	同郡 重茂村・磯鷄村大字磯鷄ノ内・高濱ノ内

山田	下閉伊郡山田町大字飯岡	(官) 家屋	下閉伊郡山田町・織笠村・船越村・大澤村
川井營林署	岩手縣下閉伊郡川井村大字川井	(官)	
要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
二九、〇六六・七六五 ha	四・九二四 ha	二九、一〇八・六八九 ha	契約地
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區
江繁	下閉伊郡小國村大字江繁	(官)	下閉伊郡小國村
川内	同郡川井村大字川内字柏木	(官)	同郡川井村
平津	同郡門馬村大字平津戸字野頭	(官)	同郡門馬村大字門馬・平津戸
松草	同郡門馬村大字田代字倉澤	(官)	同郡門馬村大字田代
岩泉營林署	岩手縣下閉伊郡岩泉町	(官) 家屋	
要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
二五、四六三・七五六 ha	一七、六七七・七七六 ha	二五、四〇八・〇三三 ha	契約地
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區
岩泉	下閉伊郡岩泉町大字岩泉字三本町	(官)	下閉伊郡岩泉町・小川村
大川	同郡大川村大字大川字日蔭道	(官)	同郡大川村
小本	同郡小本村大字小本字小本	(官)	同郡小本村・田野畑村
田老	同郡田老村大字田老	(官)	同郡田老村・有藝村

盛岡營林署	岩手縣盛岡市大字仁王字流作場内丸	(官)	
要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
二四、二五六・七五二 ha	一〇、〇〇七 ha	二四、四四六・七六八 ha	契約地
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區
玉山	岩手郡玉山村大字玉山字城内	(官)	岩手郡藪川村・玉山村・淺岸村・中野村・澁民村大字澁民・門前寺・芋田・盛岡市・米内村
瀧澤	同郡瀧澤村大字瀧澤	(官)	同郡厨川村・瀧澤村・澁民村大字川崎・松内・下田ノ内
畑山	紫波郡畑山村大字畑山字川原	(官)	紫波郡畑山村・不動村・飯岡村・見前村・徳田村
志和	同郡志和村大字上平澤字川原	(官)	同郡志和村・水分村・日詰町・古館村・赤石村
赤澤	同郡赤澤村大字赤澤	(官)	同郡乙部村・長岡村・赤澤村(大字山屋ノ一部ヲ除ク)彦

鑿川	岩手郡鑿川村大字鑿川字杉澤口	部村・佐比内村	紫波郡赤澤村大字山屋ノ内・岩手郡鑿川村
----	----------------	---------	---------------------

要存置		不要存置		計		公有林野官行造林地		契約地		豫約地		計			
15,101.11 ha		5,316.36 ha		19,417.47 ha		15,446.51 ha		1,546.20 ha		100.000 ha		16,992.71 ha			
擔當區名稱				同上官舎位置				區別				保護區			
長山	御明神	橋場	鶯宿	戸澤	南畑	西安庭	岩手郡鑿石村・西山村大字長山・西根ノ内	同郡 御明神村大字上野・御明神ノ内(志戸前澤流域以北ヲ除ク)・西山村字西根ノ内	同郡 御明神村大字橋場・御明神ノ内(志戸前澤流域以北)	同郡 御所村大字鶯宿・西安庭ノ内	同郡 御所村大字西安庭ノ内・南畑ノ内	同郡 同村大字南畑ノ内	同郡 同村大字西安庭ノ内・繫・太田村・本宮村		

遠野營林署 岩手縣上閉伊郡遠野町字西館 (官)

要存置		不要存置		計		公有林野官行造林地		契約地		豫約地		計			
21,020.56 ha		3,107.71 ha		24,128.27 ha		23,121.56 ha		331.80 ha		331.80 ha		24,453.37 ha			
擔當區名稱				同上官舎位置				區別				保護區			
遠野	土淵	上郷	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石	釜石		
上閉伊郡遠野町字西館	同郡 土淵村大字土淵	同郡 上郷村大字細越	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石	同郡 釜石町大字釜石		

花巻營林署 岩手縣稗貫郡花巻町大字北萬丁目字内吹張 (官)

擔當區名稱	同上	官舍位置	區別	保護	區域	合計
六〇、八三〇・三三三 ha	一〇一、九六一 ha	六〇、九五九・三七一 ha	一六、一三〇 ha	一〇〇、〇〇〇 ha	三三三・一一〇 ha	二八
花卷	稗貫郡花卷町大字北萬丁目	(官)	稗貫郡花卷町・矢澤村・宮野目村・湯本村			
湯口	同郡 湯口村大字湯口字二橋	(官)	同郡 湯口村ノ内(大字鉛・豊澤・下シ澤・湯口ノ内字大澤・志戸平・青山ヲ除ク)太田村			
大澤	同郡 同村大字同字大澤字水上	(官)	同郡 同村ノ内大字下シ澤・鉛・湯口ノ内・字大澤・志戸平・青山			
鉛	同郡 同村大字鉛字中平	(官)	同郡 同村大字豊澤			
石鳥谷	同郡 石鳥谷町大字好地字田屋	(官)	同郡 石鳥谷町 八幡村・新堀村			
大迫	同郡 大迫町	(官)	同郡 内川目村・外川目村・大迫町			
土澤	和賀郡十二箇村大字十二ヶ字北大澤	(官)	同郡 八重畑村・龜ヶ森村			
川尻營林署	岩手縣和賀郡湯田村字一跨	(官)	和賀郡小山田村十二箇村			
要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地	契約地	豫約地	計

擔當區名稱	同上	官舍位置	區別	保護	區域	合計
六〇、八三〇・三三三 ha	七三、九〇八 ha	六〇、九五九・三七一 ha	一六、一三〇 ha	一〇〇、〇〇〇 ha	三三三・一一〇 ha	二九
川尻	和賀郡湯田村字一跨	(官)	和賀郡湯田村ノ内			
新町	同郡 澤内村大字新町	(官)	同郡 澤内村大字前郷・新町・大野			
猿橋	同郡 澤内村大字猿橋	(官)	同郡 同村大字太田・猿橋			
川舟	和賀郡澤内村大字川舟字下巾	(官)	同郡 澤内村大字川舟ノ内			
大志田	同郡 同村大字川舟字大志田	(官)	同上			
大石	同郡 湯田村大字大石	(官)	同郡 湯田村ノ内			
元敷	同郡 同村字元敷敷	(官)	同上			
仙人数	同郡 岩崎村大字山口字黒瀬	(官)	同郡 横川目村大字横川目ノ内北本内川流域			
横川目	同郡 横川目村大字横川目字栗木	(官)	同郡 笹間村・藤根村・横川目村大字堅川目・横川目ノ内・飯豊村・江釣子村・中内村・更木村・立花村・二子村・黒澤尻町			
山口	同郡 岩崎村大字山口	(官)	同郡 岩崎村・鬼柳村			
水澤營林署	岩手縣膽澤郡水澤町大字鹽竈字新小路	(官)	膽澤郡相去村・金ヶ崎町大字西根ノ内(駒ヶ嶽國有林)			

國		有		林		公有林野官行造林地	
要存置	不要存置	計	契約地	豫約地	計	契約地	豫約地
一關營林署	岩手縣西磐井郡一關町	(官)					
擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保	護	區	域	
西根	膽澤郡金ヶ崎町大字西根字新田	(官)	膽澤郡金ヶ崎町大字西根ノ内・三ヶ尻				
永榮	同郡 永岡村大字永榮	無	同郡 永岡村・若柳村ノ内膽澤川以北				
若柳	同郡 若柳村大字若柳字箸塚	(官)	同郡 若柳村ノ内膽澤川以南・南都田村				
前澤	同郡 前澤町大字前澤字上小路		同郡 前澤町・古城村・小山村・衣川村・白山村				
水澤	膽澤郡水澤町大字堀釜字大畑小路		江刺郡黒石村・岩谷堂町・羽田村・田原村・愛宕村・廣瀬村・福岡村・稻瀬村				
伊手	同郡 伊手村	無	膽澤郡水澤町・眞城村・姉体村・佐倉河村				
人首	同郡 米里村字人首字日出田		同郡 藤里村・伊手村・玉里村				
計			同郡 米里村・築川村				
計							
計							
計							

國		有		林		公有林野官行造林地	
要存置	不要存置	計	契約地	豫約地	計	契約地	豫約地
一關	同上官舎位置	區別	保	護	區	域	
一關	西磐井郡一關町字八幡街		西磐井郡平泉村・萩莊村・嚴美村大字五串ノ内・一關町・中里村・山目村・眞瀧村・彌榮村・金澤村・花泉村				
嚴美	同郡 嚴美村大字猪岡字田尻		同郡 嚴美村大字猪岡・五串ノ内				
日形	同郡 日形村大字日形字町裏		東磐井郡黄海村				
千厩	同郡 千厩町	無	西磐井郡日形村・老松村・永井村・涌津村・油島村				
折壁	同郡 折壁村大字下折壁字大里		東磐井郡薄衣村・八澤村・藤澤町・千厩町・磐清水村・門崎村				
大原	同郡 大原町字川内		同郡 小梨村・矢越村・折壁村・奥玉村				
猿澤	同郡 猿澤村字板倉		同郡 大原町・濫民村・興田村				
計			同郡 松川村・長島村・舞川村・長坂村・猿澤村・摺澤村・田河津村・生母村				
計							
計							
計							

擔當區名稱	同上官舎位置	區別	保護區域
盛	氣仙郡盛町字木町	(官)	氣仙郡日頃市村・立根村・大字渡町・未崎村・猪川村・赤崎村・綾里村・盛町
吉濱	同郡吉濱村大字吉濱字上野		同郡唐丹村・吉濱村・越喜來村
上有住	同郡上有住村字八日町		同郡上有住村
下有住	同郡下有住村		同郡下有住村
世田米	同郡世田米村字世田米驛		上閉伊郡甲子村ノ内(大楡山國有林)
大股	同郡上字下小股		同郡横田村・世田米村ノ内今泉以東及合地澤流域以南 同郡世田米村ノ内(世田米擔當區域ヲ除ク)

高田營林署

岩手縣氣仙郡高田町

(家官)

擔當區名稱	國有林		公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置	契約地	豫約地
高田	110,000 ha	110,000 ha	2,700 ha	4,000 ha
矢作	同上官舎位置	同上官舎位置	保護區域	保護區域
高田	氣仙郡高田町字洞ノ澤		氣仙郡米崎村・高田町・氣仙町・小友村・廣田村・竹駒村	
矢作	同郡矢作村字二又		同郡矢作村	

鹿折	唐桑	氣仙沼	津谷	大津保
本吉郡鹿折村字東中方	同郡唐桑村大字小原木字臺ノ下	同郡氣仙沼町字赤坂	同郡御嶽村(津谷)字館岡	東磐井郡大津保村
無	無	無	無	無
本吉郡鹿折村・大島村	同郡唐桑村	同郡松岩村・新月村・氣仙沼町	同郡御嶽村・大谷村・歌津村・小泉村・階上村	東磐井郡大津保村

川渡營林署

宮城縣玉造郡川渡村大字大口字町西

(官)

擔當區名稱	國有林		公有林野官行造林地	
	要存置	不要存置	契約地	豫約地
鳴子	36,700 ha	15,000 ha	2,900 ha	9,000 ha
南鬼首	同上官舎位置	同上官舎位置	保護區域	保護區域
南鬼首	玉造郡鳴子町字上鳴子		玉造郡鳴子町・川渡村	
北鬼首	同郡鬼首村字轟園		同郡鬼首村ノ内	
花山	同郡同村字寒湯		同郡同村ノ内	
文宇	栗原郡花山村字本澤山下		栗原郡花山村・金田村・長崎村	
栗駒	同郡文字村字上文字角崎		同郡文字村	
岩ヶ崎	同郡栗駒村法華堂		同郡栗駒村	
岩ヶ崎	同郡岩ヶ崎町字上小路		同郡岩ヶ崎町・鳥矢崎村・津久毛村・萩野村・金成村・有	

岩出山	玉造郡岩出山町字上川原町	賀村・畑岡村・若柳町・大岡村・露澤村・尾松村・姫松村・一迫村・築館町・澤邊村・富野村・志波姫村・宮野村・玉造郡一栗村・眞山村・岩出山町・西大崎村・東大崎村・栗原郡玉澤村・高清水村・藤里村・宮澤村・清瀧村・長岡村
-----	--------------	---

中新田營林署 宮城縣加美郡中新田町字北町 (官)

擔當區名稱	同上官舎位置	國有林		公有林野官行造林地	
		要存置	不要存置	契約地	豫約地
中新田	加美郡中新田町字百目木	同上官舎位置	計	保	護
小野田	同郡 小野田村大字東小野田字新小路	同郡 同村大字西小野田字門澤宿	計	契約地	豫約地
門澤	同郡 同村大字西小野田字門澤宿	同郡 同村大字西小野田字門澤宿	計	契約地	豫約地
宮崎	同郡 宮崎村大字宮崎	同郡 宮崎村大字宮崎ノ内(筒砂子流域ヲ除ク)柳澤・北川内	計	契約地	豫約地

吉田	黒川郡吉田村大字吉田字八合田	黒川郡吉田村
吉岡	同郡吉岡町字館下	同郡(吉田村ヲ除ク)一圓

仙臺營林署 宮城縣仙臺市大字北六番丁 (官)

擔當區名稱	同上官舎位置	國有林		公有林野官行造林地	
		要存置	不要存置	契約地	豫約地
仙臺	仙臺市大字荒卷字杉添東	同上官舎位置	計	保	護
根白石	宮城郡根白石村大字根白石字松雨	宮城郡根白石村・七北田村・仙臺市ノ大字北根ノ一部	計	契約地	豫約地
大澤	同郡 大澤村大字芋澤字唄坂	同郡 大澤村大字芋澤	計	契約地	豫約地
定義	同郡 同村大字大倉字下水	同郡 同村大字大倉	計	契約地	豫約地
愛子	同郡 廣瀬村大字下愛子字町	同郡 廣瀬村	計	契約地	豫約地



長袋	名取郡秋保村大字長袋字清水久保	(官)	名取郡秋保村
川崎	柴田郡川崎村大字前川字荒町	(官)	柴田郡富岡村・村田町・大河原町・槻木町・金ヶ瀬村・沼邊村・船岡村・川崎村大字小野・前川・川内ノ内
笹谷	同郡 同村大字今宿字笹屋町		同郡 川崎村大字川内ノ内・今宿

石巻營林署 宮城縣石巻市大字門脇字海門寺前

擔當區名稱	要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
	契約地	豫約地		
石巻	同上官舎位置		一、八四六・九三〇 ha	保護區
大原	同上官舎位置		八五・〇〇〇 ha	
萩ノ濱	石巻市大字門脇字海門寺前		二、六四四・〇〇〇 ha	保護區
大原	石巻市大字門脇字海門寺前		二、六四四・〇〇〇 ha	
萩ノ濱	牡鹿郡萩濱村大字萩ノ濱			保護區
大原	牡鹿郡萩濱村大字萩ノ濱			
大原	同郡 大原村大字大原濱			保護區
大原	同郡 大原村大字大原濱			
大原	同郡 大原村大字大原濱			保護區
大原	同郡 大原村大字大原濱			

金華山	同郡 鮎川村大字鮎川	無	同郡 鮎川村大字鮎川濱ノ内金華山國有林
船越	桃生郡十五濱村大字船越		桃生郡十五濱ノ内大字船越・名振・大濱・立濱・桑濱・小島・大須・熊澤
雄勝	同郡 同村大字雄勝字上雄勝		同郡 同村ノ内大字明神・水濱・分濱・雄勝
釜谷	同郡 大川村大字針岡字小八ッ		同郡 大川村・二股村
十三濱	本吉郡十三濱村字月濱		本吉郡十三濱村
戸倉	本吉郡戸倉村字水戸邊		桃生郡飯野川町・橋浦村・桃生村・中津山村・大谷地村
狼河原	登米郡米川村大字狼河原字町		本吉郡志津川町・入谷村・戸倉村・柳津町・横山村
狼河原	登米郡米川村大字狼河原字町		登米郡吉田村・登米町・豊里村・米山村
狼河原	登米郡米川村大字狼河原字町		同郡 南方村・賣江村・佐沼町・米川村・米谷町・綿織村・上沼村・石森町・石越村・北方村・新田村・淺水村

白石營林署 宮城縣刈田郡白石町字澤端 (官)

擔當區名稱	要存置	不要存置	計	公有林野官行造林地
	契約地	豫約地		
同上官舎位置	同上官舎位置		二、六四四・〇〇〇 ha	保護區
同上官舎位置	同上官舎位置		二、六四四・〇〇〇 ha	
同上官舎位置	同上官舎位置		二、六四四・〇〇〇 ha	保護區
同上官舎位置	同上官舎位置		二、六四四・〇〇〇 ha	

白石	刈田郡白石町大字白石字後小路	刈田郡小原村(字上戸澤・下戸澤ヲ除ク)白川村・大鷹澤村・齋川村・越河村・大平村・白石町・福岡村(大字深谷ヲ除ク)
鎌先	同郡 福岡村大字藏本字鎌先	同郡 福岡村
遠刈田	同郡 宮村字遠刈田字西裏畑	同郡 宮村・圓田村
渡瀬	同郡 七ヶ宿村大字渡瀬字渡瀬	同郡 七ヶ宿村大字渡瀬・小原村字上戸澤・下戸澤
關	同郡 同村大字關字關	同郡 同村大字關・滑津
湯原	同郡 同村大字湯原字湯原	同郡 同村大字湯原(字稻子山ヲ除ク)
丸森	伊具郡丸森町字菱川内	伊具郡丸森町・耕野村・大張村・笛矢間村・角田町・櫻村・北郷村・西根村・筆甫村
大内	同郡 大内村大字大内字鬼ヶ柵	同郡 小齋村・枝野村・藤尾村・東根村・大内村・金山町 亙理郡坂本村・山下村・亙理町・蓬根村・吉田村・荒濱村

地方別内譯

縣別	國有		公有		
	要存置	不要存置	契約地	豫約地	計
青森	四一七、八九・三〇〇 ha	四、四〇、四五・八三五 ha	四二、九一五・一二五 ha	七、一四七・五〇〇 ha	一、五八八・〇四〇 ha
計					八、七二五・六三〇 ha

岩手	四一七、九四・四四〇	一、〇九八・九〇〇	四一九、〇三・〇四四	一九四、二五・五七〇	三、七〇三・〇一〇	三三、一一八・六六〇
宮城	一三二、五八・四三八	二二九・一三三	一三一、八〇五・七七〇	二二、一三六・六一〇	四、三九九・二八〇	一六、五五五・九九〇
秋田	四、八六七・七五〇	—	四、八六七・七五〇	—	—	—

(二) 地勢

當局所管區域地勢の骨格を構造するものは南北に縦走せる二條の山脈と稱し得べし。先づ西境を走る奥羽脊梁山脈は所謂本州北嶺山系の中帯にして第三紀層に屬する隆起陸塊山脈たり。之が基盤上に那須火山脈に屬する數多の火山噴出し、表裏日本の區劃線をなす。之と平行せる北上山地は秩父古生層に屬する紡錘狀の地塊たり。此等山脈の間を北上、馬淵の二川蜿蜒として流れ、沿岸に狭長なる平野を造る。尙北上川下流及荒雄鳴瀬川一帯には東北一の廣漠たる仙臺平野の展開せるを見る。

奥羽山脈の分脈は北方津輕下北の兩半島を起しW字形の陸奥灣を抱き、津輕海峽の深浦を隔て、北海道本島に對し、東は北上山地急斜して海に入るを以て平地に乏しく、リアス式海岸を造り直ちに太平洋の蒼茫たるに臨む。

イ、山系

山系を大別して五となす。奥羽脊梁山脈、北上山系、泊嶽連山、津輕山脈、恐山々彙即ち之なり。奥羽山脈は大なる隆起陸塊山脈にして北端は恐らく禮文、利尻、兩島附近に始まりて當局管内に入

り、秋田管内との分水嶺をなして南下し、下野山塊の東に至るまで延長約七五〇軒幅六〇軒に達し、大略八〇〇米内外の高度を有し、所々に構造盆地介在す。而して該山脈上には那須火山脈に属する火山所々に噴出して膨大なる峯巒をなすこと恰も球數の如く、山脈の高度を高むるに與つて力あり。即ち刈田嶽、須川嶽、駒ヶ嶽、岩手山、八甲田山等嶮峻峻峰隨所に聳立し、山勢一般に峻嶮なり。

北上山系は北上川の東方に沿ひ子午線的に配列せる長徑二五〇軒短徑八〇軒の紡錘狀の山塊にして、陸中を縦貫して陸前に入り、牡鹿半島を起す。主副分水嶺間には下屋敷、元木、達曾部、伊手等山間盆地界在し、山勢概して峻嶮ならざるも尙早池峯、五葉山等の名山を有す。

泊嶽連山は鳥海火山脈に屬し、青森、秋田の縣界をなす連山にして、西方日本海沿岸に起り、東方遙に陸奥の十和田湖附近に及ぶ。之が盟主岩木山は極めて整然たる標式的火山にして、豁如たる岩木平野に端坐し、津輕富士の名を以て呼ばる。奥羽脊梁山脈の一分脈は八甲田山より分岐し、津輕半島を起し、其の脊骨をなす。山勢一般に峻嶮ならずして標高三〇〇米を出すもの多からずと雖、蜿蜒として長く連り北端龍飛崎に及ぶ。恐山々彙は同じく是れ中央山脈の一岐にして、一度雌伏の後更に勃發して下北半島を形勢し、有名なる恐山を起すものなり。以上諸山系の主なる嶺峰を擧ぐれば左の如し。

順位	標高	山名	所在地
一	二、〇四一 ^m	岩手山	岩手縣岩手郡
二	一、九一三 ^m	早池峯山	岩手縣下閉伊外三郡

三	一、八一七	屏風岳	宮城縣刈田郡
四	一、七五九	刈田嶽	宮城縣刈田柴田郡界
五	一、六五七	須川嶽	岩手縣秋田宮城縣界
六	一、六四五	藥師嶽	岩手縣上閉伊稗貫郡界
七	一、六三七	駒ヶ嶽	岩手縣岩手郡
八	一、六二五	岩木山	青森縣中津輕郡
九	一、六一三	八幡平	岩手縣二戸郡
一〇	一、五八五	八甲田山	青森縣東津輕上北兩郡
一一	一、五五一	高田大嶽	青森縣上北郡
一二	一、五四八	赤倉嶽	青森縣東津輕上北郡界
一三	一、五四八	燒石山	岩手縣和賀郡
一四	一、五一六	櫛ヶ峯	青森縣南津輕上北郡界
一五	一、五〇〇	船形山	宮城縣加美宮城郡界
一六	一、四七八	烏帽子嶽	岩手縣岩手郡
一七	一、四四〇	和賀岳	岩手縣和賀郡
一八	一、四二七	毛無森	岩手縣上閉伊郡
一九	一、四二六	姥ヶ山	岩手縣岩手郡
二〇	一、四〇八	高倉山	岩手縣岩手紫波郡界
二一	一、三七三	經塚山	岩手縣和賀郡
二二	一、三四一	五葉山	岩手縣氣仙郡
二三	一、三四〇	横嶽	青森縣南津輕東津輕郡界
二四	一、三二三	盤城山	宮城縣刈田郡
二五	一、三一九	堺ノ神嶽	岩手縣下閉伊郡
二六	一、三一三	片葉山	岩手縣下閉伊郡
二七	一、二九四	六甲牛山	岩手縣上閉伊郡
二八	一、二六四	面白山	宮城縣名取郡
二九	一、二六二	小鍋山	宮城縣玉造郡
三〇	一、二四九	手形山	岩手縣和賀郡
三一	一、二四八	白森	岩手縣上閉伊稗貫郡界
三二	一、二三一	白神岳	青森縣西津輕郡
三三	一、二一四	藥師嶽	岩手縣和賀郡
三四	一、一五九	戸來嶽	青森縣三戸上北郡界
三五	一、一三一	小高嶽	岩手縣岩手郡
三六	一、一三〇	駒ヶ嶽	岩手縣膽澤郡
三七	一、一二四	姫神山	岩手縣岩手郡
三八	一、一〇二	三ツ森山	岩手縣和賀郡

三九 尾太山	一、〇八三	四三 眞蓋嶽	一、〇六〇	岩手縣和賀郡
四〇 稻庭嶽	一、〇七八	四四 平庭山	一、〇六〇	岩手縣九戸下閉伊郡界
四一 翁峠	一、〇七五	四五 八幡嶽	一、〇二〇	青森縣上北郡
四二 七時雨山	一、〇六〇	四六 摩須賀嶽	一、〇一八	青森縣西津輕郡

水系

水系の主なるものは奥羽脊梁山脈、及北上山脈に源を發して太平洋に注ぐ北上、馬淵の二川とす。北上川は所謂内外兩帶の分界線にして、源を奥中山に發し、大小九〇〇の支流を合して南駛する。と二三五軒有餘、陸中より陸前に出で石巻港に至りて太平洋に注ぐ。その流域實に二七四九方軒に及び、管内第一の大河にして兼ねて本邦有数の巨浸たり。下流七九軒間汽船を通ず。馬淵川は北上川と同じく中央北上の兩山脈に源を發して而も之れと反對の方向に流れ、主として中央山脈の諸河水を併せ八戸港に至りて太平洋に入る。岩木川は泊嶽連山に發源し、津輕平野を漑して北西に流れ、十三瀨を経て日本海に注ぐ。流程五〇軒以上の河川を列擧すれば次の如し。

順位	河川名	水源地名	流末地名	流程
一	北上川	岩手縣二戸郡小島谷村	宮城縣石巻市	二三五軒

二	追川	宮城縣栗原郡花山村	宮城縣遠田郡籠嶽村	一三〇
三	江合川	宮城縣玉造郡鬼首村	宮城縣桃生郡前谷地村	一一八
四	馬淵川	岩手縣九戸郡國境峠	青森縣八戸市	一一四
五	和賀川	岩手縣和賀郡澤内村	岩手縣和賀郡鬼柳村	九八
六	鳴瀬川	宮城縣加美郡小野田村	宮城縣加美郡野蒜村	九八
七	岩木川	青森縣南津輕郡碓ヶ關村	青森縣西津輕郡十三村	八六
八	猿ヶ石川	岩手縣上閉伊郡附馬牛村	岩手縣稗貫郡矢澤村	七二
九	白石川	宮城縣刈田郡七ヶ宿村	宮城縣柴田郡槻木町	七一
一〇	閉伊川	岩手縣下閉伊郡門馬村	岩手縣下閉伊郡宮古町	七〇
一一	小本川	岩手縣下閉伊郡小川村	岩手縣下閉伊郡小本村	六八
一二	相坂川	青森縣上北郡十和田村	青森縣上北郡百石町	六三
一三	安比川	岩手縣二戸郡荒澤村	岩手縣二戸郡御返地村	六三
一四	坪川	青森縣上北郡天間林村	青森縣上北郡天間林村	六三
一五	荒川	青森縣東津輕郡荒川村	青森縣青森市	五九
一六	丹藤川	岩手縣岩手郡	岩手縣岩手郡川口村	五九
一七	五戸川	青森縣三戸郡戸來村	青森縣三戸郡市川村	五五
一八	赤石川	青森縣西津輕郡赤石村	青森縣西津輕郡赤石村	五五
一九	阿武隈川	福島縣	宮城縣亙理郡荒濱村	五五

二〇	名 取 川	宮城縣名取郡秋保村	宮城縣名取郡秋保村	(海)	五一
二一	贈 澤 川	岩手縣贈澤郡若柳村	岩手縣贈澤郡金ヶ崎村	(北上川)	五〇

湖沼も亦乏しからず、就中十和田湖最も有名なり。同湖は中央山脈と泊嶽連山との交會地點にありて南北一〇軒東西九軒四圍深山を環らし、閑寂幽邃眞に太古の偉あり。風光の珍奇跌宕なる、多く其の比を見ず。

尙これ以外に五〇〇陌以上の面積を有するものに小河原沼、鷹架沼(青森縣)伊豆沼(宮城縣)等あり。又赤沼は面積大ならざれ共水深の深き山湖たるを以て著名なり。

(三) 地 質

管内の地質を構成せる岩層中最古のものは古生層にして、陸前登米附近より始まり子午線と平行して北に延長し、紡錘形をなして陸奥八戸の南方に於て盡く。北上山脈は主として之に屬し、本邦地質上特色を帯ぶるを以て名あり。概ね砂岩又は粘板岩より成り、其の間に石灰岩、礫岩、輝綠凝灰岩、珪岩等を介在し、構造複雑にして層位も亦一定せざるが如し。花崗岩及肉綠岩は岩床、或は岩株を爲して其の間に顯はる。即ち上部及中部秩父系に屬するものあり。中生層は北上山脈の東南部に發達し、東は直ちに太平洋の蒼波に洗はれ、西は北上川の縦谷に境す。主として三疊系及侏羅系より成り、僅に古生層の地層を其の中に點々撒布するに過ぎざるのみ。三疊系の分布は石巻附近雄勝濱、志津川等にして粘板岩及砂岩の互層、砂岩及礫岩の互層、粘板岩及砂岩の互層よりなれり。粘板岩は俗に

之を玄昌石と稱し、概ね黒色にして硯石、瓦、建築石材として盛に採掘せらる。侏羅系は牡鹿半島附近に發現し、粘板岩を主とし、小許の砂岩を含む。

奥羽山脈核心山塊は所謂瑞穂統、即ち第三紀層にして比較的廣大なる面積を占め、之を構成せる岩石は地方により多少の變化あるを免れずと雖も、概ね砂岩、泥板岩、礫岩及凝灰岩なり。北上山地に於ては第三紀層の分布甚だ局限せられ、主として久慈地方に發達せるのみ。

第四紀層は此等諸山脈の間にある大河の附近及海岸地方に發達せるを見るものにして、壟坳、砂礫粘土等の柔軟粗鬆なる岩石より構成せらるゝも、其の成層の順序は地方により種々異なるものゝ如し。

噴出岩中主たるものは花崗岩にして、構成主成分中雲母及角閃石は所により互に増減ありて、或は角閃花崗岩となり、雲母花崗岩となり、或は閃雲花崗岩となることあり。陸奥西津輕郡に露出するは黒雲母花崗岩に屬し、羽前金華山附近及陸中宮古附近のものは角閃花崗岩、北上山地の古生層を貫通せるものは閃雲花崗岩に屬す。

輝綠岩は陸前、陸中等の太平洋沿岸に接する地方に在りて、斑狀石理を呈し、輝石は斑晶暗綠色の石基中に散點す。其の他斑崗岩、蛇紋岩、閃綠玢岩、輝綠玢岩、流紋岩等の小露出を見る。成層火山の裾野には殆んど多少の火山岩屑を見ざるなしと雖も、特に能く其の發達せるは岩手山、八甲田山の周麓十和田湖の四邊なり。

火山多き當局管内には温泉の湧出する所多かる可きは、概易き理にして、青森の東方の海岸には淺虫の有名なる温泉郷あり。八甲田山地には無數の温泉湧出し、就中酸湯は強き酸性硫酸泉にして

名あり。桂月愛浴の薦温泉も之が附近たり。

岩手火山群の北端八幡平附近には幾多の温泉湧出し、尙南端には花巻温泉あり。設備の完備せる天下にその名あり。

更に南下すれば須川温泉海拔一、六六〇米の高所に在るの外、宮城縣に入りては鳴子温泉郷附近には鳴子川渡赤湯中山平等の温泉荒雄川に沿ひて湧出量の大きな亦天下に名あり。

尙内縁火山帯に屬するものには、岩木山の東南大鰐、藏館の温泉あり。更に南下すれば碓ヶ關の温泉を見る。

(四) 氣象

當局管内は北緯三十八度より四十一度半に亘り、緯度の差實に三度半に及べるが故に、單に水平的に見るも南部と北部とに於て氣象上大なる懸隔あるを知る。而して山嶽重疊地勢亦甚だ複雑なるを以て氣象の變化實に著しきものあり。

本州の南部に季節風の氣候型を與ふる黒潮は犬吠崎より磐城沖を通過し、金華山沖より東北に轉向するを以て一般に梅雨の現象無く、他方ベールリング海峡より南下する寒流親潮は夏は金華山沖冬は犬吠崎附近に達するを以て、氣温は一般に低下し零下に降る事稀ならず。

而してかゝる暖寒流の配置のため暖温なる風寒流に觸るゝが故に海上に濃霧を起して氣候の平衡破れ易く、爲めに農作物に影響を及ぼし、古來凶作の多きを以て知らる。年平均氣温は一〇度前後にあり之を以南の本州に比すれば長野縣の山地に匹敵し、東海地方よりは五度低し。

奥羽山脈其他の山地は概して高度二五〇乃至三〇〇米を上る毎に攝氏一度を減する割合にして而も寒暑の差激しく所謂大陸性の氣候區を形成す。降水量は一般に少く年平均一、〇〇〇耗乃至一、二〇〇耗の間にして、降水日數は十日につき四日前後の割合たり。

風向は一般に冬期は南西風、夏期は北東風多く、初霜は十月中旬に之を見、晩霜は五月下旬に及び、降雪は十一月上旬に始まり、四月下旬に到る。之れ林木の生育上注意すべき事項なりとす。次に管内所在の測候所に於ける既往五ヶ年の觀測結果を示さん。

測候所名	位 置		氣 温			濕 度 %	降 水 量 mm	風			摘 要
	海拔高	北 緯	東 緯	平均	平均最高			平均最低	平均速度	最大速度	
仙臺	三六、四	三八、二六	一四〇、四	一一、一	一六、一	七、〇	一、三三	一、三三	一、三三	NW	
石巻	三三、三	三八、二六	一四一、九	一〇、〇	一五、〇	七、七	一、〇六	一、〇六	一、〇六	NW	
宮古	二九、〇	三九、三八	一四一、五九	一〇、五	一六、一	七、四	一、〇九	一、〇九	一、〇九	W	
水澤	〇、六	三九、〇八	一四一、〇八	一〇、三	一五、〇	五、六	一、〇七	一、〇七	一、〇七	N	
盛岡	一四、五	三九、〇三	一四一、〇九	九、九	一四、六	四、六	一、〇七	一、〇七	一、〇七	S	
青森	三六、三	四〇、九	一四一、七	八、九	一三、四	四、五	一、一七	一、一七	一、一七	SW	

(五) 林況と蓄積

當局管内は主として温帯に屬し、唯宮城縣の太平洋沿岸に暖帯植物繁茂し又各高山の頂上に寒地性植物の發育を見るの外、ブナ帶特有林木を殆ど網羅して其の種類二百有餘種に達す。此等は夫々適地に茂生し、或は純林として或は混生林として巨幹を連ねて美林をなすもの頗る多し。

試に其の最なるものを擧ぐれば、津輕、下北兩半島に於けるヒバ林、十和田、早池峯のブナ林、岩手縣下に於けるアカマツ林、深浦、石巻、白石、地方のケヤキ林等は皆に美林として喧傳せらるのみならず、其の材質の優良なるは既に中央市場に聲價を高めつゝあるに因りて識るを得べし。次に此等主要樹種の分布狀況に就き概説すべし。

當局管内國有林に於ける代表的樹種たるヒバは津輕、下北兩半島を宗とし、弘前、大鰐、東岳地方以上青森縣、早池峯山及五葉山(以上岩手縣)の各地に分布するものにして、津輕半島及大鰐方面は概ね純林を爲し、胸高直徑六十糎、樹高三十米内外のもの生育し、一陌五百立方米の蓄積を保持する優良林分連互し、本邦三大美林の一たる名を縦にする亦所以なきに非らざるなり。下北半島其の他に於けるものは概ね二、三割のブナ、ナラ其の他闊葉樹を混生し、更に岩手縣下に於ては其の上部界に於てヒメコマツ、アラモリト、マツ、コメツガ等の針葉樹を混生せるものあり。直徑樹高共に前者に一籌を輸するものあり。其の蓄積亦混生歩合により局部的に差等ありて一様ならざるも、概ね一陌二百乃至四百立方米の間にあるを通例とせり。

本邦に其の美を誇る秋田スギ林は縣界を越へて當局管内碗ヶ關、大鰐、雫石、地方に其の片影を表はす。其の面積僅に五千陌に過ぎざるも、直徑八十糎、樹高三十五米内外のもの繁生し、一陌當り四百立方米の蓄積を保有して、畫尙闇き密林をなし、彼のヒバ林と相俟て本邦美林の面影躍如たるものあり。

東北松(東山松)として中央市場に其の聲價を謳はるゝアカマツに關しては、青森縣野邊地地方及岩手縣下の大部分其の最適地にして、直徑四十糎、樹高二十五米内外のもの到る處に繁茂し、優良材を生産せり。尙社寺土地其の他特殊林に於けるものは、往々直徑八十糎、樹高三十五米餘の巨幹亭々として聳立し、其の生立面積僅少なりと雖各地に散在し、大材の生産に任ぜり。

針葉樹としては前記の外局部的に成林せるものにアラモリト、マツ、コメツガありて、八甲田山、岩手山、早池峯山等の森林上部界に繁茂し、又各地の聳立せる峯通に群生せるヒメコマツは、兀々たる斷崖に風趣を添へ、宮城縣下の山麓、闊葉樹林内に團生して其の雄姿を誇る。モミは往々直徑一米、樹高三十五米に及ぶもの珍しからず。

温帯の代表樹種たるブナは當局内にありて其の生立區域最も廣く、奥羽山脈の大部分と北上山系の上部界に占據し、到る處に殆ど純林とも云ひ得べき美林鬱蒼たるものありと雖も、十和田事業區奥入瀬溪流兩岸の大森林は蓋し其の最たるものなるべく、一度奥入瀬川の支流を探ぐるものは、直徑一米餘、樹高三十米餘の巨幹轟々として連り千古の山氣に壓迫を感ずべし。之に亞ぐは岩手山、早池峯山、栗駒岳、藏王山等の山腹に於ける原始美林にして、本邦ブナ林の寶庫なりとす。

ナラ、グリは自然に極盛相こして生立する區域も固より存在すれども、他の陰性樹の原始林を人為的に征服せる山地は、夫等陽性闊葉樹の占領する所となりて生立面積を増大せり。就中、舊南部領の如く畜産を奨勵し、牛馬を飼育せる地方は其の飼料を獲得する爲、火を以て森林を撃退せる爲、北上山系の山足は盡く原始林其の跡を絶ち、ナラ、グリに占據する所となり、爲めに其の優良材分も亦少からず。而してナラ、グリの実質は古來地方民の常食として重要な位置を占めつつあり。

潤葉樹用材の王座を占むるケヤキは、深浦、石巻等海岸地方に繁生し、又栗駒、岳山、白石、事業區等奥羽山脈地帯の南部に於ける潤葉樹林内に混生せり。最近交通の發達と共に之が利用の途開け、直徑六十糎を越ゆる大木漸次減少しつつあり。

宮城縣下の海岸地方は暖流の影響により暖帶性の樹種生育し、カヤ、タブノキ、ウラジロガシ等は、其の優なるものにして直徑五十糎を越ゆるもの極めて稀なり。

右は天然生林の主なるものを略説せるも、當局は明治中葉期より適地を求めて優良樹種の増殖に努め、森林の改善に全力を傾倒したる結果、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、ケヤキ、クリ、クヌギ其の他潤葉樹の人工林亦頗る多く而も既に五十年生に達せるものあり。

管内に天生せる主なる樹種の垂直分布並樹種別蓄積を左に表示して林況の梗概を知るに便せんとす。

樹種別蓄積表

(昭和十年四月一日現在)

總蓄積一〇九、五七六、三八八立方米、竹七、四七五束

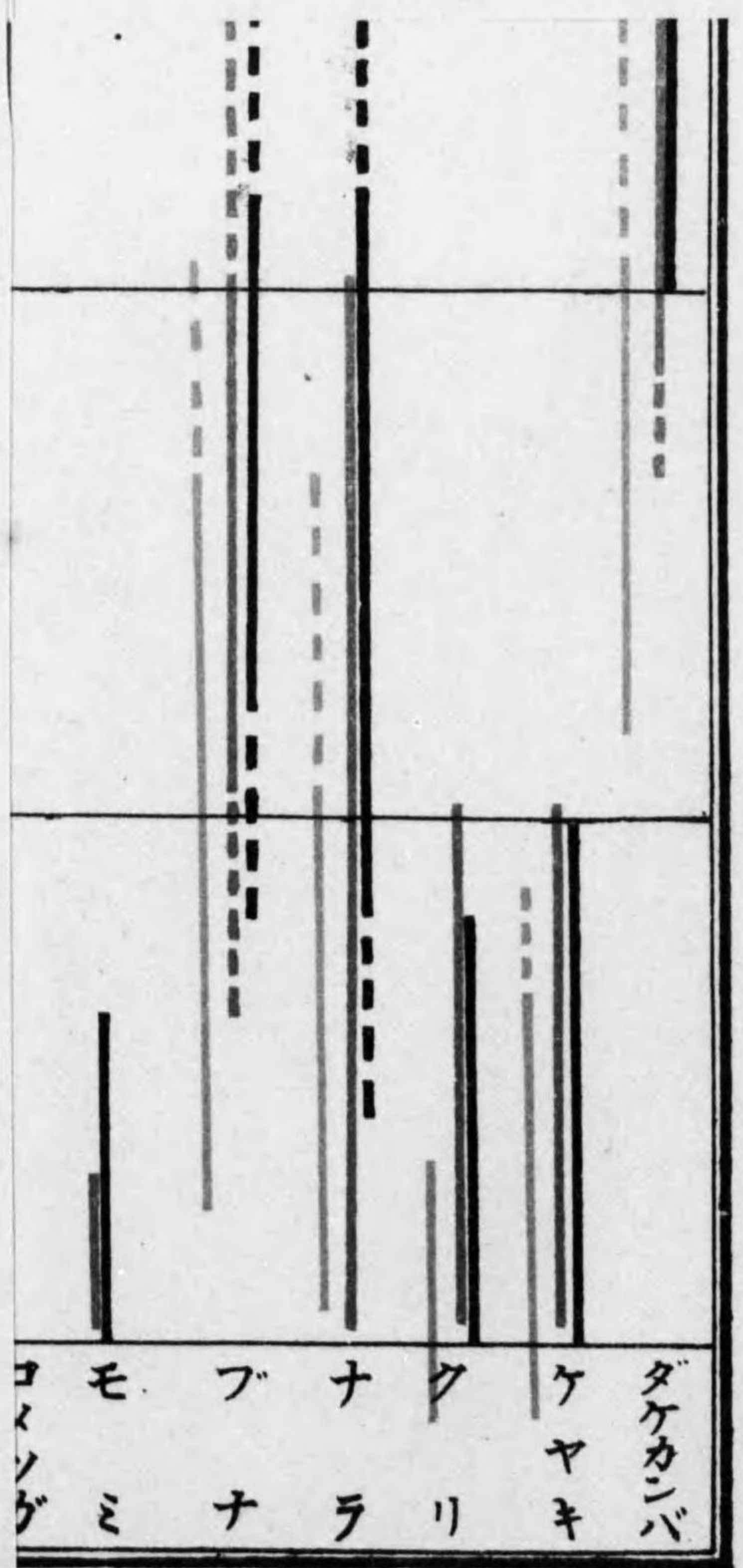
針葉樹

樹種名	蓄積 m ³	樹種名	蓄積 m ³	樹種名	蓄積 m ³
スギ	二、〇六七、五一〇	サハラ	四四九	ネズコ	二一四、七四九
ヒノキ	二七六、〇六九	ハラ	一八、七一五、〇一〇	アカマツ	三、一七九、六一〇

潤葉樹

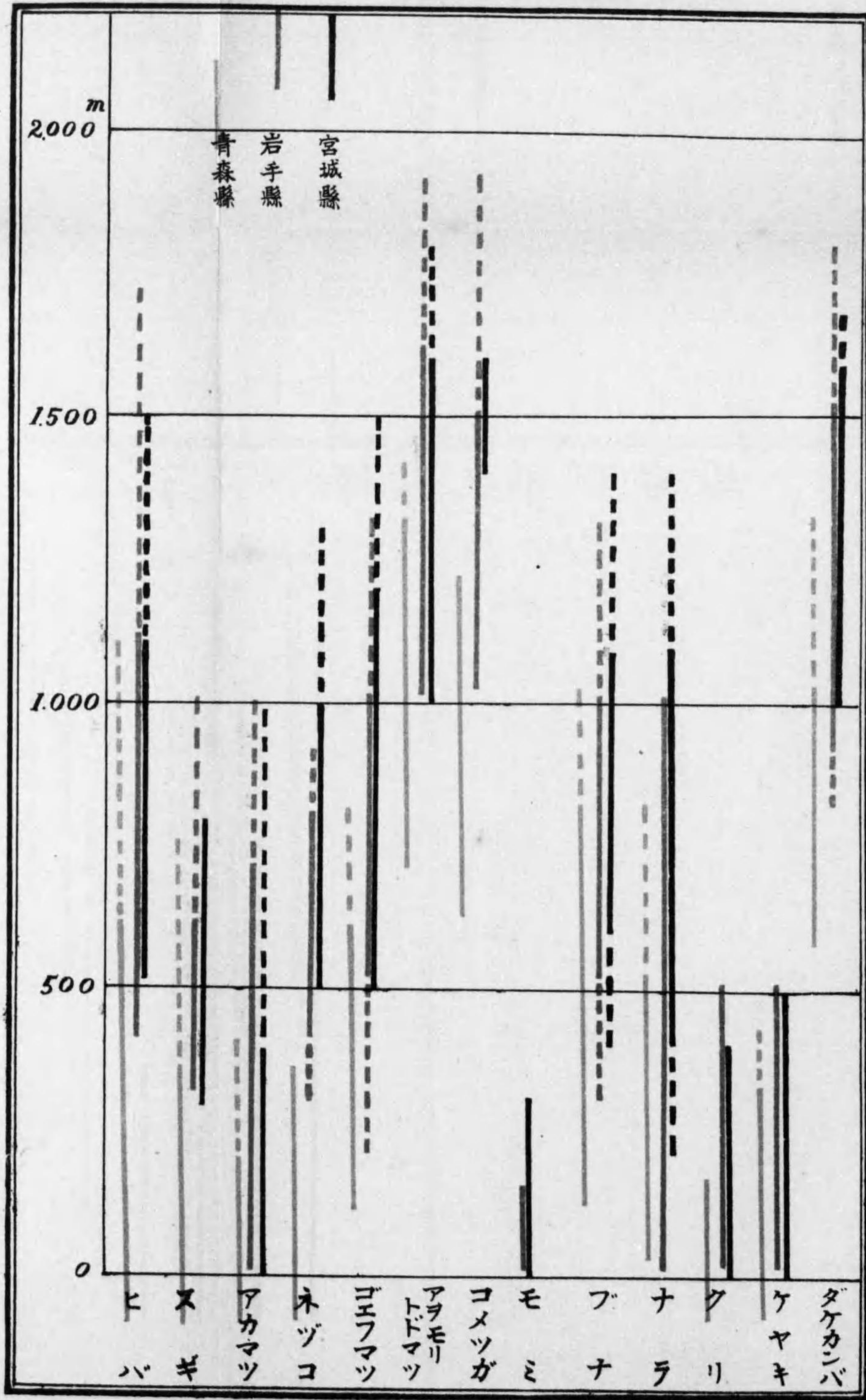
クロマツ	一〇〇、〇四六	タウヒ	一四	歐洲アカマツ	一九
ヒメコマツ	一七四、五七〇	エゾマツ	四	アイグロマツ	二一
カラマツ	四九一、三〇二	コメツガ	三〇四、八三四	計	二六、一七三、九六六
モミ	八二、六〇〇	カヤ	一、二二六		
アナモリトドマツ	五六五、七三二	イチキ	一〇	竹	七、四七五

樹種名	蓄積 m ³	樹種名	蓄積 m ³	樹種名	蓄積 m ³
アナ	四三、九二七、二三四	カツラ	四四九、一〇五	ドロノキ	一六、五四三
ナラ	一一、四八三、六一七	ヤチダモ	八、九一七	ヲノヲレカンバ	九、七八九
クナ	一、三三七、二一〇	トネリコ	六、九三四	アサダ	二五、五九〇
クヌギ	六二、四六〇	イタヤカヘデ	三、二〇九、〇七三	カシバ	七〇九、一九三
カシハ	一七七、八二四	モミヂ	二九三、三一六	ミヅメ	一七五、五二二
ケヤキ	一七五、四七一	ウラジロカシ	一、八〇四	シデ	一三一、五六〇
ニレ	六、一二三	セシノキ	二二七、三三六	シナリザクラ	一、六五九
ホノキ	四二四、九九九	サハグルミ	七五八、二二九	タブノキ	九九八
トチノキ	一、三六一、一三九	オニグルミ	五一、一〇六	ヤマザクラ	四九、〇三二



イヌエンジュ	九九	エゴノキ	一六七	コブシ	一一四
キハダ	五、五六六	ハンノキ	八八、〇一八	ヤマナギ	八二一
ヤマウルシ	三三	アラダモ	九、〇四〇	キク	八二
ミヅキ	一五、九七八	アヅキノナシ	七、四六五	歐洲ハンノキ	一八
シナノキ	四三、五四〇	ナ、カマド	三、一六一	アヲハダ	三七九
ツバキ	一五四	ハクウンボク	九二七	其ノ他洞葉樹	一八、一三二、四六八
コシアブラ	一、二四八	ウハミツザクラ	六六一	計	八三、四〇二、四二二

主なる樹種の垂直分布



m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

イヌエンジユ	九九	エゴノキ	一六七	一八、一三二、四六八
キハダ	五、五六六	ハンノキ	八八、〇一八	一八、一三二、四六八
ヤマウルシ	三三	アラダモ	九、〇四〇	一八、一三二、四六八
ミヅギ	一五、九七八	アヅキノナシ	七、四六五	一八、一三二、四六八
シナノキ	四三、五四〇	ナ、カマド	三、一六一	一八、一三二、四六八
ツバキ	一五四	ハクウンボク	九二七	一八、一三二、四六八
ウハミツガクラ	一、二四八	ウハミツガクラ	六六一	一八、一三二、四六八
コシアブラ		計		八三、四〇二、四二二
		其ノ他潤葉樹		
		歐洲ハンノキ		
		アヲハダ		
		キナ		
		ク		
		ヤキ		
		シ		
		ハ		
		ノ		
		キ		
		モ		
		ナ		
		ラ		
		リ		
		ケ		
		ヤ		
		キ		
		タ		
		ケ		
		カ		
		ン		
		バ		

(六) 交通

管内は三面繞らずに海を以てし北には津輕斗南の兩半島遠く海洋に突出し岩手、宮城の東海岸又良港、要津に乏しからず、主なるものは青森、八戸、宮古、鹽釜の二種重要港と深浦、鯉ヶ澤、大湊、大間、久慈、山田、大槌、釜石、大船渡、長部、廣田、志津川、秋濱、女川、渡波、氣仙沼、石巻等の要港に青森縣四〇、岩手縣二〇、宮城縣四〇の小港ありて海岸地方の水運の便をなせり。而して内には鐵道ありて東北及奥羽線は管内を縦貫し加之横斷する支線共昭和九年度末にて宮城縣二九七軒、岩手縣四九六軒、青森縣三六七軒、計一、一六〇軒に達し更に十年には大船渡線は盛町迄、山田線は山田町迄開通進んで釜石町に向つて着工、花釜線亦十一年三月より着工の運に至れり、仙山線は十二年に完通、五能線は十一年七月に全通せんとす、尙待望の青森―三厩―五所川原線及田名部、大間線の一部も着工の豫定となり、之れが完成の際には管内林産物輸送上に至大の便益を與ふべし。然るに私鐵は極めて發達せず、僅かに三九九軒に過ぎず、之れも一、二の線を除けば何れも自動車の壓迫を蒙り辛じて經營し居る状態にして爲に自動車兼營するもの尠からず。殊に最近自動車の發達著しく管内を通じ乗用一、八〇〇臺、貨物其他一、六五六臺に及び交通網の不備を補ひつゝあり。其他宮城縣には阿武隈川、名取川、鳴瀬川、岩手縣には北上川、馬淵川、青森縣には岩木川、相坂川あり共に筏流可能にして其他無數の小河川は概ね管流をなすに適す。

(七) 一般産業

管内青森、岩手、宮城の三縣下は本州の東北端高緯度の地を占め、總面積三、二一三、九八〇ヘクタールにして本邦全土の約一割の面積を有し、氣候概して寒冷にして天惠薄けれども、東北の二面は太平洋津輕海峡に臨み本邦優秀の漁場を有す。内には奥羽、北上の兩山脈北より南に走り高峰相連互し鬱蒼たる森林地帯、廣漠たる原野と又北上川、岩木川の沿岸には豊饒なる沃野あるを以て林業、畜産、鑛業、農業等の資源の地たらしむ。

斯る自然的、地理的環境に在りて天惠薄きも雖も全國にその名聲を博する産物尠からず、今三縣下に於ける主なる生産物を掲記するに先づ森林地帯には千古斧鉞を入れざる鬱蒼たる森林多く其の内日本三大美林の一と稱せらるゝ津輕ヒバ林ありて年々優良材を多量に産し又岩手縣の赤松は其の名高く、全縣下の木炭は生産量に於て全國第一位を占め岩手木炭の聲價を發揮しつゝあり。尙青森、岩手の兩縣に跨る舊南部藩に屬する地域は年々優秀の馬を多數に産し、競馬界に駿足を送り又軍馬の供給地として重要視せられ、津輕林檎又全國的に名聲を博し多量の優良品を移出し其の生産高昭和八年に於て五百拾三萬二千圓にして全國の約六割四分を占む。

尙鑛産に付て觀るに岩手縣に釜石、松尾の兩鑛山ある内釜石鑛山は鐵鑛にして昭和九年の調査によれば二、六八五、〇二三圓の生産あり、又松尾鑛山は硫黃、硫化鐵にて三、四六七、一九五圓の鑛産高を示し兩者共に其の聲價全國に冠たり。

次に水産に於ては宮城、岩手兩縣の沿岸は日本三大漁場の一にして漁獲物、水産製造物の發展著しく殊に宮城縣産牡蠣の養殖收穫高は貳拾參萬九千參百七拾五圓、昭和八年度農林省統計、其の生産高は他の生産物に比して僅少なり、雖も近年米國に種蠣として輸出せられ、又金華山沖の捕鯨漁業は

東洋一と稱せられ、昭和八年度農林統計に依るに宮城縣鮎川港に於ける捕鯨數四〇八頭、其の生産額三拾四萬四千三百二拾二圓、岩手縣釜石港に於ては二拾二萬四千三百九拾一圓の生産ありて兩者とも東洋に冠たり。以上は三縣下に於ける特殊産業なるも農業は前述の如く氣候概して寒冷の地なる故に屢々冷害凶作の打撃を受け、且つ農業技術不振なるを以て他の地方に比して特記すべき生産物なし。

尙三縣下に於ける産業の現勢を觀るに昭和八年度三縣統計に依れば總生産額は三億四千六百八拾九萬一千五百四拾五圓、其の内岩手縣は一億二千六百七拾六萬九千五百四拾二圓、宮城縣一億一千四拾八萬七千七百七拾圓、青森縣一億百六拾三萬四千八百三拾三圓にして岩手第一位、宮城、青森の順位なり。更に之れを三縣各産業に付生産總額の順位を列擧するに農産額遙に多く一億六千三百六拾萬九千四百二拾五圓にして最位とし、工産額は八千三百拾八萬四千五百八圓で之に次ぎ、水産額は四千百六拾萬九千九百五圓にて第三位を占め鑛産額、林産額は各二千萬圓臺で第四位となり、畜産額は遙に劣り約七百四拾萬圓にして第五位の順位を示せり。

更に之を縣別各産業に付觀るに――

青森縣 本縣に於ける農産物總生産額は四千六百七拾五萬一千五百二拾八圓にして縣全産額の四割六分を占め、米、麥、大豆、馬鈴薯、粟、林檎、柿等を主なるものとす、工産總額は三千四百四十九萬三千七百六十六圓にて總生産額の三割四分を占め、農産物に次ぎ重要な産業とす、其の内主なるものは製材、セメント、酒類、罐詰、木製品、薬製品、織物、油類、漆器等とす。水産總額は一千拾三萬九千五百三圓にして、柔魚、鱒、鮎、鮑、昆布、帆立等の生魚、貝、海藻類、及イワシ、粕、スルメ等の水産加工品とす、林産總額は七百三拾

五萬百七拾八圓にして總生産額の七分に該當し楡杉の用材、木炭、薪炭材を其の主なるものとす。畜産總額は二百五拾一萬七千六百拾五圓にして、牛馬、家禽、牛乳、産卵等なるも其の生産額僅少なり。鑛産總額は三拾八萬二千二百四拾三圓にして本縣産業中最も不振なり。

岩手縣 本縣に於ける農産物生産總額は四千九百六拾二萬一千六拾圓にして總生産額の三割九分を占む。其の主なるものは麥、米、大豆、稗、粟、小豆、馬鈴薯、各種蔬菜及生柿、桃等の果實、タバコ、草、大麻、胡麻等とす。鑛産物總生産額は二千四百四拾四萬五千八百二拾七圓を示し、農業に次ぐ重要産業にして鐵、硫黃、硫化鐵鑛を其の主なるものとす。殊に本縣内には至る處鑛山あり中にも、釜石鑛山、松尾鑛山は本縣のみならず本邦に於ける有數なる鑛山なるを以て、今後の活躍は本縣産業に與ふる影響甚大なるものなり。工産物生産總額は二千四百一萬四千六百二拾五圓にして總生産額の一割九分を占め、其の内木製品、石材、土石及鑛水、晒及染物等を主なるものとす。水産物生産額は一千三百九拾七萬七千六百參拾四圓にして其の主なるものは鱈、矛魚、ブリ、鮑、鮭、ワカメ、アマノリ等の魚獲物及イワシ、粕、カツラ節、スルメ、イワシ油等の加工品とす。林産物生産總額は一千百九拾三萬三千九百四拾三圓其の内主なるものは木炭、赤松、杉等の用材、薪炭材等にして、其の内にて中木炭の生産物は三割二分を占め本縣のみならず本邦に冠たり。畜産物生産總額は二百七拾七萬六千四百五拾三圓を示し三縣中最も旺盛にして、馬、牛、綿羊、山羊、家兎等其の主なるものなるも、馬の飼育は殊に盛にして飼養戸數五四、二四〇戸飼養頭數八七、四四五頭一ヶ年の生産額數九、一〇〇餘頭なり。

宮城縣 本縣に於ける農産物生産總額は六千七百二拾三萬六千八百三拾七圓にして、本縣總生産額の五割七分を占む其の主なるものは米、蕎麥及大豆、馬鈴薯、甘藷、小豆等の食用農産物、生柿、干柿、葡萄等

の果實及白菜、生大根、茄子、里芋等の蔬菜類とす。工産物生産總額は二千四百六拾七萬六千百拾七圓にして、總生産額の二割一分を占め、其の主なるものは酒類、綿糸紡績、菓子類、織物、醬油、罐詰、印刷物、鐵製品とす。水産物生産總額は一千七百四拾九萬二千七百六拾八圓にして總生産額の約一割五分を占め沿岸遠洋の總漁獲高は七百拾萬二千二拾三圓にして其の内沿岸漁獲高は二百拾五萬四千拾八圓、遠洋漁獲高四百九拾四萬八千五圓なり。而して沿岸獲中主なるものは鱈、鮭、鮑、遠洋漁業中主なるものはカツラ、鯖、カレイ、ヒラメ、フカサメ、拔魚等とす。尙水産加工品の生産額は九百五拾三萬二千九拾九圓にして其の主なるものは節類、鹽乾、煮乾、竹輪、カマボコ、ホシノリ、イワシ粕、魚油、養殖による收穫としてはカキ、アマノリ、ウナギ、鯉等あり。

尙鑛産總額に於ては二、八九一、三〇五圓にして、本縣總生産額の二分を占む、其の主なるものは鑛石、亞鉛、鉛、銀等なり。

更に三縣下總生産額を總戸數、總人口により一戸當、一人當に付平均額を觀るに青森縣は一戸當六六七圓一人當一〇九圓、岩手縣は一戸當七七三圓一人當一二四圓二八、宮城縣一戸當六二三圓一人當九九圓二八となり其の平均額は岩手、青森、宮城の順位となる。

生産總覽

昭和八年度

縣別	總價額	農産	水産	林産	畜産	工産	鑛産
青森	10,108,101.00 円	5,171,111.00 円	1,011,101.00 円	7,011,101.00 円	11,111,101.00 円	3,111,101.00 円	1,111,101.00 円

年	年 八	年 七	年 六	年
次	宮 岩 青 計 城 手 森	宮 岩 青 計 城 手 森	宮 岩 青 計 城 手 森	次
總價額	一〇〇 三四 三七 二九%	一〇〇 三五 三五 三〇%	一〇〇 三八 三六 二六%	總價額
農產	一〇〇 四一 三〇 二九%	一〇〇 四一 三一 二八%	一〇〇 四四 三二 二四%	農產
水產	一〇〇 四二 三四 二四%	一〇〇 四〇 三五 二五%	一〇〇 四三 三三 二四%	水產
林產	一〇〇 一七 五一 三二%	一〇〇 二〇 五〇 三〇%	一〇〇 二〇 五〇 三〇%	林產
畜產	一〇〇 二八 三八 三四%	一〇〇 三〇 三七 三三%	一〇〇 三二 三五 三三%	畜產
工業	一〇〇 三〇 二九 四一%	一〇〇 三二 二七 四一%	一〇〇 三五 三〇 三五%	工業
礦產	一〇〇 一一 八八 一%	一〇〇 七 八九 四%	一〇〇 一一 八七 二%	礦產

三縣下種類別生產總覽百分比

宮 城	八 年	七 年	六 年
總價額	一〇〇	一〇〇	一〇〇
農產	五七	五三	五一%
水產	一五	一六	一五%
林產	三	四	四%
畜產	二	二	二%
工業	二	二	二五%
礦產	二	一	三%

縣 別	岩 手	青 森	縣 別	
總價額	八 年	七 年	六 年	總價額
農產	一〇〇	一〇〇	一〇〇	農產
水產	一〇〇	一〇〇	一〇〇	水產
林產	一〇〇	一〇〇	一〇〇	林產
畜產	一〇〇	一〇〇	一〇〇	畜產
工業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	工業
礦產	一〇〇	一〇〇	一〇〇	礦產

縣別生產總覽百分比

一戶當
 宮 岩 青
 城 手 森
 六二三四
 七七三四
 六六七圓

一人當
 宮 岩 青
 城 手 森
 九四二八
 一二四圓二八
 一〇九圓〇六

宮 岩	八 年	七 年	六 年
總價額	三六、七六九、五四三	二八、四八七、七〇〇	三六、八八二、〇〇〇
農產	一、三、六〇九、四三五	一、七、三三六、八三七	一、九、六二二、〇〇〇
水產	四、六〇九、九〇五	一、七、四九二、七六八	一、三、九七七、六三四
林產	三、三六六、九九三	四、〇一〇、九七二	一、九、九三三、九四三
畜產	七、四〇二、三四〇	二、一〇八、一七一	二、七、七六、四四〇
工業	八三、一八四、五〇八	二、四、六七六、一七	二、四、〇一四、六二五
礦產	二、七、七一九、三七五	二、八、九一、〇〇五	二、四、四四、八二七

三、歳入歳出

歳入に付ては明治四十一年度に於て、壹百六拾貳萬圓の收入に過ぎざりしが、其後管轄區域の變更、斫伐事業分量の増加、樺材價の向上、經濟界の好況等により、逐年増加を辿りたるも、大正十四年度に於ける六百五拾貳萬貳千六百圓を頂點として、翌大正十五年年度に於ては、六百七萬貳千圓に減少、其後財界の不況相次ぎ、逐年收入を減少するに至れり。

又歳出は各種事業の擴張と共に、漸次増加の傾向を辿り、殊に近年各種災害に對する救濟事業實施の爲經費の増嵩となり。之等は主として地元出役人夫の賃金として支拂のもの多額を占め、農山村方面の窮狀を緩和せること多し。

今歳入歳出の狀況を示せば別表所掲の通りとす。

イ、歳入

自昭和七年度至昭和九年度各目別收入額

科 目	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
總 額	四、四三、八八、七〇	四、一七、三七、三〇	四、三六、七六、〇〇
經常部 (部)	四、四九、八六、三〇	四、二九、三六、五〇	四、一五、六五、九〇
官業及官有財産收入 (款)	四、四三、七五、一〇	四、一七、六四、四〇	四、三六、四三、七〇

科 目	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
森林收入 (項)	四、四三、八八、七〇	四、一八、六九、四〇	四、一七、七六、八〇
木竹拂下代	一、三六、九〇、一〇〇	一、三二、一一、二一〇	一、〇一、〇〇、〇〇〇
斫伐製品拂下代	二、九七、八、七二、八〇	三、〇七、七、八七、〇〇	三、一〇、八、七三、八〇
雜種物拂下代	九、四四、八、六〇	九、一三、二、五〇	一一、七、三、四、五〇
地所貸下料	五、九三、三、三〇	六、〇三、三、〇〇	五、五、三、三、六〇
林野附帶設備使用料	一、四、二、三、三〇	一、六、一、五、二、七〇	二、〇、〇、三、八、八〇
林野拂下代	一〇一、六、八、七、五九〇	九、四、四、九、七、五〇	四、六、八、八、八、〇〇
辨 償 金	一三、三、三、三、五五〇	六、一、六、九、一、八〇	七、八、三、六、六〇〇
違 約 金	一三、三、四、一、〇、一〇	二二、三、〇、八、〇、〇	二五、三、四、三、九、七〇
年賦及延納金	一八一、九、二〇〇	一七〇、〇、〇、〇	二八〇、〇、二、九〇
雜 收	一、六、四、八、五〇	六、五、八、〇〇	一、六、六、三、九〇
官有物貸下料 (項)	九、四六、九、九〇	一、〇、四、〇、〇、〇	九、七、五、三、三〇
建物貸下料	九、三九、五、四〇	一、〇、三、三、〇、〇	九、七、二、六、三〇
地所使用料	七、四、五、〇〇	二一、九、〇〇	九〇、〇、〇
雜 收 入 (款)	四、九〇、九、四六〇	四、〇三、四、四〇	五、三三、〇、一、二〇
恩給法納金 (項)	三、八、二、二、〇、一〇	四、〇〇、〇、〇、一〇	四、八、二、一、〇、二〇
文 官 納 金	三、八、二、二、〇、一〇	四、〇〇、〇、〇、一〇	四、八、二、一、〇、二〇
利子收入 (項)	二〇、〇、〇、〇	四、〇、〇、〇、〇	三、八、九、〇、〇

科目	昭和二年度	昭和参年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
利子收入	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000
雑入(項)	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000
返納金	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000
臨時部(部)	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000
官有物拂下代(款)	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000
物品拂下代(項)	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000
物品拂下代	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000	1101.000

自昭和二年度至昭和六年度款項別收入額

科目	昭和二年度	昭和参年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度
總額	6,095,497.20	6,101,400.80	5,476,625.80	5,776,000.50	5,097,774.20
經常部	6,095,497.20	6,101,400.80	5,476,625.80	5,776,000.50	5,097,774.20
官業及官有財產收入	6,095,497.20	6,101,400.80	5,476,625.80	5,776,000.50	5,097,774.20
森林收入	6,095,497.20	6,101,400.80	5,476,625.80	5,776,000.50	5,097,774.20
官有物貸下料	6,095,497.20	6,101,400.80	5,476,625.80	5,776,000.50	5,097,774.20
雜收入	8,064.00	4,477.00	4,677.00	5,097.00	4,677.00

口、歳出

自昭和七年度至昭和九年度各目別支出額

科目	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
總額	4,567,477.60	4,845,456.50	4,845,456.50
歳出經常部	4,567,477.60	4,845,456.50	4,845,456.50
森林費	3,482,277.00	3,482,277.00	3,482,277.00
傳給	565,200.60	565,200.60	565,200.60
奏任俸給	48,000.00	48,000.00	48,000.00
判任俸給	0.00	0.00	0.00

休職俸給	一、三五四・八六〇		
賞與	一八、五七八・〇〇〇		
事務費	一、九〇六・〇〇〇	一、九〇六・〇〇〇	一、六六六・〇〇〇
備用品費	三、三二五・九六〇	二、六二四・〇一〇	二、三三六・二七〇
圖書及印刷費	七五八・八八〇	七五八・七六〇	六三三・二六〇
筆紙墨文具	一、六九五・五二〇	一、〇〇一・六二〇	五二二・二二〇
消耗品	二、六八八・〇〇〇	二、八二五・一〇〇	二、五九六・七六〇
通信運搬費	二、七九七・七五〇	二、七四三・六六〇	二、二五〇・八三〇
廳舍及敷地借料	一三、三三三・九八〇	一三、七三九・二九〇	一三、六六〇・六八〇
各所修繕	三、四九九・三二〇	八、七五八・三九〇	九、一八四・七〇〇
內國旅費	四二、八四三・五九〇	四一、七四五・七二〇	四三、〇六三・八八〇
給與	六、一三六・四三〇	六、一六四・三三〇	六、七七九・四三〇
雇員給料	一、一〇五・三九〇	一、四、三七七・三三〇	八、九三三・四七〇
備用人	一四、八五七・三三〇	一四、一五四・六六〇	一五、〇一七・四三〇
被服費	三、七二〇・五六〇	三、八二四・一九〇	三、七七四・一七〇
標柱費	一、六〇四・三七〇	二、三三三・三三〇	四、四四二・七五〇
國有林被害諸費	八、四四六・三六〇	五、七五六・一四〇	八、五八八・四六〇
雜費	一、〇〇七・〇六〇	一、〇七二・四八〇	一、三八五・七三〇

市町村助成金	七三、六六一・九五〇		
事務費	二、八二六・九八〇	二、八二六・九八〇	二、八二六・九八〇
整理處分費	一一、一五五・八八〇	一一、七九八・〇七〇	一一、四四三・四〇〇
施業按編成費	八五、七四八・四一〇	八〇、〇〇六・五八〇	八八、八五三・二七〇
測定費	九、二七六・二二〇	八、〇七九・〇六〇	一五、〇三三・二二〇
林產物處分費	一七三、八三五・八一〇	一六、三三九・八一〇	一六、一六三・三三〇
斫伐作業費	一、五二一、〇七四・九七〇	一、六三三、六六八・七八〇	一、六三〇、〇二〇・〇一〇
造林費	五二八、七五三・七〇〇	五二九、二八九・七三〇	五九九、九九九・九九〇
土木費	五四七、七八八・三五〇	六〇七、一六五・三三〇	七二六、一〇五・六七〇
共濟組合給與金	一〇、九九一・三六〇	一一、九九四・八一〇	一一、二九一・六三〇
諸支出金	二、四、一〇〇・九四〇	四、一、〇二五・四六〇	三、九、五六八・七六〇
諸支出金	三、四、一〇〇・九四〇	四、一、〇二五・四六〇	三、九、五六八・七六〇
死亡賜金	八〇六・六六〇	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
官吏療治料	一三〇・五九〇	六・一六〇	—
死傷手当當	三三、七〇〇・八八〇	四、〇七〇・〇八〇	三三、八三三・七五〇
訴訟費	一、一〇一・八一〇	一、〇一六・九六〇	一、〇五五・〇六〇
歲出臨時部	一、一一一、〇〇〇・〇〇〇	一、二、三、八八二・五二〇	九、六三二、六七二・二二〇
公有林野官行造林費	三三、四六一・七四〇	三、八二七・九八〇	三、七、七〇三・三三〇

公有林野官行造林費

奏任俸給 三,四〇四・〇〇〇

判任俸給 三,六三二・八〇〇

賞與 三,五二二・〇〇〇

廳費 三,〇六七・四〇〇

內國旅費 三,七三三・〇〇〇

雜給及雜費 六,四九四・九〇〇

營繕費 一,七三三・〇〇〇

造林費 三,六九三・〇〇〇

土木費 三,一六六・九〇〇

共濟組合給與金 二,五〇〇・〇〇〇

營繕費 一〇,〇一〇・〇〇〇

新管費 一八,一八六・〇〇〇

營林局署新管費 一八,一八六・〇〇〇

修繕費 一,〇〇〇・〇〇〇

營林局署修繕費 一,〇〇〇・〇〇〇

東北地方及北海道
農林業助成費 二九,三三三・〇〇〇

東北地方及北海道
農林業助成費 二九,三三三・〇〇〇

凶作地產業助成費 二,二九三・三三三・〇〇〇

三,四〇四・〇〇〇

三,六三二・八〇〇

三,五二二・〇〇〇

三,〇六七・四〇〇

三,七三三・〇〇〇

六,四九四・九〇〇

一,七三三・〇〇〇

三,六九三・〇〇〇

三,一六六・九〇〇

二,五〇〇・〇〇〇

一〇,〇一〇・〇〇〇

一八,一八六・〇〇〇

一八,一八六・〇〇〇

一,〇〇〇・〇〇〇

一,〇〇〇・〇〇〇

二九,三三三・〇〇〇

二九,三三三・〇〇〇

二,二九三・三三三・〇〇〇

三,四〇四・〇〇〇

三,六三二・八〇〇

三,五二二・〇〇〇

三,〇六七・四〇〇

三,七三三・〇〇〇

六,四九四・九〇〇

一,七三三・〇〇〇

三,六九三・〇〇〇

三,一六六・九〇〇

二,五〇〇・〇〇〇

一〇,〇一〇・〇〇〇

一八,一八六・〇〇〇

一八,一八六・〇〇〇

一,〇〇〇・〇〇〇

一,〇〇〇・〇〇〇

二九,三三三・〇〇〇

二九,三三三・〇〇〇

二,二九三・三三三・〇〇〇

農林業土木費

林道開設事業費 一,二九三・三三三・〇〇〇

傳給 三,〇三三・〇〇〇

奏任俸給 二,八四九・九〇〇

判任俸給 二,七〇七・〇〇〇

賞與 二,七〇七・〇〇〇

廳費 一,四九六・九〇〇

內國旅費 一,四九六・九〇〇

雜給及雜費 二,一五七・八〇〇

事業費 一,一五七・八〇〇

公有林野官行
造林事業費 一,一五七・八〇〇

國有林々道開設費 三,三三三・〇〇〇

國有林野砂防設備費 三,八二〇・〇〇〇

國有海岸林砂防設備費 七,八二〇・〇〇〇

國有造林地撫育費 一,二九三・三三三・〇〇〇

三陸地方震災善後費 一,二九三・三三三・〇〇〇

新管費 一,二九三・三三三・〇〇〇

一,二九三・三三三・〇〇〇

三,〇三三・〇〇〇

二,八四九・九〇〇

二,七〇七・〇〇〇

二,七〇七・〇〇〇

一,四九六・九〇〇

一,四九六・九〇〇

二,一五七・八〇〇

一,一五七・八〇〇

一,一五七・八〇〇

三,三三三・〇〇〇

三,八二〇・〇〇〇

七,八二〇・〇〇〇

一,二九三・三三三・〇〇〇

一,二九三・三三三・〇〇〇

一,二九三・三三三・〇〇〇

三,〇三三・〇〇〇

二,八四九・九〇〇

二,七〇七・〇〇〇

二,七〇七・〇〇〇

一,四九六・九〇〇

一,四九六・九〇〇

二,一五七・八〇〇

一,一五七・八〇〇

一,一五七・八〇〇

三,三三三・〇〇〇

三,八二〇・〇〇〇

七,八二〇・〇〇〇

一,二九三・三三三・〇〇〇

一,二九三・三三三・〇〇〇

四、文書取扱件數

年度	受		高		處分		未處分	
	總數	事務官 事務官 事務官	總數	事務官 事務官 事務官	總數	事務官 事務官 事務官	總數	事務官 事務官 事務官
昭和六年	二、一八五	二、一三四	七、三六	七、四、一七	九	七、九三〇	七、八〇二	二、四七一
昭和七年	二、四七一	二、四四九	三	三、八二七	三	三、九二八	三、二五五	二、三六〇
昭和八年	二、三七〇	二、三五六	一四	七、八七三	七、三、七	七、八七八	七、三、七五	二、三六四
昭和九年	二、三六四	二、三三八	三	五、五、六四	五、一、五三	四、二	五、九、六三	二、二、九七

五、林業功勞者賞旌

昭和九年中に於ける森林火災消防功勞者並に各種事業功勞者に對する賞旌次の如し。

功勞種別	表彰者數及金額		備考
	團體金額	個人金額	
森林火災消防	一五	一三、七、四	團體中賞狀ノミ交付シタルモノ三團體アリ
造林事業	一	一〇	九、五〇 銀盃贈呈ノ分

右表賞者名を列記すれば次の如し

功勞種別	表 賞 者 名	功勞種別	表 賞 者 名
火災消防	大原森林消防隊 松岩森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊 宮守森林消防隊	火災消防	中通森林保護組合 白土森林保護組合 宮守村女子青年團 板橋はきの 尾ノ崎消防組 長面消防組 釜谷消防組 釜谷消防組 武山吉彌外八名 佐藤彌喜治
造林事業	田瀬森林保護組合 谷内消防組 鱒澤森林保護組合 鱒澤森林消防隊 鱒澤森林消防隊 鱒澤森林消防隊 鱒澤森林消防隊 鱒澤森林消防隊 鱒澤森林消防隊 鱒澤森林消防隊	造林事業	

六、林野現業員共済組合

本組合は大正八年六月勅令第三〇六號に基き設立、農林省所管國有林野及公有林野官行造林の事に従事する、雇員以下現業員の相互救済を目的とする組合にして、組合員の負傷、疾病、死亡、脱退、罹災等の場合救済を爲すと共に生計上困難なる組合員には、低利資金の融通を爲すの外、組合員の保護救

済に必要な附属施設を行ひ、健康保険を代行する等にして之れが財源としては組合員は、給料月額
 の千分の三十を掛金として支拂ひ、政府より給料の千分の二十(健康保険法の被保険者の分は給料の
 千分の二十八)に該當する金額を給與せられ、其他資金利子等によるものとす。而して之が業績は左
 記の通りにして、順調の發達を遂げ、組合員の惠澤に浴すること多し。

(一) 組合員

昭和九年三月三十一日現在

甲種		乙種	
雇員	三七七人	計	四六六
巡視員	二	給電	一
自動車運轉手	一	小職	四一
手仕	一	職工	三三
他	一〇	定職	一〇
夫	四六三	其他	五六三
計	一、四九一	被保險者	八名
		被保險者	二四名
		被保險者	五四名
		被保險者	三名

(二) 勤務個所

昭和十年三月三十一日現在

丙種		計	
計	五一	計	二、〇〇八
被保險者	八九名	營林局	一六二
		營林署	一、八四六
		本署	三九三
		製板所	六八
		研伐事業所	九三七
		其他	四五〇
		計	二、〇〇八

(三) 資金運用狀況

昭和十年三月三十一日現在

定期預金	特別當座預金
七、五九六・二八〇	六、九一八・四五〇

健康保險給付	死亡給與金		脫退給與金		年功給與金		罹災給與金	
	一人當額	人員	一人當額	人員	一人當額	人員	一人當額	人員
11,011	289,216	6	4,924,444	154	1,244,997	1,148	33,350	2
10,011	552,336	8	1,456,009	241	3,758,666	1,677	33,350	1
10,011	110,855	4	7,594,911	335	1,844,000	1,197	22,400	2
12,011	332,664	4	5,144,266	173	1,154,444	1,733	18,750	1
12,011	1,506,111	100	6,788,997	251	1,555,444	1,555	—	—

疾病給與金	公傷給與金		種別	年度
	一人當額	人員		
11,011	1,131,000	2	昭 和 五 年 度	
11,011	2,244,000	2		
11,011	940,500	2		
11,011	1,821,000	2		
11,011	561,000	1		
11,011	8,803,733	196	昭 和 六 年 度	
11,011	4,911,911	196		
11,011	6,982,611	109		
11,011	2,278,872	171		
11,011	704,555	—		
11,011	1,131,000	5	昭 和 七 年 度	
11,011	2,244,000	5		
11,011	504,444	—		
11,011	2,278,872	—		
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—	昭 和 八 年 度	
11,011	2,244,000	—		
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—	昭 和 九 年 度	
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—		
11,011	1,131,000	—		

(四) 救濟

自昭和五年度
至昭和九年度

種別	金額
國債證券	40,328,170
郵便貯金	0,900
郵替貯金	8,333,090
組合員貸付金	9,382,140
組員貸付金	44,112,240
購買部貸付金	70,000,000
東京營林局貸付金	186,671,270
計	—

(五) 收支狀況
(1) 收入

年 度	總 額	組 合 員 掛 金	政 府 給 與 金	利 子 其 他
大 正 八 年 度	四、八〇、八五	二、四六、三三	一、六四九、六九	四、八〇、八五
九 年 度	一三、八九、三九	七、七〇、三五	五、〇三五、九二	七三、三三
十 年 度	一六、七五、〇九	九、七七、五〇	六、二四一、〇七	七三、三三
十 一 年 度	一六、九三、二七	九、六四七、九〇	六、一九七、五九	一、〇八五、七八
十 二 年 度	一八、七九、六〇	一〇、二九六、三六	六、五六一、九四	一、八七一、三〇
十 三 年 度	二三、三三、九四	一〇、二五一、五七	七、一三三、九〇	三、八五三、四七
十 四 年 度	二三、六〇、八九	一一、五九六、一六	七、二八一、九二	三、七三二、八二
十 五 年 度	二五、四六、〇四	一二、八三四、五六	八、一〇八、七二	四、五七一、一五
昭 和 二 年 度	三〇、一八九、六一	一五、二六九、六三	九、七七五、三〇	五、一四四、六八
三 年 度	三二、四九七、三九	一六、〇〇一、一一	一〇、三〇九、一〇	六、一八七、二七
四 年 度	三三、六四七、九七	一六、九二九、二〇	一〇、七七五、三五	五、九四三、四三
五 年 度	三五、三五四、四六	一七、四〇〇、二三	一一、三三三、四七	六、七四〇、七六
六 年 度	三五、九七〇、九六	一七、三九一、七五	一一、四四五、八六	七、四三三、三五

(2) 支出

年 度	總 額	公 傷 給 與 金	疾 病 給 與 金	死 亡 給 與 金	脫 退 給 與 金	年 功 給 與 金	罹 災 給 與 金	健 康 保 險 給 付	雜 費 其 他
大 正 八 年 度	九八、八七	三、四、五五	三六、三四、四九	五三、三九	二〇、五三				五三、三三
九 年 度	三、七四、三三	一、三九、六六	一、六七、四八		八七四、七九				五三、三六
十 年 度	六、四四、七九	一、六七、六三	三、〇七、八二	二八、八〇	一、七七四、四五				五三、〇九
十 一 年 度	一〇、三三、一一	一、五八、四〇	三、九五、〇四	一〇八、〇〇	五、〇八一、六六	二三四、一七			二六、八四
十 二 年 度	八、五四、一四	六九三、七四	三、三六、八一	二〇、八〇	三、六四九、五二	五三六、四三			四三、八五
十 三 年 度	一三、〇八、〇七	八〇三、〇三	三、三〇、五三	一九六、四〇	六、四九九、八八	一、二七五、〇三			二九、二二
十 四 年 度	八、五四、九二	九九〇、四四	三、四八、四一	三三、六〇	三、三四九、三〇	四四三、九二			二九、二四
昭 和 十 五 年 度	一三、八九、〇八	九四四、三三	七、二二、三三	六六、九八	四、一六、六三	八九三、九七			二九、六四
元 年 度	一七、三九、六一	三、四四、〇七	七、八五、一三	三六、六六	四、九八、八九	八三三、六六			三三、五〇
二 年 度	一八、六五、八五	三、九八、八八	七、四六、一九	二二、六六	五、七二、七一	一、一四三、六六	八四、六〇		三三、一五
三 年 度	二〇、八七、七五	二、二七、五〇	一一、三〇、三四	五二、三三	五、三二、七三	一、〇六、三三	一〇、九九	一、九三、〇六	三六、七〇

度に於て貸付を受け充當するものにして、配給品は生活必需品たる米、雜穀、味噌、醬油、薪炭、其他雜品にして、奢侈品等は之を避け、價格の低廉は勿論、品質の精選、計量の正確、配給の迅速を期し、一面家族の日常消費經濟の指導、生活改善の目的をも達せんことを期すものなり。而して事業の經營、金品の出納、其他事務整理に付、實地監査を施行するは、順調なる發達を期するに必要なるを以つて、毎年一回以上定期監査を施行し、監督指導の勵行に努めたり。

昭和六年九月開始以降の業績を挙げれば左表の通りとす。

1 品種別配給金額比較

配給品	年度			
	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
總額	七六、三三〇・〇三	一四九、九七二・五九九	二二六、六一四・四四	三三、四九二・六七
米	四三、五九九・三三	七六、七三二・八四	一〇八、九五〇・二五〇	一八、四三二・七八〇
雜穀	一、八〇〇・五八〇	二、三三三・九九	五、一七四・〇七〇	七、九四〇・八九〇
味噌	三、一六九・五五	六、二二〇・三三〇	九、九〇二・〇九〇	一一、五五五・〇三〇
醬油	一、五二二・七七〇	五、〇五二・〇〇〇	四、九五五・五三〇	六、五〇〇・八〇〇
薪炭	三、七〇〇・八六〇	四、五五七・六五〇	七、六〇一・八四〇	一一、二四八・八〇〇
雜貨	一、四一四・四〇	四、〇七〇・一九二	五、〇一一・二六一	七八、二四七・八六七
其他	八、二八五・六六一	一四、七〇一・一九	二五、〇三九・四一〇	三三、九六二・〇九〇

口收支

年度	利益		損失	
	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
利益	三、一八〇・四八三	六、三三〇・三三四	八、五七八・三五九	一〇、五五七・八七七
損失	一、三五四・八〇〇	二、九六六・四六六	三、四八二・〇〇〇	四、五九九・八九
差引利益	一、八二五・六八三	三、三六三・八六八	五、〇九六・三五九	六、三三七・八八八

(2) 保健施設

本施設は共済組合剩餘金中より、一定の金額を繰入れ、之れを資金として、組合員の保健衛生に關する施設を行ふものにして、昭和七年十二月大畑營林署管内湯の股温泉湧出個所に保養所を設け、又昭和九年十月には碗ヶ關營林署管内湯の澤にも、同様保養所を設け、組合員及家族等の健康維持増進又は病後の靜養等に利用せしめたり。而して九年度に於ては各所を通じ利用したるもの、一六一人、延一、七二五人を算せり。外に組合員の衛生上の注意を喚起する爲め、ポスターの掲示、組合員に衛生上の小冊子を配付、衛生上の標語及圖案等の募集を爲し、健康の維持増進に努め、相當の効果を奏せり。

七、林業労働者

1、林業労働者の數

林業經營の重要要素たる林業労働者使役に付ては各種事業即ち斫伐造林(公有林野官行造林)共土木其の他の事業等の内、特殊的熟練労働者を除く外は殆ど地元民を出役せしめ、國有林、地、元、民との

密接度を濃厚ならしむるを原則として従事せしめ今日に及び其の結果は左表に示す如く毎年貳百萬圓以上を支拂ひ居るものとす、專業的に従事する者は斫伐事業に多く他は一般に農事の餘暇を利用して従事する状態なり、茲に見逃すべからざることは逐年出役女人夫数の増加を示せる事實にして凶救事業は其の主なる原由なるべきも又一面には山村女の林業に對する意識を深からしめたる點なり。

事業別労働者使用状況累年比較表

事業別	年度	人員		賃金	
		男	女	男	女
總數	昭和五年	一,五三三,五二一	一,五七七,七六六	二,一六八,四七七	二,一六九,七五五
	昭和六年	一,六一一,一七四	一,七七一,三三三	一,七八二,四七七	一,七五六,五二一
	昭和七年	二,三九七,〇八九	二,五八〇,〇六二	二,六五五,一五一	二,三三五,〇四九
	昭和八年	二,三三九,三九九	三,〇三三,九六六	二,七〇一,三三七	二,二三四,三〇五
	昭和九年	二,三二一,二五五	三,八五九,九六三	二,六〇七,二八八	二,一五一,〇〇〇
斫伐	昭和五年	八二二,四七六	四九七,七三三	八五九,二四九	一,二二一,八五八
	昭和六年	八三四,二五四	四八一,一六九	八二二,四三三	一,〇一〇,四三三
	昭和七年	八六二,〇九六	四七九,九〇三	九〇九,九九九	九九八,七六五
	昭和八年	八六三,七四五	四八八,八九七	九二二,六四三	九七六,八五七
	昭和九年	八八〇,六四三	六五九,六八六	九四六,三三九	一,〇二一,四二五

事業別	年度	人員		賃金	
		男	女	男	女
造林	昭和五年	二二二,四七〇	五九,二四三	三三二,七三三	四一,三七〇
	昭和六年	二九〇,九九九	六五,六二七	三五六,五三六	五五,八九三
	昭和七年	五八四,五八七	一〇四,四八八	六八九,〇七五	四九,五八九
	昭和八年	五七四,五三三	一三三,三五七	七〇七,八九〇	六三,六六七
	昭和九年	六〇〇,九九九	一五九,二八〇	七七七,七一九	七六,八九五
土木	昭和五年	二七三,六九〇	一七,〇八三	二九〇,七七三	二,一九〇六
	昭和六年	二六四,三二一	一九,四五八	三〇三,七八九	一〇,八三五
	昭和七年	五〇六,八七七	三三,六〇三	五三九,四八〇	一六,四九九
	昭和八年	四四一,五〇七	三五,四九四	四七七,一〇一	一九,〇一一
	昭和九年	四二一,六三三	六九,四七四	四八一,一六七	三五,九六一
其他	昭和五年	四五,三四一	五九九	四五,八七〇	四三六
	昭和六年	四五,一八〇	二〇六	四五,三六六	一三六
	昭和七年	三七,八九五	一四四	三八,〇三九	八九
	昭和八年	四三,三三五	三六八	四三,六〇三	一九五
	昭和九年	四八,三七五	一,二二六	四九,五九一	一〇一
公有官野林	昭和五年	一〇八,五四四	三五,〇九八	一四三,六四三	二四,二三五
	昭和六年	一五六,五〇〇	三七,七七三	一九四,二七三	一九,九七四
	昭和七年	四〇五,六三四	七二,九四四	四七八,五五八	三三,四八八
	昭和八年	四三三,三六九	一二四,八四二	五六〇,二一一	五八,五五三
	昭和九年	三九九,五四五	九三,三〇七	三五二,八五二	四三,八七九

ロ、労銀

労銀に關しては左表に示す如く著しき變動なきも昭和五年以後多少の低下を示す蓋し財界不況の爲一般事業閑散の結果勞働賃の低下を來せるに因る結果と見らるべし。

主要勞働者一人一日賃金調

別業事	年 度	種 類	伐		研		平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低						
			柳		製炭											ト		曳		荷馬車	
			平均	最高	平均	最高										平均	最高	平均	最高	平均	最高
造別業事	昭和 五 六 七 年	年 類	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高					
			1,114.0	1,550.0	0,712.0	0,772.0	0,712.0	0,772.0	0,677.0	0,712.0	0,712.0	0,772.0	1,000.0	1,000.0	0,712.0	0,772.0					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					

別業事	年 度	種 類	木		土		平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低						
			柳		製炭											ト		曳		荷馬車	
			平均	最高	平均	最高										平均	最高	平均	最高	平均	最高
林造行官野林有公	昭和 五 六 七 八 九 年	年 類	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高	平均	最高					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					
			0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0	0,712.0	1,000.0					

八、従業員の救済

各種事業実行上災害防止に付ては、春秋二期安全週間を實施し、従業員の事故防止に付訓練を爲し、其他訓話講演等により注意を喚起し、事故の發生を未然に防止する方法を採り、一方事故の發生を見たる場合は法令により各事情に應じ、療治料、休業扶助料、障害扶助料、打切扶助料、葬祭料、遺族扶助料等給與し、經濟上の苦痛を緩和すると共に、遺族生計上の脅威を除き、従業員をして不安なく、業務に精勵するの措置を講ぜり。而して昭和七年度以降之等給與額を業務別に示せば別表の通りとす。

業務別救済金額

業務別	金額		
	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
總額	二二,五〇一・四七〇	四〇,七七六・九七〇	三七,八二三・七五〇
管理費	七・四五〇	五八・二六〇	
整理處分費			
施業案編成費		一〇・六〇〇	
測定費			
林産物處分費	七四・六一〇	七〇・一七〇	四三七・七七〇
研伐作業費	一九,二四七・九八〇	三二,〇七四・九五〇	二九,五八七・〇五〇

業務別	金額		
	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
造林費	七三〇・五八〇	二,八八九・四七〇	二,〇〇二・三五〇
土木費	四三三・〇二〇	一,七七二・九一〇	四,二一五・四七〇
公有林野官行造林費	二八八・九五〇	五〇二・六二〇	八五四・三〇〇
公有林野官行造林事業費	一四四・六〇〇	一,二六一・六一〇	四三・六五〇
國有林林道開設費	四八六・八四〇	七五七・六八〇	二二七・四六〇
國有林野砂防設備費	二七一・三一〇	三八一・四〇〇	四四・九〇〇
國有海岸林砂防設備費	五三・五〇〇	一四八・一三〇	六一・七八〇
國有造林地撫育費	四四三・四九〇	八四九・一七〇	三〇六・一三〇
林道開設事業費	三一九・一四〇		
國有林事業費			四二・八九〇

九、國有林野所在市町村交付金

本交付金は、昭和四年五月農林省令第十號の規定により、交付するものにして、國有林野所在市町村に對し、昭和四年度より昭和六年度迄は、當該市町村に於ける有租地たる山林、原野、宅地、田畑の一町歩當り各平均地價に、當該市町内に於ける國有林野の各現狀の面積を乘したる額に對し、地租の附加税に該當する金額を交付し、昭和七年度よりは、地租法の制定に伴ひ、各平均地價を其の賃貸價格に改め、交付額も以上の算定額の千分の二十五即ち地租の附加税の範圍内に於て、交付するものにして。

國有林野の多き市町村は、比較的交付額も多く、山村地方の財政を潤し窮乏を緩和せること不尠。而して昭和四年度以降各縣別交付額及之れが使用状況は左表の通りとす。

國有林野所在市町村交付金額

縣名	交 付 金 額									
	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度			
總計	九、五三三、七〇〇	九、四四〇、〇〇〇	九、九五二、〇〇〇	七、三六二、〇〇〇	七、二〇一、〇〇〇	七、三三三、八〇〇	七、三三三、八〇〇	七、三三三、八〇〇	七、三三三、八〇〇	七、三三三、八〇〇
青森	五、一六九、〇〇〇	五、八四九、八〇〇	五、五〇九、二〇〇	三、四一三、八〇〇	三、六六七、〇〇〇	三、六六五、一〇〇	三、三七五、〇〇〇	三、三七五、〇〇〇	三、三七五、〇〇〇	三、三七五、〇〇〇
秋田	四、六三三、〇〇〇	四、七〇三、〇〇〇	四、七二一、四〇〇	五、一八七、三〇〇	五、〇九〇、〇〇〇	五、〇九〇、〇〇〇	四、八八〇、〇〇〇	四、八八〇、〇〇〇	四、八八〇、〇〇〇	四、八八〇、〇〇〇
岩手	三、三六七、七〇〇	三、三三四、七〇〇	三、三三九、六〇〇	二、四九九、五〇〇	二、四九三、二〇〇	二、四九三、二〇〇	二、四九三、二〇〇	二、四九三、二〇〇	二、四九三、二〇〇	二、四九三、二〇〇
宮城	一、九〇三、〇〇〇	一、八九四、〇〇〇	一、八六三、八〇〇	一、三〇五、二〇〇	一、三〇四、〇〇〇	一、三〇四、〇〇〇	一、三〇四、〇〇〇	一、三〇四、〇〇〇	一、三〇四、〇〇〇	一、三〇四、〇〇〇

國有林野所在市町村交付金使用状況調

費 途	交 付 金 額						備 考
	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	
總額	九、五三三、七〇〇	九、四四〇、〇〇〇	九、九五二、〇〇〇	七、三六二、〇〇〇	七、二〇一、〇〇〇	七、三三三、八〇〇	
造林費	一〇、六九一、六六〇	一〇、五五二、〇二〇	一〇、五五二、〇二〇	八、七〇一、一九〇	九、五五七、〇五〇	六、五五二、〇二〇	

土 木 費	交 付 金 額					
	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度
土木費	一、三〇三、九六〇	一、五六六、七四〇	二、一九四、二四〇	一、六五九、八〇〇	一、五五三、〇〇〇	二、三九一、六六〇
學校役場等建築費	一、六四三、九〇〇	八、八五九、七二〇	四、五九〇、八〇〇	三、九〇六、〇〇〇	七、六〇五、〇〇〇	一、六二六、〇五〇
前項以外ノ學校費	一、一五二、〇〇〇	二、一七四、一〇〇	一、九五七、八二〇	四、一七三、二二〇	三、六九〇、〇一〇	三、六七三、九六〇
勸業費	七九九、七九〇	六、八四三、一一〇	三、三三三、二二〇	二、八八四、三三〇	一、九四七、九六〇	三、五五〇、〇八〇
警備費	二、三九〇、〇〇〇	六、一〇五、三〇〇	七、九四五、五二〇	四、九三三、〇四〇	三、七九八、六四〇	六、〇四八、〇〇〇
衛生費	—	九五四、七〇〇	一、八一九、九九〇	一、〇七三、二二〇	九九五、〇〇〇	五三四、七二〇
其他	六、五七三、六七〇	三、三九七、八七〇	三、九〇六、三三〇	三、八八八、五二〇	五、八六一、三三〇	三、九七四、四五〇

一〇、民有林の指導

(一) 營林の指導

昭和七年九月營林局署官制改正せられ民有林の營林指導を實施し得ることとなり、爾來營林局署に於ては本來の業務に支障なき限り一般の需要に應じ實地に即したる指導を爲し來れり。其後局署の誘導と地元民の理解とに依り逐年指導を申請するもの益増加の趨勢にありて是れが年度別状況を示せば次の如し。

民有林營林指導状況

昭和七年度 (自昭和七年九月)
至全八年三月)

林業一般	指導事項	昭和九年度 (自昭和九年三月至十年四月)	
		件數	箇所數
計	竹林造成	七	九
	苗木事業	一四	一四
	收穫事務	一八	一八
	食料栽培	一	一
	種子ノ精選及貯藏法	二	二
	鐵線運搬	二	二
	測量及材積計算	八	八
	造林器具ノ使用法	二	二
	森林保護	二	二
	有害鳥獸及害虫驅除	二	二
計		一七〇	一七〇

林業一般	指導事項	昭和八年度 (自昭和八年三月至九年四月)		
		件數	箇所數	
計	造林新植	三	三	
	造林撫育	三	三	
	施業案編成	二	二	
	造林一般	五	七	
	測量及材積計算	四	三	
	收穫業務	一	一	
	測林量法	一	一	
	造林撫育	二	二	
	計		八	八

計	種子ノ精選及貯蔵	有害鳥獸及害虫驅除	森林保護	鐵線運搬装置	食草栽培	竹林造成	苗圃事業	測量及材積計算	製炭及販賣	收穫業務	造林撫育	造林新植	造林一般
一七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四三	三	六	八	二	一六	二	八	六	二	五	六	四	六
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四八	三	六	九	五	三	二〇	三	四	六	五	〇	二	七
一八一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二四五	三	六	八	二	一八	二	七	六	二	五	六	四	六
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四六	三	六	九	五	三	二〇	三	四	六	五	〇	二	七

(二) 優良種子之拂下

民有林造林成績の向上發達を圖る爲、昭和九年七月農林省令第十五號を以て造林用種子拂下規則を公布施行せられ之に伴ひ、同年七月農林省告示第二百三十九號を以て告示せられたり。而して同

規則第三條に於て地方山林會を主とし汎く個人に對しても供給する主旨なれば當局管内國有林に於て品種の優良なるアカマツクロマツの母樹より嚴選採取せしめ、局署を擧げて之れが宣傳普及に努めたり。

昭和九年度は造林用種子採取及拂下に要する經費豫算六四四圓の配賦を受け、横濱外十管林署に豫算を配賦してアカマツクロマツの毬果を採取せしめ、別に新營費一四八二圓の配賦を得て、一關内眞部兩管林署管内苗圃内に種子乾燥場一棟宛を建設して、茲に毬果を蒐集し乾燥精選せしに毬果一疋より精選種子二九瓦の割合を以て生産せり、其の總生産量はアカマツクロマツを合し二九一疋にして、九年度内に北海道朝鮮及内地の市町村其の他に拂下げをなし、殘一七一疋は翌年度處分用として風穴内に貯蔵せり。而して精選種子の鑑定成績は頗る良好にして、發芽効率八七%以上九八%に達し、一疋當平均處分價二圓〇〇に該當せり。今之れを表示すれば次の如し。

造林用種子採取及拂下調

(昭和九年度)

樹種	種果採取	管林署數量	管林署數量	産		處分		貯蔵所數量	貯蔵所數量	備考
				數量	價額	數量	價額			
アカマツ	總數	10,443	291	153	771	110	110	171		
クロマツ		4,446	21	38	101	23	23	23		
				二元	三〇八	七	二二	八		
				一元	三〇八	七	二二	八		
				二元	三〇八	七	二二	八		
				一元	三〇八	七	二二	八		
				二元	三〇八	七	二二	八		
				一元	三〇八	七	二二	八		
				二元	三〇八	七	二二	八		
				一元	三〇八	七	二二	八		

種別		青森		岩手		宮城		計	
防風	水土害	土砂防止	總攔止數	個所	面積	個所	面積	個所	面積
元	一	三	六	一	二	三	四	二	三
八八・三七六	一	七、三九・八五	二、五〇・四三	五、四九九	三、一六一	八、二三・九五	二、九四・六一	一、四	一、〇七三・八七九
二九	二	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
八六・七六七	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五
	三	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五
	三	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五
	三	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五

種別		青森		岩手		宮城		計	
防風	水土害	土砂防止	總攔止數	個所	面積	個所	面積	個所	面積
元	一	三	六	一	二	三	四	二	三
八八・三七六	一	七、三九・八五	二、五〇・四三	五、四九九	三、一六一	八、二三・九五	二、九四・六一	一、四	一、〇七三・八七九
二九	二	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
八六・七六七	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五
	三	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五
	三	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五
	三	五八	一一二	二	三	四	五	二	三
	三、一六一	一七、〇四・五五	三、四一・五五	二、四	三、六	四、一	五、一	二	三、一〇四・五五

第二 國有林野の管理と處分

一、保安林

保安林は國土保安並に一般公共の利益保持上極めて緊要なるものにして是が編入解除に關しては慎重なる考査を以つて扱はれ治山治水の實蹟を期するものなり。現在保安林は國有林野總面積の三%強を占め其の面積左の如し。

國有保安林

昭和十年三月三十一日現在

風目魚水類潮	目源雪害	魚源涵防	類源涵養止	水涵養	類雪防		潮害防備
					標	附	
五	四	三	二	三	一	三	三
一〇九・五七六	七四三・六四三	二、五七・二三	一八	二	一七六・六九二	五七・七四	一、〇七・六六三
二	二	二	二	二	一、〇七・六六三	一	五九
二六・四七七	五〇四・六四二	三、〇五・一七二	三	三	六、六八・三三八	一	一、二八・六五四
六	一	八	三	二	六、六八・三三八	一	五七・七四
九七三・五七四	一、四八八	三六・四六二	六	二	一、五六四・七四六	二	二、二八・三六三
三	一	二	二	二	一、四八八	二	五七・七四
一一、〇九・六〇七	一、四八八	二	二	二	一、四八八	二	一、二八・六五四

二、部分林

部落民と國との間に契約を締結し國有林に對し部落民をして植林せしめ伐採に當り分収する森を部分林と稱す右の外國有林野法施行以前より地元民に於て分収權を有する國有林を後に部分林に認定したる如き此種のもは夫々其の沿革を調査し確認を有するものは右全様之を部分林臺帳に登録し部分林として取扱ひ居れり。

昭和十一年三月三十一日現在

縣別	總數		分 收 步 合 別							
	個所	面積	一官二民	二官一民	二官八民	二・五官	三官七民	三・五官	四官六民	五官五民
宮城	三三、九六〇・七三九	七六三・七九	二二・三三六	一、七〇八・三	一、七〇八・三	一〇、〇一〇・二七二	二、〇一〇・二七二	二、〇一〇・二七二	一、〇一〇・二七二	一、〇一〇・二七二
岩手	四〇	二二四・一七六	—	—	一三・九一八	—	—	—	—	—
青森	三、九八三・七〇九・六五三	—	—	—	一、九二二・一五六・二四三	九、七六四・四〇一・一	三、三三三・三六三・三〇七	三、三三三・三六三・三〇七	三、三三三・三六三・三〇七	三、三三三・三六三・三〇七
總數	四、〇四〇・五、八八四・五五七	七六三・七九	二二・三三六	一、七〇八・三	一、七〇八・三	一〇、〇一〇・二七二	二、〇一〇・二七二	二、〇一〇・二七二	一、〇一〇・二七二	一、〇一〇・二七二

三、官地民木林

官地民木林は文字通り人民が官地へ私費を以て樹木を植栽せしものにして其の目的一様ならず當局管内に存する當該森林は舊津輕藩の領内に限るものにして藩治中領内人民に於て藩有地の無立木ヶ所に許可を得て植栽せしものにして其の種類を擧ぐれば次の如し

- 一、仕立見繼山 之れは森林造成の目的にて植栽し成林の上は藩廳より仕立見繼山たる證文を下與せられ藩廳の臺帳に登載せられし雖ども造林者に於て權利の處分及び伐木等の場合は藩廳の許可を得るは勿論指揮に従ふものとす。
- 二、田 山 之れは水田灌漑に要する水源涵養の目的にて植栽せしものにして成林に至り藩廳の臺帳に登載せらるゝも其の立木は伐採を禁止せらる然れども造林者に於て建築土木等の用材を要する場合に於て他に受給の途なき時に限り風倒枯損の被害木は伐採を許可せられ伐採一本に對し拾本の代植を爲したるものとす。
- 三、館 山 (又ハ建山又ハ立山ト舊記ニアリ)之れは仕立見繼山と同一の目的にて領内郷村に

居住する藩士等の植栽せしものにして其の名稱を異にする原由判明せず而して之が権利の處分及立木の伐採等は前記仕立見繼山と異なる所なし、本山林は廢藩置縣後改租調査に於て仕立見繼山に調査せられたり。

四、屏風山 前記仕立見繼山と性質異なることなし、雖も昔時津輕藩主曾て耕地開墾せしめたり、雖も潮風嶽嵐の爲めに播種するも稔らず因て其の丘上に樹林を仕立潮風嶽嵐を防禦すること猶室内へ屏風を立てたる如くに因り屏風山と稱せらる。

(1) 官地民木林

昭和十年三月三十一日現在

縣別	總數		田		山		見繼		山	
	個所	面積	要存置	不要存置	要存置	不要存置	要存置	不要存置	要存置	不要存置
總數	一五	六三〇・五八七 ha	七	一	二	二	五	五	六七・九四	六七・九四
青森	一三	六三三・五四三 ha	五	一	二	二	五	五	六七・九四	六七・九四
岩手	一	一・五五〇 ha	一	一	一	一	一	一	一	一
宮城	一	〇・四九四 ha	一	一	一	一	一	一	一	一

備考

一、岩手、宮城ノ各縣ノ掲上面積ハ事實上官地ニ民木ヲ存スルモノアリ之ハ維新前ノ慣習ニヨリ成立シタルモノニ非ズシテ維新後官地ニ地元民ガ無願植栽セルモノヲ其ノ樹木培養ノタメ貸付セルモノトス

(2) 官地民木保安林

昭和十年三月三十一日現在

縣別	總數		防風		水源涵養		魚付		風致	
	個所	面積	個所	面積	個所	面積	個所	面積	個所	面積
總數	五三五	六〇一・五六三 ha	一一	三三三・八四七 ha	三三	二六六・七九二 ha	一	一・五五〇 ha	一	〇・四九四 ha
青森	五三三	六〇一・五六三 ha	一一	三三三・八四七 ha	三三	二六六・七九二 ha	一	一・五五〇 ha	一	〇・四九四 ha
岩手	一	一・五五〇 ha	一	一・五五〇 ha	一	一・五五〇 ha	一	一・五五〇 ha	一	一・五五〇 ha
宮城	一	〇・四九四 ha	一	〇・四九四 ha	一	〇・四九四 ha	一	〇・四九四 ha	一	〇・四九四 ha

備考

一、岩手、宮城兩縣ニ掲上面積ハ前表官地民木林ニ於テ説明ノ通トス

四、保管林

藩政以前は社寺領と稱して土地及人民を社寺に於て支配したるもの少からず明治初年庶政更新の際諸大名の籍籍奉還と全時に舊來の社寺領地は上地命令により沒收せられたり、此の舊社寺領地内の山林を上地林と稱し後に社寺の經營能力經濟關係等を考慮し舊上地林たりし國有林を緣故ある社寺に保管せしめ立木の伐期に於て社寺に其の一部を取得せしむるの制度を開きたり、此の森林を社寺保管林と稱す。

尙當管内に於ける上地林内保管林を示せば左の如し

社寺上地林並保管林内産物採取許可數

昭和九年度

縣別	林別	上地林		保管林		産物採取許可		計
		個所數	面積	個所數	面積	主産物採 取許可額	副産物 採取額	
總數	總數	五	九,七八三・三三三 ^{ha}	一五	一,三四・八六一 ^{ha}	一,九二・一七	六,五三六・六	六,五三六・六
	保安林	二	二,九七三・一四九	五	四〇八・二八八	一,〇三三・三	一,〇三三・三	一,〇三三・三
	供用林	四	六,八一二・一七四	一〇	九〇六・五七三	一,七七八・一七	五,五〇四・〇四	五,五〇四・〇四
青森	總數	三〇	七,七七八・三五九	二	一三三・五五六	二七六・〇〇	三,一二六・六	三,一二六・六
	保安林	五	一,八三五・七三三	二	一三三・五五六	二七六・〇〇	三,一二六・六	三,一二六・六
	供用林	二五	五,九四二・六二七	—	—	—	—	—
岩手	總數	九	八三六・六九〇	五	八二七・九八八	一,四五二・九三	二,三九一・〇六	二,三九一・〇六
	保安林	二	一七七・五九九	一	一三三・一〇〇	—	—	—
	供用林	七	六五九・一〇一	四	六四五・八八八	一,四五二・九三	二,三九一・〇六	二,三九一・〇六
宮城	總數	一九	一,一六八・七三四	八	三六三・三五	一八三・二五	一,〇三三・四四	一,〇三三・四四
	保安林	五	九五六・八三六	四	二二六・一八八	一八三・〇〇	一,〇三三・三	一,〇三三・三
	供用林	一四	二九二・九〇八	四	一三七・一六七	〇・二五	〇・三三	〇・三三

五、委託林

管内各營林署に於ては廣大なる國有林野を少數の署員を以て管理し居る關係上、地元住民の保護なくして保護管理の完璧を期し難きは言を俟たず、更に又他面國有林野と地元民の生業並生活との交渉は密接不離の關係あるに鑑み、明治三十二年發布せられたる國有林野法に於て委託林設定の途を開かれたり、即ち右は國有林野と特殊の關係を有する地元町村又は町村の一部部落に對し區域を限りて國有林野の保護を委託し、該林野の産物の一部(薪炭材生産量の二分の一)を譲與して愛林思想の涵養に努め、國有林野保護の徹底を期するに共に地元部落民の生活を安固ならしむるを以つて目的とするものなり。

現在設定済に屬する委託林を縣別に表示すれば次の如し。

普通委託林

昭和十一年三月三十一日現在

縣名	委託種類	設定件數	關係戶數	設定面積	主産物		副産物價額
					材積	價額	
青森	第一(1)	110	11,025	1,四一六・八	一,二五三	二二,七四八	四
	第一(3)	三	二九九	一,一〇一	一,一五六	四三	101
	計	113	11,324	1,五二七・一	一,三六九	二二,七八一	14
合計		157	15,677	1,七六九 ^{ha}	一,七〇三 ^{m³}	三,五〇〇	五,四四四

秋 田	宮 城		岩 手	
	第一 計	第一 計	第一 計	第一 計
(3)	(3)	(1)	(3)	(1)
一	一	一	二五	二五
六	二、九五	二、九五	一、三三〇	一、三三〇
六	八六	八六	一、四二六	一、四二六
六	八六	八六	一、四二六	一、四二六
六	三五六	三五六	一、九三三	一、九三三
六	五〇	五〇	一、〇四〇	一、〇四〇
七	五、三九	五、三九		

六、簡易委託林

國有林野經營の目的は國土保安其他森林の第三的効用をも重視する事勿論なれども其の主産物たる木竹の收穫を眼目とするものなれば副産物たる蔬菜菌蕈樹實落葉落枝地竹筍(地竹ノモノ)等は其の價格敢て少なからず雖も森林收入の全体より觀察して必らずしも主要なる地位を占むるものに非らず然るに地元部落民の生活には自家用食料として或は稼業の資源として必要不可欠のものなるを以つて地元部落の環境並に生活状態に鑑み必要と認むる區域を簡易委託林としその地域

に於ける輕易なる保護の義務を負擔せしめ之が代償として茲に産出する前掲副産物を自由に採取せしむるものとす。

所謂簡易委託の途は昭和七年中に拓かれたるものなれど之れが設定には部落の實態を具して本省大臣の認可を仰ぐ要あり旁々事務的に相當日時を要するため當局管内に於ては昭和十年中に至り漸やく管内一圓に對して之が實施を見るに至れり。

管内簡易委託林

縣名	關係管 林署數	簡易委 託件數	受 落 數	組 合 員 數	委 託 面 積	讓 與 副 産 物		備 考
						種 類	價 格	
青 森	二	一八	五七三	二九、〇五五	二九、二〇五 ^{ba}	總額 蔬菜 樹實 菌蕈 落枝 落葉 雜草	二四、四一七 七、四一七 三、三六六 四、八〇二 一〇一、四三〇 一、七九、三三六 一七、〇七〇 一〇、〇三〇	

根曲竹	五七・三〇〇
筍	三、三三・三五五
地竹	一、二六・一〇〇
桑葉	五四・七〇〇
其他	五・三〇〇

七、保護林

著名なる景勝地名所舊蹟、公衆の享樂地等の風致保持舊記、傳説に依る名木、高山植物の保存又は森林施業上の考證に供せらるゝ森林は國有林の經營上は勿論公共の利益増進上特別の保護を加ふるの必要あるを以て大正四年六月九日林第一、四四四號山林局長通牒に基き保護林の設定をなし特別の施業を採ると共に諸種設備を行ひ來れり。今管内に於ける保護林を示せば次の如し。

保護林一覽

名稱	事業區	面積	設		目的	林況
			年	月		
八甲田	八甲田	八九・八	大正	十二年四月	高山植物の保存、學術研究	高山植物の群落並青森トドマツ發生
雷電林	平内	二・三四	昭和	八年四月	學術參考	アカマツ林

津輕	内眞部第一	四三・四五	大正	七年四月	全上	ヒバの鬱蒼たる一齊天然生林
後湯	全第二	一三・五三	全上			ヒバ・潤葉樹混生
宮野澤	中里	〇・九	昭和	二年四月	名所舊蹟の風致保持	アカマツ・クロマツ・カシハ混生林
岩木山	弘前	三七・七七	大正	九年四月	高山植物の保存	高山植物の群落
大鰐	大鰐	一七・〇四	大正	五年四月	學術參考	スギ・ヒバ純林
碓ヶ關	碓ヶ關	四・五七	全上		名所舊蹟の風致保持	スギ天然林
沖浦	黒石	一〇・九	昭和	二年四月	學術參考	潤葉樹老齡林
恐山	田名部	二、八五・四六	大正	十二年四月	學術參考、名所舊蹟、風致保持	ヒバ・潤葉樹混生林
十和田	十和田	七、六四・九六	大正	五年四月	公衆の享樂地、風致保持	潤葉樹原生林
八甲田	全	五・八〇	大正	十二年四月	高山植物の保存	高山植物の群落
葛手山	全	七・七〇	全上		學術參考	ブナを主とする潤葉樹林
岩手山	岩手山	五・六〇	大正	七年四月	高山植物の保存	高山植物の群落
全	岩手山	一、七五・三六	全上			全上
全	岩手山	六九・二	大正	十三年四月	全上	
松森山	岩手山	三・八五	昭和	四年四月	學術參考	アカマツ純林
岳沼	宮内	四・六七	大正	九年四月	全上	カシハ純林
早池峰	門馬	一、七三・三六	大正	十三年四月	高山植物の保存	高山植物の群落
全	川井	二四・二九	大正	十年四月	全上	全上

彌太郎	斗藏	青葉南丸	藏王山岳	鉤取山仙臺	目生山玉造	須川嶽一ノ關	鶯宿半石	攝待山岩泉
白	全	森	山	臺	造	關	石	泉
石								
五・五〇	一四・八九	六・二〇	五五・三三	一八・三三	一九・四七	一、二〇・三三	一八・四八	七・三三
昭和三年四月	全上	大正八年四月	大正十四年四月	大正十年四月	大正十三年四月	大正六年四月	大正十三年四月	大正十年四月
學術參考	學術參考並名所舊蹟、風致保持	學術參考	高山植物の保存	學術參考	學術參考	學術參考、高山植物の保存	全上	學術參考
天然生ヒバ・ヒメコマツ・モミ・アカマツの混清林	天然生シラカシを主とする其の他の針潤混清林	モミ天然林	高山植物の群落	モミ・ナラ・ブナ其の他潤葉樹混清林	スギ天然生林	高山植物の群落及潤葉樹林	スギ・ヒバ・ネズコ及潤葉樹混清林	カシハ天然林

八、國有林野の保護

(一) 森林標識

國有林野の境界及國有林野内に於ける行政區劃の區域を明瞭ならしむる爲め各種の標識を建設しあり又保安林には其の種類區域並所管を明示する目的を以て保安林標識を建設せらる昭和九年末現在の是等標識を表示すれば次の如し。

國有林野境界標

昭和九年末現在

宮城	岩手	青森	總數	縣別總數	石標	木標	土石塚	固定岩石	立木
一四、九六八	二六、八〇二	二七、七三九	六九、五〇九	四四、一五二	一七、四三〇	六、一八〇	七六五	一九〇	九八二
八、一二四	一六、八九九	一九、一二九	四四、一五二	七、二八七	七五〇	三五〇	二一九	四三三	三五四
四、五九〇	五、五五三	五、五五三	一七、四三〇	一、九一五	一、九一五	三、五一五	三九七	一四九	四三八

國有林野保安林標識

昭和九年末現在

宮城	岩手	青森	總數	縣別總數	石標	木標	土石塚	固定岩石	立木
一〇七	三三	五二	一九一	一〇七	三三	五二	一九一	一〇七	三三

(二) 被害及犯罪

廣大なる林野に於ては風雨、水害、地疇り等の自然力による被害を始めとして盜伐、放火等の人為的災害少からず、當局に於ては之等被害の絶滅を期し其の災害原因別の調査を爲し種々の對策を講じ

つゝある次第なり。

(1) 人為被害

人為被害中森林盜伐被害は林區署制度創設後明治四十年頃にては一村全民通謀し被害數萬石に達する大盜伐事件等ありたるも森林愛護觀念の普及を圖かり地元住民の覺悟と當局の保護管理政策の徹底とにより逐年其の數額を減じ現今に於ては別表の通り連年一千圓内外の被害に止まる。火災被害は森林被害の内最も災害の虞るべきものにして明治三十九年國有林施業計畫確立後の植林造成事業の進展に伴ひ人工造林地の増加と共に新植地に於ける野火被害には年々憚まされ來れり最近に於ては地元部落民間に自發的に森林消防團體を結成して之等危險區域を積局的に保護せんとするの良風生じ來り後に掲ぐる人的物的該施設により連年被害に漸次減少を示しつゝあるも樂觀を許さざるものあり今人為及天然の被害を表示すれば次の如し。

(1) 國有林野被害(人為)

縣	事故別	件數	面積	總價額		薪材		薪材		薪材		其他	
				素材	亡失	材積	價額	材積	價額	材積	價額	素材	亡失
總	總數	四六四	四六・六 ha	二、三三三	二、一三四	二八〇本	二、一六九	二八〇本	一、〇八五	三三三本	一、〇一〇	四六	三九
森林盜	數	四六四	四六・六 ha	二、三三三	二、一三四	二八〇本	二、一六九	二八〇本	一、〇八五	三三三本	一、〇一〇	四六	三九
		二七〇	四七・七	一、三九六	一、二七〇	四〇本	八九七	四〇本	三九一	三七七本	四八七	三三	二二

森	青	數	其他		火災		火災		火災		火災		火災	
			其他	火災	火災	火災	火災	火災	火災	火災	火災	火災	火災	火災
總數	總數	四六四	二七〇	一九一	四八・六	一、三九六	一、二七〇	二八〇本	二、一六九	二八〇本	一、〇八五	三三三本	一、〇一〇	四六
森林盜	森林盜	四六四	四六四	四六四	四六・六	二、三三三	二、一三四	二八〇本	二、一六九	二八〇本	一、〇八五	三三三本	一、〇一〇	四六
火災	火災	二七〇	二七〇	二七〇	四七・七	一、三九六	一、二七〇	四〇本	八九七	四〇本	三九一	三七七本	四八七	三三
火災	火災	一九一	一九一	一九一	四八・六	一、三九六	一、二七〇	四〇本	八九七	四〇本	三九一	三七七本	四八七	三三
火災	火災	四八・六	四八・六	四八・六	四八・六	一、三九六	一、二七〇	四〇本	八九七	四〇本	三九一	三七七本	四八七	三三
火災	火災	一、三九六	一、三九六	一、三九六	一、三九六	一、三九六	一、二七〇	四〇本	八九七	四〇本	三九一	三七七本	四八七	三三
火災	火災	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	一、二七〇	四〇本	八九七	四〇本	三九一	三七七本	四八七	三三
火災	火災	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本	二八〇本
火災	火災	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九	二、一六九
火災	火災	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五	一、〇八五
火災	火災	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本	三三三本
火災	火災	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇	一、〇一〇
火災	火災	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
火災	火災	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

青	總數							縣	事故別	件數	面積	總價額		薪		其他				
	其他	雷害	寒害	雪害	雨水害	病虫害	風害					其	失火	其他	材積	價額	材積	價額	材積	價額
風害	三〇九	一	一	一	四	七	五九	六六九	二	九〇・二	八三,四六八	一〇,四四六	二二,五八三	二二,二八〇	二五,二八〇	一,五五五	一,一四四	八	二	一
總數	三〇九	一	一	一	四	七	五九	六六九	二	九〇・二	八三,四六八	一〇,四四六	二二,五八三	二二,二八〇	二五,二八〇	一,五五五	一,一四四	八	二	一

(口) 國有林野被害(天然)

城	總數							宮	手	岩	其他				
	其他	失火	放火	計	誤伐	森林窃盜	總數					其他	失火	放火	計
放火	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
損傷	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
誤伐	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
森林窃盜	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
總數	一	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一

城		宮		手		岩		森				
其	他	雷	雪	雨	病	風	總	其	寒	雪	雨	病
他	害	害	害	水	虫	害	數	他	害	害	水	虫
害	害	害	害	害	害	害	害	害	害	害	害	害
四八	一	四		一	一〇三	一五七	三二	三	一	一〇四	一三六	四六
三七九	〇	〇		二〇	八五八	一三六〇	九・一	八・八	〇	九・二	〇・〇	〇
一、七八五	四	二四		一〇〇	五、三六三	七、一七六	七九六	二、七二三	二	四、〇〇六	七四	〇
四九五					三五	八二〇	一六	七二七		七四	一	
三〇二		一五			一、四六九	一、七六六	一、三六六	六九	一	一、一六	一五	一
一、五四五		一六			三、八五八	五、四九	五七三	二、三三六	二	四、〇二	四一	〇
三					四	一六	二	三				
四八八					二九四	七六二	二五	四八		七九四	一	
三二〇	四	二四		六七	二、一六四	二、五六九	三〇二	三二		六	二	
二四〇	四	八		一〇〇	一、四〇五	一、七五七	三三	三六		五	三	
四				七	二	三						
七				三	三	六	四	二			〇	

田		秋	
其	他	風	總
害	害	害	數
一	三	四	
一・五	〇・二	一・七	ha
三	四七	六九	円
			円
	三	三	円
	四	四	円
			円
八〇	六	一五六	部
三	三	空	円
			円
			円
			円

(註)前表中

(1) 火災とあるは森林放火、無許可火入、火入延焼、焚火小兒弄火、其の他の失火にして人為的原因によるものを掲記したるものなり、北米合衆國森林内に於ては落電樹幹の研磨等自然的原因により火災を發したる例あるも、管内に於ては天然火災なるものを發生したることなし。

(2) 毀棄及檀伐
毀棄とは林産物採取の目的を有せずして濫りに林木を伐採したるもの及び其の他林内施設物其の他の物件を毀壞したるものを謂ひ、檀伐とは法令により相當手續を履踐したるにあらずして立木を伐採したるものを謂ふ。

(3) 誤伐並誤採とは官民地の境界誤認又は森林産物拂下個所内に於ける境界の錯誤等によりて自己の所有なりと誤信して立木其他の産物を伐採々取したるものを謂ひ、之等被害の豫防策としては境界線の刈開き拂下物件引渡等に際し誤認の原因なき様明示に努めつゝあり。

(4) 煙害
國有林内及附近鑛山に於ける製鍊作業によりて排出する鑛煙及鑛灰より空中に飛散する亞

硫酸瓦斯其の他の有毒瓦斯により立木の受くる被害なり往年吾國鑛山開發當時に於ては數百町歩に亙る森林が一面の燒野原を見るが如き慘害を呈したることありしも現今に於ては製鍊技術進歩し種々の防毒設備を完全にし林野の施業に當りても耐煙樹種を植栽する等積極消極兩方面より防止策を講じ來れる結果最近の被害は僅少に止まる。

(ロ) 天然被害

(1) 風害

暴風被害は周期的に襲來することあるも最近にては特に大なるものなし。

(2) 病虫害

新植造林地に多し殊に赤松の一齊林等にはマツケムシの大被害を蒙むること少からず故に可成的に一齊林を避け潤葉樹林帯を設け又は他樹種等と混淆する等施業上の對策を講じつゝあり。

(3) 雪害

人工造林地の新植頃に發生するこゝ多し之に對しては倒木引起し等により回復を圖かりつゝあるも豫防策としては手入間伐撫育等を爲して林木の保強をはかり急斜地にて積雪等の虞ある場所に對しては深根性の樹種を植栽する等施業上の注意を爲し居れり。

(4) 其の他の被害中

大部分は獸害(兎害)にして後掲の有害鳥獸驅除により被害防止に努めつゝあり

(ハ) 犯罪

營林局署取扱犯罪は大正十二年勅令第五二八號の定むるところにより國有林野及公有林野官行造林地に關する罪並右林野の產物に關する罪及林野内の狩獵に關する犯罪に限定せらる。當局取扱に係る犯罪中森林竊盜は近年漸減の傾向にあることは被害の項に説明したる通り最近一ヶ年間の事故別處分別年齢別前科者別犯罪時季別に分類觀察するに其の件數人員等は左の通りとす。

犯罪事故別

縣別	事故別	總數		前年末決		當年		非現行犯		犯人不明件數	不起訴	
		件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員		件數	人員
總數	總數	四〇五	四六七	一五	二四	二	三六	四一	二五	一三〇	三五	
森林竊盜	森林竊盜	三六五	四〇〇	一三	三三	一	三一	三九	一七	一三九	三三	
放火	放火	二	四	一	一	一	二	四	一	一	一	
失火	失火	三〇	五四	二	二	一	二七	四	六	一五	三九	
無許可火入	無許可火入	四	四	一	一	一	四	四	一	二	二	
毀棄	毀棄	二	二	一	一	一	二	二	一	二	七	
贓物運搬	贓物運搬	二	三	一	一	一	二	二	一	二	七	

縣別	總數					森青	岩	手
	總數	森林盜	放火	失火	無許可火入			
事	二〇八	九	三	三	二	四〇	二六	二
故	二二七	二〇	三	二	一	四三	一	二
別	二〇六	九	三	二	一	三六	一	二
總數	二一五	九	三	二	一	四四	一	二
有	九	三	三	二	一	三六	一	二
執行	二〇八	九	三	二	一	四四	一	二
執行猶豫	七	七	一	一	一	三	一	二
刑罰、免訴、免除	二	二	一	一	一	三	一	二
公訴棄却								
未決	二七	二	三	一	一	三三	一	二

犯罪處分別

城宮	岩					森青	手
	總數	森林盜	放火	失火	無許可火入		
失	一三三	一	二	二	一	四	七
森林盜	一三三	一	二	二	一	四	七
火	一〇〇	一	二	二	一	三	八
總數	一三三	一	二	二	一	四	七
總數	二七	一	二	二	一	三	八
有	二七	一	二	二	一	三	八
執行	二七	一	二	二	一	三	八
執行猶豫	一	一	一	一	一	一	一
刑罰、免訴、免除	二二	一	二	二	一	四	七
公訴棄却	二二	一	二	二	一	四	七
未決	三三	二	一	一	一	三	五

總數	縣別	犯人年齡別	城宮		手岩		森青		數	
			其	森林總	其	森林總	其	森林總	其	森林總
三〇	以下	二十歲	一〇	二二	三	一五	四	九六	四	二六八
四〇	自二一	至二五	一	八	一	二	一	七	一	三六
五八	自二〇	至二六	二	二	一	二	一	四	一	五〇
六四	自三一	至三五	三	六	二	三	一	九	一	五七
七五	自三〇	至三六	一	三	九	一	六	一	四	九三
五二	自四一	至四五	三	一	〇	九	一	二	一	二六
三四	自四〇	至四六	一	七	一	二	一	二	一	二〇
三三	自五〇	至五五	一	一	一	九	一	九	一	二〇
二一	自五五	至六一	一	五	一	三	一	三	一	三四
二五	六歲以上	不詳	一	三	三	九	一	九	一	三〇

總數	別縣	犯罪時季別	城宮		總數	縣別	犯罪前科別並處斷結果別	
			失火	森林盜			前科者	刑罰別
四二	總數	一月	二六	二〇	四六	一犯	三月以下	
三九	總數	二月	一	九	一〇	二犯	三月以下六月以下	
四二	總數	三月	一	一	二	三犯	六月以下一年以下	
四三	總數	四月	一	一	二	四犯	一年以上二年以下	
三九	總數	五月	一	六	七	處罰別	十圓以下	
三二	總數	六月	一	一	二	罰金	二十圓以下五十圓以下	
三三	總數	七月	一	一	二	科料	五十圓以上	
三五	總數	八月	一	一	二			
一七	總數	九月	七	七	一四			
三三	總數	十月	三	三	六			
三五	總數	十一月	二	六	八			
五〇	總數	十二月	一	一	二			

青森	岩手	宮城	秋田
一九	二二	二五	一九
一一	二二	二五	一九
一五	三〇	一九	一五
一九	三九	一七	一九
六	二三	二三	二三
五	二五	四	四
八	一八	七	七
二	八	一	一
二	一七	六	六

(三) 森林保護組合

管内に於ける國有林野の保護を爲さしむる條件の下に組合を組織せしめ、其の保護區域に屬する國有林野の副産物無料採取を許可し來りしが、其の効果顯著なるものあり、今既往三ヶ年間に於ける縣別狀況を示せば次の如し。

森林保護組合

年度	縣別	國有林野面積	組合數	組合員數	保護區域見込面積
昭和九年	總數	九七七、六七一 ^{ha} ・四九九	五〇二	五四、〇三四	九六六、二七五 ^{ha} ・五二九
	青森	四二六、七八二・八八五	二〇八	二三、一一〇	五九〇、六〇二・二六八
	岩手	四一九、〇八三・〇四四	二四七	二八、一三三	三五六、二六二・七八四
	宮城	一三一、八〇五・五七〇	四七	二、七九一	一九、四一〇・四七七

昭和八年	昭和七年
總數	總數
青森	青森
岩手	岩手
宮城	宮城
九七六、二〇一・四三八	九七六、八三九・五七一
四二七、〇二四・一九〇	四二七、三六五・五七一
四一七、三六八・三六八	四一七、三九九・七八四
一三一、八〇八・八八〇	一三二、〇七四・二一六
五二二	五一四
二三八	二三一
二三七	二三七
四七	四六
五六、六五一	五四、五二八
二六、六〇〇	二五、四六二
二七、二六一	二六、三八六
二、七九〇	二、六八〇
九九一、四九八・三三八	九五八、一七五・〇三二
六一二、七六七・四二六	六一三、九五四・一〇一
三五五、一二八・一五〇	三二一、三五四・〇一五
二三、六〇二・七六二	二二、八六六・九一六

(四) 森林消防隊

森林火災の警防は特種の訓練を必要とするを以て國有林野又は公有林野所在の地元住民を慫慂し營林署並警察署の指導訓練の下に森林消防隊を組織せり、之等消防隊員は山火發生の際は蹶起出動して消火に努め平素は各種林業に出役するものとす。最近三ヶ年間に於ける其の狀況を示せば次の如し。

管内森林消防隊一覽

種別	昭和七年現在			昭和八年現在			昭和九年現在		
	關係管 林署數	消防隊數	全上隊員數	關係管 林署數	消防隊數	全上隊員數	關係管 林署數	消防隊數	全上隊員數
總數	一〇	四三	三、六一五	一二	六八	五、六四一	一四	七五	六、一三一
青森	一〇	四三	三、六一五	一一	六五	五、二四九	一一	七〇	五、六〇八
岩手	一〇	四三	三、六一五	一一	六五	五、二四九	一一	七〇	五、六〇八
宮城	一〇	四三	三、六一五	一一	六五	五、二四九	一一	七〇	五、六〇八

(五) 有害鳥獸の驅除

新植造林地其の他幼齡潤葉樹林は鳥獸類の食害を蒙ること少からず其最も甚しきは兎害にして大面積の造林地全滅を見ること稀ならず仍て管林署に於ては之等有害動物の繁殖状況により必要に應じて銃器其の他の獵具を用ひて驅除を施行しつゝあり現在林野内に繁殖する鳥獸類中有害鳥獸として驅除しつゝあるものは鳥類中樞鳥鴉雉五位鶯雀鳩鴨鶯河原鶉鵲(虎鶉黑鶉を除く)金翅雀類白獸類中熊猪 兎鼠栗鼠 獺 土龍鼠野鼠等にして一ヶ年間の種類別捕獲數左表の通りとす

(自昭和九年四月十六日
至昭和十年四月十五日)

縣別	鳥類			獸類																
	總數	くま	ぐま	あな	うさぎ	りす														
總數	きじ	やまどり	すかけ	はと	すめ	すから	ひはら	うそ	まご	まじろ	總數	くま	ぐま	あな	うさぎ	りす	のれ	ら	む	び
宮城	五	四	二	五	一	一	一	一	一	一	二	一	一	二	七	一	一	一	一	
岩手	四	三	一	二	一	一	一	一	一	一	三	一	一	三	三	一	一	一	一	
青森	五	三	一	二	一	一	一	一	一	一	六	一	一	六	三	一	一	一	一	
總數	一五〇	一七	九	一七	一五	一	一	一	一	一	一、二七六	二	一	一、三九	四	一	一	一	三	

(六) 高山植物の保護

當局管内には奥羽山脈に屬する八甲田山岩木山を始め岩手山藏王山等の名山少からず之等高山地帯には珍奇なる高山植物分布しありて學術研究の資料として貴重なるものあり現狀保存の要あるに拘らず近來登山趣味普及に伴ひ登山者激増の結果無許可にて濫採する者ありて衰滅に類するものあるの傾向あり高山植物の無斷採取の如きは固より森林法により取締を爲し來れるも尙一般に周知せしむる爲め大正五年以來許可方針の大綱を定め學術研究を目的とする者の外一切採取を許可せざることゝなし違反者は嚴重處罰するの方策に出で取締勵行の結果漸次良好の成績を見つあり。

最近一ヶ年間の採取許可狀況は別表の通とす

高山植物採取許可狀況調

岩手縣	醉川岳			駒ヶ岳			早池峯山				
	全			全			全				
計	一關			水澤			遠花川野卷井				
	(イ)	(ニ)	(ハ)	(ロ)	(イ)	(ニ)	(ハ)	(ロ)	(イ)	(ニ)	(ハ)
學校職員	學術研究者	官公署員	學生	學校職員	學術研究者	官公署員	學生	學校職員	學術研究者	官公署員	學生
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

岩手山	岩木山			八甲田山									
	青森縣			青森									
沼澤盛宮内石岡	計			鯉弘ヶ澤前									
	(イ)	(ニ)	(ハ)	(ロ)	(イ)	(ニ)	(ハ)	(ロ)	(イ)	(ニ)	(ハ)	(ロ)	
學校職員	學術研究者	官公署員	學生	學校職員	學術研究者	官公署員	學生	學校職員	學術研究者	官公署員	學生		
六	二	五	六	一	九	九	二	一	三	四	一	九	六
八	二	五	六	一	九	九	二	一	三	四	一	九	六

九、國有林野の供用

(一) 放牧地及採草地

1. 牛馬放牧

限定地

大正五年農商務省と陸軍省との協定に基き設定したる馬産供用放牧地を放牧限定地と稱す、此の放牧地の内には馬の専牧地と牛馬混牧とありて何れも限定地として同一の取扱を爲すものとす。

牛馬放牧

(限定地)

昭和九年度

縣別	種類		面積	頭數	料金	一頭當面積	同上料金
	馬	牛					
總數	馬	牛	二九、二七七 ^{ha}	六、九三〇	六、八一四 ^円	四・二	〇・九〇
青森	馬	牛	三八、一九二・四	一三、七九六	九、六四四	二・八	〇・七〇
岩手	馬	牛	三、七六三・五	一、四二四	一、〇九二	二・六	〇・七〇
	馬	牛	九、六三七・六	三、二七六	二、四九二	二・九	〇・八〇
	馬	牛	二五、五一四・二	五、五〇六	五、七二二	四・五	一・〇〇
	馬	牛	二八、二〇九・八	一〇、四二七	七、〇五八	二・七	〇・六〇

縣別	種類		面積	頭數	料金	一頭當面積	同上料金
	馬	牛					
栗駒岳	馬	牛	川渡				
宮城	馬	牛	白仙				
宮城	馬	牛	石臺				
宮城縣	馬	牛	計				
計	馬	牛					
	學術研究者	官公署員	學生	學校職員	學術研究者	官公署員	學生
	(二) 計	(ハ)	(ロ)	(イ)	(二) 計	(ハ)	(ロ)
	一六五	二九四	二八	一	一	三九五	一九
	一七五	二〇四	二九	一	一	四九五	三三

宮	城	馬	牛
三四五・〇	九三	九四	三七
一・〇〇			

口、限定地外

牛の専牧地及馬の専牧地牛馬混牧地にして限定地にあらざるものを謂ふ馬の専牧地及牛馬の混牧地にして永久的に必要とするや否や、確信を得るに至らざるもの即ち試験中のものを限定地外となし、一時貸付として毎年貸付するものと年期貸付との二種あり何れも其使用始期は限定地に比し近きものなり。

牛馬放牧

(限定地外)

昭和九年度

縣別	種類	面積	頭數	料金	一頭當面積	同上料金
總數	馬牛	二五二・八 ^{ha}	一七八	六八 ^円	一・四 ^{ha}	〇・四〇 ^円
青森	馬牛	五〇〇・九	四五二	二八八	一・一	〇・六〇
	馬牛	一八四・三	一九一	九三	〇・七	〇・三〇
	馬牛					〇・五〇

縣別	種類	面積	頭數	料金	一頭當面積	同上料金
岩手	馬牛	一六八・一	八三	三五	二・〇	〇・四〇
宮城	馬牛	二二六・三	九一	六八	二・六	〇・七〇
	馬牛	二八・九	一二	一〇	二・四	〇・八〇
	馬牛	八〇・三	一七〇	一一一	〇・五	〇・七〇

ハ、採草地(牧野)

(限定地)

限定地の意義は放牧地と同じ

昭和九年度

縣別	種類	面積	積	總額	一ha當平均
總數	馬牛	一、三三一・二 ^{ha}	七八一 ^円	一、八五六	〇・六〇
青森	馬牛	一八、二八七・六	五九・三	一、一八二	〇・九〇
岩手	馬牛	一、二一六・六	一、二七一・九	七二五	〇・六〇
	馬牛	一六、八〇三・六	一〇、三六九		〇・六〇

宮	城	馬	牛
二六七・四		三〇五	
二六七・四		一・一〇	

ニ、採草地(牧野)
(限定地外)
限定地外の意義は放牧地と同じ

縣別	種類	面積	積	總料額	一ha當平均
總數	馬牛	〇・二八八	四〇一・八一八	一・七四	六・〇〇
青森	馬牛	〇・二八八	〇・二八八	二二四・〇一	〇・五六
岩手	馬牛	一三〇・六三七	一三〇・六三七	一・七四	六・〇〇
宮城	馬牛	一七三・二五一	一七三・二五一	九六・一五	〇・五五
總數	馬牛	九七・九三〇	九七・九三〇	五一・四五	〇・五二

ホ、生草拂下(牛馬飼料用)

縣別	種類	面積	積	總料額	一ha當平均
總數	馬牛	三三・四四	二、三一八・八七三	五三・七〇	一・六三
青森	馬牛	八・八三	六七三・四六三	一、〇六九・二八	〇・四六
岩手	馬牛	三・七三	九七四・六五	一一・四五	一・二二
宮城	馬牛	二〇・八八	二〇・八八	五四〇・七二	〇・八〇
總數	馬牛	六七〇・七六	六七〇・七六	一八四・二〇	〇・二七

へ、採草地(農用)
牧野にあらざるもの即ち家畜の飼育を主たる目的とせざるものにして沃肥製造を主とす。
昭和九年度

區分	面積	積	總料額	一ha當平均
總數	二、三八七	二、三八七	一、三七五	九四七
青森	六五	六五	一、三七五	九四七
岩手	一、三七五	一、三七五	九四七	九四七
宮城	九四七	九四七	九四七	九四七
秋田	九四七	九四七	九四七	九四七

昭和九年度

ト、採草地(養生地)
家屋葺用及炭依用を主とす

料	區分		總數	青森	岩手	宮城	秋田	
	面積	積						
面積	四六六	ha	一三一	ha	二三四	ha	一〇一	ha
積	三一八	ha	七八	ha	一八〇	ha	六〇	ha

(二) 開墾適地

大正二年三月食糧の増殖を圖る主務省の方針に基き大正二、三兩年度に亘り國有林野中農耕適地に就き大々的の調査を行ひ開墾適地を決定せり而して之れが處分に就いては成る可く地元小農を保護し之を自作農たらしむる趣旨を以て要存置は之を貸付し成功の上は不要存置に存廢變更の上處分す又從來の不要存置の内開墾上適地たるものは條件付即時賣拂又は賣拂豫約をなすものあり或は貸付中に屬するものありて今日に及べり。

此等開墾適地利用の現況を通觀するに概して集約的に利用せられ耕地に恵まれざる山間に於て山村民生活のために極めて重要な役割を演じつゝあり。

要存置、不要存置別開墾適地總面積及び夫れに對する處分狀況を示せば左表の如し

(一) 要存置

縣別	處分		總數	青森	岩手	宮城	秋田
	所箇	面積					
總數	二二	一六九・二	二二	二九七・八	三三三・八	二二	一、二九八・九
田	一	一・二	一	一・二	一	一	一・二
畑	二	二、四八二・五	二	七〇・九	一、一八七・一	二	一、二九八・九
其他	一	一、九三・二	一	一、九三・二	一	一	一、九三・二
計	四	三、三三三・八	四	一、一八七・一	二	二	一、二九八・九
田	一	一・二	一	一・二	一	一	一・二
畑	二	二、四八二・五	二	七〇・九	一、一八七・一	二	一、二九八・九
其他	一	一、九三・二	一	一、九三・二	一	一	一、九三・二
計	四	三、三三三・八	四	一、一八七・一	二	二	一、二九八・九

(二) 不要存置

縣別	處分		總數	青森	岩手	宮城	秋田
	所箇	面積					
總數	二	一、〇〇一・一	二	一、〇〇一・一	二	二	一、〇〇一・一
田	一	一、〇〇一・一	一	一、〇〇一・一	一	一	一、〇〇一・一
畑	一	一、〇〇一・一	一	一、〇〇一・一	一	一	一、〇〇一・一
其他	一	一、〇〇一・一	一	一、〇〇一・一	一	一	一、〇〇一・一
計	二	一、〇〇一・一	二	一、〇〇一・一	二	二	一、〇〇一・一

宮 城	岩 手	青 森	縣別	
			田	畑
1	(-)	2	40.9	11.2
1	0.1	2	0.5	0.6
(-)	3	2	0.1	2.4
0.5	0	2	0.5	1.6
(-)	3	2	0.1	2.4
0.5	0.1	2	0.5	1.6
(-)	2	4	4.9	5.0
1	10	6	1	6
6.0	36.0	59.2	(-)	(-)
2.4	24.7	15.4	1	10
1	3	10	1.3	16.6

(二)ノ一 不要存置

宮 城	岩 手	青 森	總 數	縣別	
				田	畑
1	1	7	8	33.3	5.7
1	0.1	3.2	3.3	7.4	8
1	1.8	3.6	5.4	11.4	6.5
3.8	2.6	4.4	7.8	16.3	11.4
(-)	(3)	(9)	(12)	1.4	3.3
1	1.4	1.9	3.3	1.9	4.5
1	1.9	4.5	6.4	8.4	11.4
3.8	2.7	5.5	11.8	1.6	7.8
1	1	1.4	3.4	5.1	5.3
1.6	2.0	3.9	7.5	10.0	10.0
5	1.4	3	5.3	10.1	10.0
(-)	(6)	(3)	(9)	1.8	5.2
1.8	7.6	2.6	11.9	7.6	6.8
6	1.5	4.7	12.2	8.5	3.8
13.7	8.5	30.8	51.0	37.4	21.6

(二)ノ二 不要存置

宮 城	岩 手	青 森	總 數	縣別	
				田	畑
7	4.5	1.7	3.4	44.5	8.2
3.6	8.8	3.5	5.8	46.3	11.6
7.3	2.4	5.6	8.3	46.3	11.6
5.2	7.4	3.4	6.8	46.3	11.6
7.9	2.8	7.5	11.2	46.3	11.6
5.0	8.2	3.7	6.9	46.3	11.6
(-)	6	1.1	1.7	49.3	6.3
2.4	2.9	4.9	7.2	49.3	6.3
2	3	3	6	49.3	6.3
4.9	2.4	3.4	7.7	49.3	6.3
(-)	(2)	(3)	(6)	49.3	6.3
0	0.9	5.2	6.1	49.3	6.3
2	3.7	4.2	8.0	49.3	6.3
7.3	4.6	8.0	19.9	49.3	6.3

(三) 其の他の貸付及使用

1. 有料貸付並使用

國有林野は所謂營林財産に屬し國に於て森林經營の目的に供するを本來の趣旨とするものを以て原則としては私權の設定を許容し得ざるものなれども、森林經營の目的を著しく妨げざる限りに於ては公用、公共用、其他地方産業の開發助成上已むを得ざる事由あるものに限り貸付使用を許容しつゝあり。

今所管國有林野に於て有償の貸付若は使用を許可しつゝあるものに付て其の狀況を掲ぐれば次の如し。

國有林野有料貸地

昭和九年度

種別	總數		青森縣		岩手縣		宮城縣		秋田縣	
	面積	料金	面積	料金	面積	料金	面積	料金	面積	料金
總數	四、五五、七三 ^{ha}	三〇、一九三、六八 ^円	二、一〇五、一八〇 ^{ha}	一四、四三〇、四四 ^円	二、一四七、七八一 ^{ha}	二二、七六六、二九 ^円	三、三九、九九三 ^{ha}	二、四〇五、八九 ^円	六三、二二八 ^{ha}	五、六六、〇六 ^円
建物敷	四、一五、九四	九、六四、五六	三、三、五六三	五、四六、四二	一、一、一三三	二、三、六六	三、八三四	二、三、〇八	四、〇四四	八、一四〇
居住	二、二〇九	五、一六〇	〇、四四九	一、五九五	一、一、五九七	三、四、二二	〇、〇九三	一、五五	—	—
其他	一、五五〇	一、二八、三二	—	—	—	—	—	—	—	—
道路及用水路	一、四、七〇三	一、二八、三二	七、五、七八五	五、七〇、六	五、〇、五四六	四、六六、〇三	一、九〇、七九	一、九、一四	〇、二九二	二、八八
耕地	三、〇八、八六九	一、六、四三、七七	一、三、七〇、四	八、九四、一九八	一、七、七五、九五三	五、九三、三五九	一、三、七、九七四	一、〇、八、一〇	五、七、九三九	四、七、三〇
樹木植栽地	八〇、三三五	二、六八、八三	七、四三、六四七	二、三、〇、六二	三、三、三八八	九、二、三	三、五、四二〇	二、五〇、三六	〇、七、九〇	五、八三
物置場物干場	二七、八四六	四、四、八〇	一、四、二一八	一、〇三、八二	二、二、〇九〇	二、九、九九	一、四、二八	一、四、二八	〇、〇一〇	〇、一一
造材場及炭竈敷	〇、七、五六	一、九、六三	〇、四、四六	五、二、二	〇、三、三四	一、四、三二	〇、〇、〇六	〇、一、一〇	—	—
學校及社寺用地	二、三、三三八	二〇、九〇	一、九、五八	二、二、六七	〇、一、四六	三、二、八	〇、一、四四	四、九、五	—	—
礦用地	一九、一、二九三	六、一、九、七五	三、六、二六九	九、四、七、六	一、四、一、七八一	四、八、六、九、六	一、三、二、四三	四、九、〇、一	—	—
礦泉用地	三、二、六〇	五、七、五六	八、二、六八	一、八、三、六	一、三、二、〇、四	二、七、一、七	一、一、〇、八	六、二、〇、三	—	—
牧場	九、五、九二七	二、八、一、九五	四、一、八九	二、七、九二	九、一、三、三	三、五〇、一三	〇、四、〇、五	四、九、〇	—	—
漁獵場	九、二、九六	一、四、〇、七	五、九、〇、三	一、三、六、三	二、二、八、七	四、一、八、六	〇、九、五、六	一、七、三、四	〇、一、五〇	一、二、四
養魚場	三、三、五、四三	五、〇、七	一、六、二、五六	三、三、八〇	〇、四、九、五	四、四、八	六、七、九、一	三、三、九	—	—

雜種	八、一、九、九五	一、一、七、八、九	三、六、一、五五	五、〇、一、三	二、四、四、九五	三、七、一、八七	一、九、一、三三	二、五、五、八	〇、〇、一、三	〇、三、一
----	----------	-----------	----------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

備考

(一) 本表耕地ニハ前表ノ開墾適地ノ貸付處分ニカ、ル面積及料金ヲ包含ス

口、無料貸付並使用

國有林野の貸付並使用は原則として有料なりされど其の借受人又は使用者が公共団体若しくは私人にして其の目的が公共用若しくは公益事業に供する爲必要ある場合即ち學校敷地社寺用地道路敷地、用水路敷地、公園敷地又は電話柱敷地等の用に供する場合は貸付使用の料金を免除し得るの規定あり管内には昭和十年三月末日現在の無料貸付並使用許可個所を表示すれば次の如し。

國有林野無料貸地

種別	總數		青森縣		岩手縣		宮城縣		秋田縣	
	面積	積	面積	積	面積	積	面積	積	面積	積
總數	二、九四、四 ^{ha}	—	一、七〇、九 ^{ha}	—	七、七、五 ^{ha}	—	四、五、〇 ^{ha}	—	一、〇 ^{ha}	—
建物敷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
居住	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
道路及用水路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
樹木植栽地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

物置場及物干場	學校及社寺用地	養魚場	雜種
二・一	一一・六	〇・一	四〇・五
一・六	六・八	〇・一	二四・六
〇・一	四・二	六・一	六・一
〇・四	〇・五	九・五	〇・三

一三八

一〇、國立公園

(昭和十一年二月一日指定)

近年交通機關の發達に伴ひ觀光事業の隆盛を促したる結果政府當局に於ては所謂觀光產業資源の保護利用開發の必要を生じたと他面國民の保健休養教化の目的に資せんがため昭和六年國立公園法を制定し國家的なる自然の大風景を保護すると共に積極的に之が利用開發をなすこととし先づ國立公園候補地として全國の代表的風景地十六ヶ所を選定したり。

而して右候補地中の一なる十和田國立公園候補地は一部民有地を包含するも其の風致的に重要な地區は殆んど全部國有林にして當局に於ては夙に本地域の風致の核心をなす所謂八甲田、葛十和田を劃して各保護林を設定し風致の保護に努め來りしも偶々追入瀬溪流下流の所謂三本木原國營開墾問題に關聯し指定の進捗遲延を重ねつゝありたる處遂に昭和十一年二月一日國立公園に指定せられたり。

右十和田國立公園は東北唯一の國立公園にして十和田湖奥入瀬溪流及八甲田山一帯を包括する幽邃壯麗なる風色は之を圍む鬱蒼たる四萬餘町歩の國有林野をもつて形成保持せられつゝあり東

北の代表的風景として全國に誇るべき存在たり。

十和田國立公園地域 (内務省告示第三十一號)

青森縣東津輕郡荒川村大字荒川

小字寒澤及筒井ノ一部

全縣 郡横内村大字横内

小字八重菊ノ一部

全縣 郡濱館村大字駒込

小字深澤ノ一部

全縣 縣南津輕郡竹館村大字切明

小字上井戸ノ一部

全縣 縣上北郡十和田村大字奥瀬

小字十和田、葛ノ湯、猿倉及谷地ノ全部、栃久保ノ一部

全縣 郡全 村大字法量

小字燒山ノ一部

秋田縣鹿角郡七瀧村大字上向

小字十和田、元山、十和田鉛山、及十和田銀山、澤ノ全部

國有林八甲田事業區

自一林班至三林班、自十四林班至二十林班、二十二林班、自三十林班至三十二、三十六林班、自四十四

林班至四十六林班、自五十二林班至五十四、五十九、六十、七十四及七十五各林班ノ全部、四、二十一、二十六、二十八、四十二各林班

自四十八林班至五十林班、六十一林班及六十二林班ノ一部

國有林黒石事業區

六十九、七十兩林班、自七十八林班至八十四林班、九十一林班及九十三林班ノ全部

六十五、六十六、六十八、七十一、七十二各林班

自七十五林班至七十七林班、自八十六林班至八十九林班、九十五林班及九十六林班ノ一部

國有林十和田事業區

五十一、五十四兩林班、自五十七林班至百十七、百十九、百二十、百二十六、百三十各林班及自百四十八

林班至百五十四林班ノ全部

三十二、三十三、四十六、四十九、五十、五十二、五十三、五十五、五十六、百十八、百二十七各林班及百二十八

林班ノ一部

國有林大湯事業區

自三十二林班至三十六、三十八各林班及四十林班ノ一部

國有林小坂事業區

十五、二十各林班及自二十六林班至二十八林班ノ一部

青森縣上北郡十和田村大字奥瀬小字十和田地内不要存地國有林ノ全部

(以上、青森縣東津輕郡荒川村、横内村、濱館村、南津輕郡竹館村、上北郡十和田村、秋田縣鹿角郡小坂町

大湯町及七瀧村地内

一、史蹟名勝天然紀念物

文化の發達と土地利用の集約化に伴ひ國家的保存價值ある史蹟名勝又は天然紀念物等の毀損滅失するを防止保護せんとする目的により大正八年史蹟名勝天然紀念物保存法制定せらるゝや管下國有林野内に於て全法により指定せられたる地物左表の如し。

尙右保存法の主務大臣は文部大臣なるも國有林野内に存在する指定地物は其の管理保護の便宜上主務大臣と協議の上原則として農林大臣を管理大臣となし來りつゝあり従つて之等指定地物は指定後に於ても從來通り營林當局に於て實際の保護管理に任じつゝあるものとす。

管下國有林野内史蹟名勝天然紀念物一覽表

一、岩手縣

名稱	種別	所在地	指定地積	指定年月日	關係 營林署	備考
岩手山 高山植物帶	天然紀念物	岩手郡瀧澤村大字瀧澤字 岩手山國有林六三林班い 小班内	國有一筆 實測二十八町步	昭和三年 二月七日	盛岡	
早池峯山 高山植物帶	天然紀念物	稗貫郡内川目村字鷲頭山 國有林七一林班は小班内	國有一筆 實測四十町步	昭和三年 二月七日	花巻	

二、宮城縣

名稱	種別	所在地	指定地積	指定年月日	關林係	備考
鳴子峽	(名勝) (第二類)	玉造郡鳴子町字尿前、星沼、古戸前 國有林野該當ノ分 鳴子町字尿前花淵岳國有林四八林班に、ほ小班	國有林面積 六町三四〇〇 民有地九筆 一・八五〇五 外ニ右指定地域内ニ介在スル河川敷ヲ合	昭和七年 十月十九日	川渡	種別欄ニ第二類トアルハ「地方的ノモノ」ナリ、類名ノ記載ナキハ全部第一類ニシテ「代表的」ノモノナリ
魚取沼鐵魚棲息地	天然記念物	加美郡宮崎村大字田代岳國有林一四林班ほ小班内 全郡小野田村字漆澤岳山國有林二〇林班ほ小班内	國有林 十七町四反十一歩五合	昭和八年 四月十三日	中新田	
鬼首村雌釜及雄釜間湯温泉	天然記念物	玉造郡鬼首村字荒雄岳國有林四林班ろ小班	國有一筆 内實測一町三反一畝 二歩五合	昭和八年 四月十三日	川渡	
姉瀧	天然記念物	名取郡秋保村大字馬場字馬場岳山國有林八七林班ろ小班内	國有林實測 一段六畝二十歩 右地先河川敷内 實測一段三畝十歩	昭和九年 八月九日	仙臺	

三、青森秋田兩縣に跨るもの

名稱	種別	所在地	指定地積	指定年月日	關林係	備考
松島名勝		宮城郡並桃生郡 區域一宮城郡七ヶ濱村字御殿崎突角ヨリ桃生郡宇戸村波島(一)二端島ニ作入ノ南端ヲ見通スベキ線ト全郡鳴瀨川河口右岸ヨリ波島東端ヲ以ノスベキ線トノ結合線以內ノ海キ濱村ヨリ全部ニ至ル沿海岸ノ全部	國有林野該當ノ分 五十二町七反二畝三歩	大正十二年 三月七日	仙臺 石巻	區域中國有林以外ハ宮城縣ノ管理ニ屬ス
十和田湖及奥入瀬溪流	名勝 天然記念物	青森縣上北郡十和田村 秋田縣鹿角郡七瀧村	國有十和田保護林 七三六四町四九一 右地域内ニ介在スル 國有保安林 一〇〇町四九〇〇 國有委託林 一〇〇町九二〇〇 國有貸付地 一七・二九一 國有除地(開墾適地) 一・二二・三三〇〇 民有 一四五・六五〇七 其他湖沼、河川敷、道路敷	昭和三年 四月十二日	三本木	

一一、禁獵區

林野内に棲息する鳥獸類は狩獵法の規定により免許を得たる者に於て自由に捕獲することを得ることとなり居るも其の場所によりて風致保存上鳥獸類の捕獲を禁止し或は危険防止の爲め銃器を用ふる狩獵を禁じ若くは濫獲のため衰滅に赴かんとする鳥獸保存の必要ある個所に對しては一定期間凡ての鳥獸捕獲を禁止する等鳥獸類の繁殖をはかり其の他必要なる場合に於ては農林大臣に於て禁獵區を設定するものとす。

當局管内國有林所在地の禁獵區は左の通とす

名稱	縣	郡	村	區	域	期	間	摘	要
十和田禁獵區	青森	上北	十和田	十和田村ノ一部及七瀧村ノ一部	自十五、一〇〇、二〇一	至十五、一〇〇、二〇一	〇	〇	風致維持ノ爲メノ鳥獸類保護繁殖
	秋田	鹿角	七瀧	(十和田湖畔岸ヨリ二、八二米奥入瀬川流域中川岸ヨリ一〇九一米)					

一二、礦物試採掘並砂鑛區

鑛業は森林原野に於て最も多く行はる。従つて管内三縣下を通じて國有林野面積が土地總面積就中林野面積中の大部分を占むる當局管内に於ては鑛業の對象地たる試採掘鑛區の設定出願は夥しい數に上り又既設鑛區の大部分は國有林野に設定せられつゝあり。

殊に金輸出再禁止當時まで極度の不況に沈淪しありし鑛業界は爾來國家の産金獎勵政策の實行並軍需諸工業其他一般重工業の隆盛は其の原料生産たる鑛業の發達を必然に刺戟發展せしめ左表の如く逐年躍進の一途を辿り古來産金地として著名なる東北の山野は正に黄金狂時代を現出しつゝある現狀なり。

然し乍ら鑛業は其の事業の性質上全じく土地原始産業たる林業の經營と利害の點に於て對蹠的存在にして殊に國有林野の如く單に經濟林業のみならず國土保安的機能を重要なる存在理由とするものにおいて鑛業操業の如何は國土保安上並一般公益上に影響する所重大なるを以つて其の處理に就いては所管仙臺鑛山監督局と種々處理方則を協定し國土保安上並林業經營上重大なる支障を生ぜざる限度に於ては可及的鑛業權設定を許容し東北地方の重要資源の開發を目的とする國家的産業の一たる鑛業の調和を計りつゝあり。

試採掘出願鑛區鑛種別調

昭和九年

縣別	總數	金 屬					非 金 屬				
		金	金銀	鐵	其他	計	石炭	石油	硫黃	其他	計
通計	四五四件	七件	五三件	四件	三二九件	三九三件	一七件	一九件	二〇件	五件	六一件
青森	一五八	一	三	一	一一四	一一七	一四	一九	二	四一	
岩手	一九七	三	三七	四	一三九	一八三	三	一	二	四一	
宮城	九九	四	一三	一	七六	九三	一	五	一	六	

秋田								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 本表中採掘出願ナシ
試掘鑛區出願府縣別調

縣別	昭和二年				昭和三年				昭和四年				昭和五年				昭和六年				昭和七年				昭和八年				昭和九年			
	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森	秋田	宮城	岩手	青森
總數	六九	二三	二八	二九	七五	二八	二九	二八	七五	三〇	三一	三一	九〇	三五	三七	三八	六九	二八	三二	三二	一二八	三二	三五	三一	二二四	五三	一三七	一三七	四五四	一五八	一九七	九九

砂鑛區出願府縣別累年比較表

種類	青森縣			岩手縣			宮城縣		
	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
砂金	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件	一件

一四、林野の離權

(一) 組換

國有林野にして公用又は公共用等の爲必要あるときは他の官有地に編入のため之が組替をなすことを得るものとす昭和九十兩年度に於ては所謂農山村匡救土木事業に着手の結果道路の開設補修等のため國有林野の組替を要するもの相當あるも此が實現は昭和十一年度以後ミす最近三ヶ年間に於ける國有林野を他の國有地に組替たるもの次の如し

(1) 國有林野を他の國有に組換たるもの

縣別	種別	昭和七年度			昭和八年度			昭和九年度		
		面積	積	ha	面積	積	ha	面積	積	ha
總數	陸海軍諸用地	三二・三〇八			一一二・八四八			二二・九〇〇		
	諸官廳用地	一〇七・八七七			一〇七・八七七			一七・四九四		
	公園及名勝舊蹟敷地	〇・六二四						〇・八〇〇		
	道路敷地	一二・七三〇			二二・二五五			〇・八〇〇		
	河川及堤塘溜池敷地	一八・九五四			二・七一六			四・六八七		
鐵道敷地							〇・九一九			

青森縣		岩手縣	
其他	總數	其他	總數
	一二・八四三		一三・二七〇
陸海軍諸用地			
諸官廳用地			
公園及名勝舊蹟敷地			
道路敷地	〇・一一〇		〇・三三三
河川及堤塘溜池敷地	一二・六五六		〇・〇七四
鐵道敷地	〇・〇七七		一二・八六三
其他			
	〇・三八六		一一・一四三
陸海軍諸用地			一〇七・八七七
諸官廳用地			
公園及名勝舊蹟敷地			
道路敷地	〇・三三四		〇・九八六
河川及堤塘溜池敷地	〇・〇五二		二・二八〇
鐵道敷地			
其他			
	一八・六〇七		五・〇四〇
陸海軍諸用地			
諸官廳用地			
公園及名勝舊蹟敷地			
道路敷地	一七・四九四		〇・三五〇
河川及堤塘溜池敷地			四・六五七
鐵道敷地			〇・〇三三
其他			

(二) 讓與

宮城縣		青森縣	
其他	總數	其他	總數
	六・一九五		一・三一九
陸海軍諸用地			
諸官廳用地			
公園及名勝舊蹟敷地			
道路敷地	〇・一八一		〇・九三五
河川及堤塘溜池敷地			〇・三八四
鐵道敷地	六・〇一四		
其他			
	〇・二五三		〇・二一六
陸海軍諸用地			
諸官廳用地			
公園及名勝舊蹟敷地			
道路敷地			
河川及堤塘溜池敷地			
鐵道敷地			
其他			

讓與は雜種財産に限り面積一町歩以下にして公立の學校又は病院の用地に供する場合、府縣郡市町村及其の他の公共團體に於て道路、河川、港灣、水道、堤塘、溜池、火葬場、墓地、公園等公共の用に供するときは無償にて讓渡することを得るものとす、最近三ヶ年間に於ては其の例なし

(三) 社寺境内編入

社寺上地の森林中其の境内に必要な風致林野は區域を劃して當該社寺の現境内に編入することを得べきは國有林野法の定むるところにして此の處分を境内編入と稱す上地林は元來舊寺領に屬したる緣故あるにより時勢の變遷に伴ひ當該社寺の境内擴張の必要な場合には其の緣故を稽

査して境内地として移管するの途を開きたるものとす。
最近三年間に於ける境内編入面積は次の通りとす。

昭和九年度	昭和八年度	昭和九年度	年 度	用途別		箇所 面積 積	箇所 面積 積	箇所 面積 積	箇所 面積 積
				總 數	ha				
其 風 祭 總 致 法 用 地 地 數	其 風 祭 總 致 法 用 地 地 數	其 風 祭 總 致 法 用 地 地 數		一	〇・二二六				
一	一								
〇・二二六	〇・二二六								

(四) 不要存置林野の整理處分

國有林野の内、民有地に介在し又は境界錯綜して合理的に管理經營するは不利なるもの若くは農耕及住宅適地等にして營林以外の用途に充つるを國家經濟上一層優位に使用せらるゝもの、如きは之を不要存置林野とし漸次賣拂處分に付し整理しつゝあり。
而して國有林野の賣拂に關する法令は明治四年大藏省布達を以て嚆矢とす、爾來幾多の變遷を経て明治二十三年度より同三十七年度に至る十五ヶ年間に第二次の整理をなさんとせしも種々の障礙のため整理豫期の如く進捗せず。明治三十二年更に第三次整理方針を定め特別經營事業開始と共に之が賣拂實行に着手し鋭意整理に努めたるも完了するに至らず。大正十年に至り特別經營事業廢止せられたり、雖も今後尙整理を要すべき林野は爾後引續き處分調査を續行し賣拂處分進行中にして既往三ヶ年の處分狀況及九年度の用途別處分は左の如し

不要存置國有林野賣拂

地方別	年度	種目	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
			個所數	面積 ha	個所數	面積 ha	個所數	面積 ha
總計			九七九	一、〇八一	九六	八〇〇	三三三	三、七六六
青森			六八三	九〇〇	八三三	三三九	二六四	一、五二九
岩手			二七三	一七二	六	三五八	六五	一、四四〇
				價格		價格		價格
				一〇七、八二二		八二、八九三		三三、七六六
				三三、四四四		三三、一〇一		一五、五二九
				三、三三三		三、三三三		〇、四四〇

宮	城	三	三	一、三三〇	一九	三	一七、一八	三	一四	二、五〇七
---	---	---	---	-------	----	---	-------	---	----	-------

賣拂用途別

地方別 種目	用途別		面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格
	開墾	墾								
總計	五〇	九、〇三	三、八三七	一、三四四	三	二、二八	九七	一九、八九二		
青森	三	三、八三七	一、三四四	三	二、二八	九七	一九、八九二			
岩手	二	四、九五	一、三四四	三	二、二八	九七	一九、八九二			
宮城	一	二五二	一、三四四	三	二、二八	九七	一九、八九二			

一五、林野の收得

(一) 脱落地編入

脱落地とは地租改正調の際調査脱漏の土地にして爾來地籍を有せざるものを謂ふものにして之が編入處分は官民有區分調査の結果官有に認定せしものを各主管地に編入の上關係臺帳に登録する處分なり

(一) 脱落地編入

昭 和 九 年 度	年 度	地 目	總數		青森縣		岩手縣		宮城縣	
			箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
總數		總數	二	〇・一四〇	一	〇・一二四	一	〇・〇一六		
附屬地		附屬地	二	〇・一四〇	一	〇・一二四	一	〇・〇一六		
原野		原野								
森林		森林								

(二) 買收

國有林經營上林產物搬出貯材又は苗圃木炭倉庫等の設置の爲め民有地を使用するに當り事業が永續性を有する場合は民有地の買上をなすものとす、其の方法は普通附近類地の賣買價額を參酌し尙殘地の使用を考慮し價額を協定するものとす、萬一協議調はざる時は森林法に依り地方森林會の裁決を求むるものなり。明治三十二年以來地方森林會を招集せるは相内營林署部内の林道新設の際之を行へたるのみなり。

(二) 買收

地 目	用 途	總數		青森縣		岩手縣		宮城縣	
		箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
總數		三一一	一一・二二二	一七六	六・六八一	一三五	五・五四一		
總數		三一一	一一・二二二	一七六	六・六八一	一三五	五・五四一		

森林附屬地		鐵道		軌道		牛馬道		貯木場	
四	〇・〇八四	四	〇・〇八四	四	二・〇六〇	四	二・八八二	三	一・六五五
一一一	五・六三五	一四	二・〇六〇	一四三	二・八八二	一四三	二・八八二	一四三	二・八八二
一四三	五・六三五	一四三	二・八八二	一四三	二・八八二	一四三	二・八八二	一四三	二・八八二
五三	三・六二一	一五	一・六五五	一五	一・六五五	一五	一・六五五	一五	一・六五五

一五四

(三) 組替

前段林野の離權の章に於て説明の通にして組替せるもの次の如し
他の國有地を國有林野に組換たるもの

昭和九年度

用途別	總數		青森縣		岩手縣		宮城縣	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
總數	二〇	一・三〇八 ha	一九	〇・七一三 ha	一	〇・五九五 ha	一	〇・五九五 ha
貯木場	八	〇・八〇二	七	〇・二〇七	一	〇・五九五	一	〇・五九五
林道	一二	〇・五〇六	一二	〇・五〇六	一	〇・五九五	一	〇・五九五

第三 國有林野の經營

一、計畫

(一) 存廢區別

此の業務は國有林野中永遠に存置するものと將來存置を要せざるものを調査して國有林野管理經營上の基礎を確立するものにして明治八年官有林調査假條例の制定に始まり其の後明治廿三年官有林野實況調査内規及同廿六年官有林野實況調査方針の制定によりて本格的調査に入りたるものなるが明治三十二年特別經營事業の開始に伴ひ森林資金特別會計の財源に充つるため林野の整理を急ぎたる關係上、大體明治四十年度を以て大團地の林野又は優良固有農耕地等の調査を終了せり。而して其の後は各地に散在せる小團地若くは施業案檢訂に伴ふ既定區別の變更或は永久的性質を有する各種貸付地又は他省よりの組替地等の普通林野並に津輕地方に於ける舊田山屏風山官地民木保安林等の特別林野の整理に止まる状態にして、往年に比し其の事務分量は著しく減少せり尙ほ随時に生ずる突發的事案は適宜調査の歩を進めつゝありて、今前三ヶ年間の業務の概要を示せば左の如し。

存廢區別業務の概要

年度	調査		決定		備考
	要存置	不要存置	要存置	不要存置	
八	四六	一五	四二	五九	
計	一、八九一・八〇九 ha	一、〇〇九・一〇三 ha	八三三・四〇三 ha	三六六・三三三 ha	
年	三〇	四	三	四	
年	三三・七三三	二六・五二六	四七・九一六	二六・五二六	

一五五

九	年	五	11,450,110	四	110,000	一	6,666	四	10,000
十	年	二	1,550,500	100	7,750,770	三	7,000,000	三	1,000,000

(二) 境界査定及測量

管内國有林に對する境界の査定及測量の事業は明治二十三年度に始まり、同三十三年度迄の十一ヶ年間は山林原野調査費を以て境界踏査及境界測量を施行し、明治三十四年度以降は特別經營費及森林費を以て國有林野法竝に國有財産法に基く境界査定及周圍測量を繼續施行し來りたるものにして、既に其の大部分完了せりと雖も、尙存廢區別の變更、管理換、新規登録等により測定業務を要するに至りたるもの、又は既測成果の誤謬發見に基く再測箇所等頗る多く、且つ此等は年々逐次増加するの現状にあるを以て、今後は専ら此等業務の遂行に當るべきものゝす。而して既往に於ける測定業務の成績及今後實行を要すべき業務の分量等次表の如し

境界踏査及境界測量成績

年 度	延長距離 m	經 費	備 考
自明治三十三年度 至同三十四年度	五、七二六、五〇九	四六、三一七、〇〇五 ^円	山林原野調査費を以て施行の分

境界査定成績

年 度	區別	字 數	團地數	延長距離 m	査定點數	境界標數	調査日數	經 費 ^円	備 考
總 計	既 済	三、三六四	九二九	二二、九六六、九三三	三七八、一七七	三六、五六五	一九、四四七	一、三、二一八、四七七	特別經營費及森林費を以て施行の分
	未 済	三、三三二	八七六	二二、八六六、七〇五	三七五、九八六	三六、五六五	一九、三二四	一、五、四五六、八四七	
自明治三十四年度 至昭和八年度	既 済	三、三三九	八七四	二二、八五五、六六六	三七五、五八八	三六、五六五	一九、三九七	一、五、八、二四七、九二七	特別經營費及森林費を以て施行の分
	未 済	二	二	一一、〇八九	三八〇	—	一七	二〇八、九二〇	
昭和九年度	既 済	一六	一六	一〇、九七七	三〇六	—	三五	八七五、〇〇〇	特別經營費及森林費を以て施行の分
	未 済	二七	二七	五九、三〇〇	一、九四三	—	一〇八	三、七八〇、〇〇〇	

周圍測量成績

年 度	區別	箇所數	團地數	延長距離 m	測點數	標杭數	調査日數	經 費 ^円	備 考
總 計	既 済	三、三二七	一、一三七	一九、三三〇、九三三	八〇〇、六三三	六、一、九三三	三、四〇〇	四、三、〇〇〇、一、九〇〇	特別經營費及森林費を以て施行の分
	未 済	三、三五六	一、一六六	一九、〇三七、四三三	八五一、七九六	六、一、七〇四	三、三三七	四、三、七九六、六〇〇	
自明治三十四年度 至昭和八年度	既 済	三、三四四	一、一五四	一八、八九一、八四七	八四九、六六六	六、一、四三三	三、四三三	—	特別經營費及森林費を以て施行の分
	未 済	二二	二二	一、四五五、七七五	三、一一三	二、五三三	一、五六	—	
同 計	既 済	六二	六二	一、三、五四一	七、八〇五	四、八九	四、六三	一、六、三三三、五九〇	特別經營費及森林費を以て施行の分
	未 済	—	—	—	—	—	—	—	

昭和九年度	既済	二四	二四	二七、九六	六九	六六	二、三〇、〇〇〇
同上	未済	四七	四七	一七、七四五	七、一九六	三九七	一三、九三、五九〇

今後測定業務を要する現在箇所調表

(昭和九年度末現在)

種別	延長距離	所要日数	所要經費	備考
總數	一、五〇六、三八七	二、七六九	五二、七二三・五四五	本經費には俸給を含まず
昭和十年 實行見込ノ分	二八九、九二二	五五二	七、九四三・〇〇〇	
昭和十一年度以降 實行ノ分	一、二一六、四六五	二、二一七	四四、七八〇・五四五	

註 本表記載の分量は現に測定業務を行ふことに決定せる箇所のみを計上せしものなるも、猶此の外に存廢區別の變更其他によつて新たに増加すべき分量は年々約十萬米に達すべき見込なりとす。

(三) 施業計畫

(1) 施業案

當局管内國有林施業案の編成は明治三十二年創めて碓ヶ關及瀧澤事業區に着手せるを嚆矢として以後年々數箇の事業區に及ぼし大正三年一巡之を完了せり、爾來一施業期の實行を完了せるもの

は定期に、又環境急變し案の遂行を續行し難きものは臨時に順次之が檢訂を行ひつゝあり。之に依りて時運の進展に伴ひ内容を改善すると共に、管理經營上の得失に鑑み屢々事業區の分合を行ひ、十年前の六十一事業區は次表の如く現在六十六事業區となれり。

事業區一覽表

事業區名	關係管林署	面積	編成年度	檢訂回数	備考
總計		九六三、八四八			
青森縣	青森	四一八、三二三	明治三九	四	
東嶽	青森	一〇、四一二	明治三九	二	
八甲田	青森	一六、七八三	明治四四	三	
平内	青森	五、四四九	明治四二	三	
内眞部第一	内眞部	三、一三二	明治三七	三	
内眞部第二	内眞部	一、九〇〇	明治三五	三	
新城	青森	二、〇九六	明治三八	三	
蟹田	青森	九、〇九六	明治三七	三	
平館	青森	四、〇四一	明治三六	四	
蓬田	青森	五、三七九	明治三七	三	

編成年度欄に括弧を附して併記せるは事業區を分合して現事業區を新設せる年度を示す
檢訂回数は昭和九年度迄のものを示す

今別	三厩	磯松	中里	内湯	喜良	飯詰	鯉澤	深浦	弘前	相馬	目屋	大鰐	碓ヶ	黒石	野邊	横濱
九、五七八	六、七五九	一、五三九	三、一五〇	五、八二四	七、八五六	四、二二九	二四、〇二五	三三、七六一	一〇、〇一六	一〇、三五二	二〇、八三一	七、七三四	七、九五一	二三、三三二	二三、二九二	一五、七七八
明治	明治	大正	明治	明治	明治	大正	大正	明治	大正	明治	大正	明治	明治	明治	明治	明治
三七	三六	三八	三七	三八	三六	三六	四四	四四	元	三七	元	三六	三二	四三	四二	四一

二 三 三 三 三 三 三 二 二 三 三 三 三 四 二 三 二

小泊・相内事業區施業案を編成し大正二年第二次檢訂の際合併し磯松事業區を設定す

内二、一三八陌は秋田縣に屬す、大正八年四月移管となり大正九年檢訂の上追加す

初め大鰐第一、大鰐第二の事業區なりしを大正三年第二次檢訂の際合併す

田名部	川内	脇野澤	大畑	佐井	大間	十和田	三戸	岩手縣計	久慈	沼宮内	岩手山	新町	宮古	川井	門馬
一、二、四八七	一九、〇三一	一一、一七六	一六、九五三	一一、八六六	九、八四七	三、四、八七五	一七、七九三	四一三、三三二	三四、三〇九	一四、七〇六	二六、四五〇	一四、四〇〇	二四、〇四一	一二、四六七	一四、九四九
大正	明治	大正	大正	大正	大正	大正	明治	大正	大正	明治	大正	大正	大正	大正	大正
元	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三	四三	三	三	四四	四四	四二	四四	四四	四二

二 四 三 三 四 二 二 二 二 二 二 二 三 二 四

大正元年川内事業區に合併となり更に昭和四年川内事業區第四次檢訂の際分割獨立す

昭和三年大畑事業區第三次檢訂の際し大畑・佐井兩事業區の一部を以て設定す
内二、七三四陌は秋田縣に屬す、大正三年八月移管に付大正十一年第一次檢訂の際合併す

沼宮内事業區第二次檢訂の際し分割設定す

宮古事業區第二次檢訂の際し分割設定す

岩	盛	盛	紫	半	遠	釜	花	神	澤	北	本	岩	水	一	氣
岡	岡	神	波	石	野	石	卷	貫	内	内	内	崎	澤	關	仙
岩	盛	盛	盛	野	野	野	花	川	川	川	川	川	水	水	一
二五、一七八	九、二六〇	九、六六五	五、九九九	三五、一八四	二六、〇六二	一五、九六〇	九、九七四	一八、三六三	三三、三九一	一三、四三五	九、七九一	九、三七九	二八、四三四	一〇、七一	一三、二二四
(明治四四)	(大正八)	(昭和七)	"	(大正二)	大正	"	"	明治四二	大正	明治三六	大正	(昭和二)	(明治四三)	(大正十四)	(昭和八)
三	二	四	三	三	二	二	二	三	二	三	二	二	三	二	二
宮古事業區第一次檢訂に際し分割設定す	瀧澤事業區施業案を編成し第四次檢訂に際し盛岡・沼宮内兩事業區の一部を併せて改稱す	御所・西山事業區施業案を編成し第一次檢訂に際し合併改稱す						本内事業區第二次檢訂に際し分割設定す	水澤・一關兩事業區は大正四年第一次檢訂に際し併合し之を山岳林と丘陵林とに分ち水澤第一水澤第二の二事業區とせるも大正十四年更に舊に復せり	附記一					

宮	本	玉	栗	加	仙	嶽	石	白	丸
坂	吉	造	駒	美	臺	山	卷	石	森
計	吉	新	川	中	仙	"	石	白	"
一三二、一九三	七、三八三	一九、五九三	一七、〇九七	二〇、一一〇	七、〇一六	二二、九七七	一二、三八四	一二、七三九	二、八九四
(明治四一)	(昭和八)	"	"	"	"	(大正四)	(大正三)	(大正二)	"
三	三	四	四	二	四	三	三	二	二
内四五〇陌は岩手縣に屬す	附記二	玉造事業區は昭和八年第三次檢訂に當り全部川渡營林署の所管となすことに局議決定せり	宮城嶽山・名取嶽山・栗田嶽山の三事業區を第一次檢訂の際合併改稱す	附記三					

附記

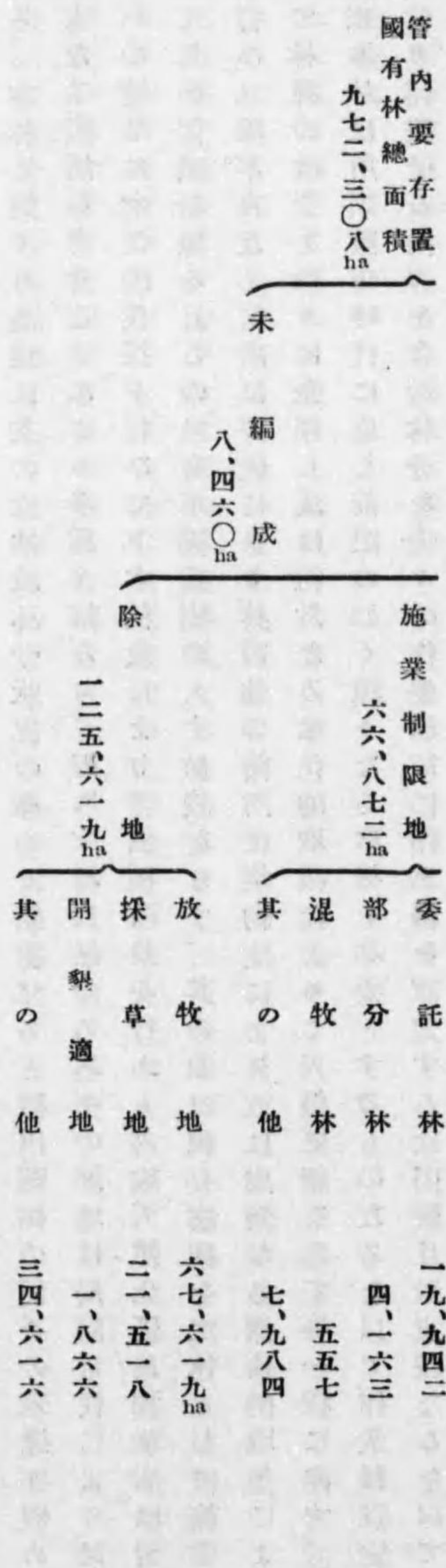
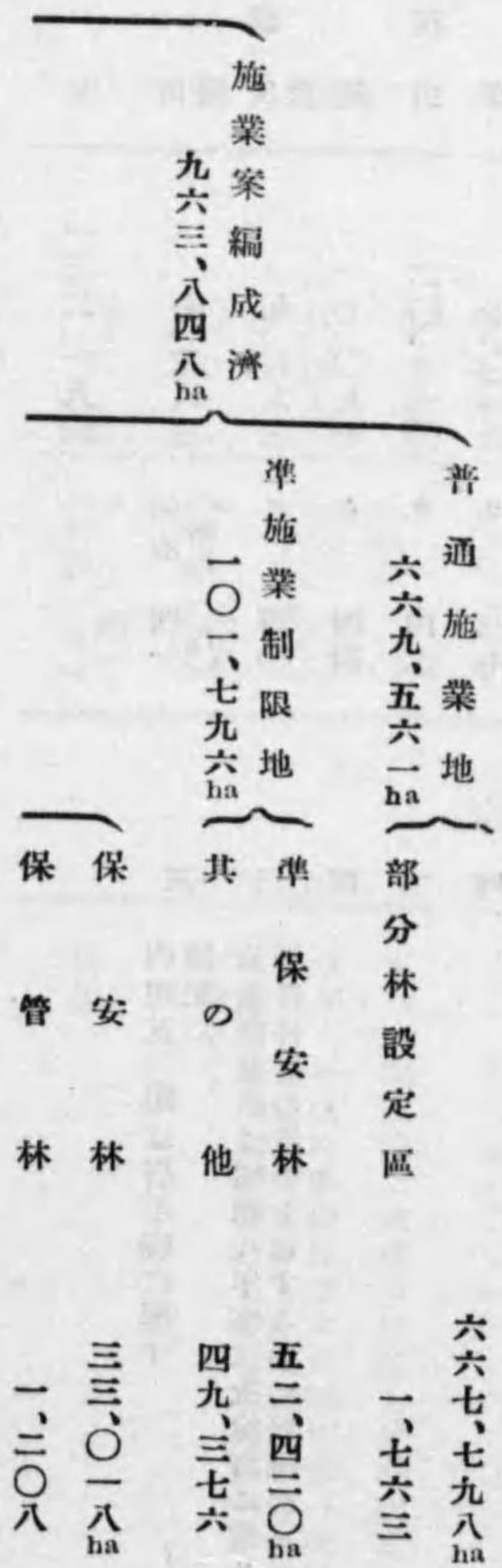
一、元五葉山事業區の編成ありしが大正三年第一次檢訂に當り一關事業區の一部及本吉事業區の大部を併せ盛事業區とす。
 更に昭和八年盛事業區第三次檢訂に際し舊五葉山事業區の區域を分割設定し、全時に全部盛營林署の所管となすことに局議決定せり。
 二、本吉事業區は大正三年第一次檢訂に際し其の大部分は盛事業區に、殘部は新に設定せられたる志津川事業區に編入せられ、更に志津川事業區は大正十二年石巻事業區に併合せらる。昭和八年盛

事業區第三次檢訂に際し前項に記述せる氣仙事業區の殘部及石巻事業區に屬せる舊本吉事業區の部分を含みて新に本吉事業區を設定し、編成當時の本吉事業區と畧全様となる。全時に全部高田營林署に屬せしむることに局議決定せり。

三、元桃生、牡鹿、及登米事業區は大正二年桃生、牡鹿事業區第一次檢訂に當り合併して石巻事業區を設定し、大正三年登米事業區第一次檢訂に際し本吉事業區の一部を併合し志津川事業區を設定す。更に大正十二年第二次檢訂の際志津川事業區を石巻事業區に併合せり。

施業計畫は林地の狀況交通の便否其の他を稽查し最も適切なる施業方針を樹立し國土保安上特殊なる考慮を要する林地に對しては特段なる施業法を立案するは勿論地方産業に對し必須缺くべからざる林地は之を分割して其の發達に資するの方途を講ぜるものにして之が概要を示せば次の如し。

(昭和十年四月一日現在)



管内の森林を施業上の見地よりすれば天然林植生中主要對照物として次の二群系三群叢を擧ぐるを得べし(植生調査の項參照)

一、暖温帶性平地—低山地帶モミ、アカマツ、イヌブナ、コナラ、クリ、ケヤキ群系、アカマツ、コナラ、クリ群叢

一、温帶性中山地帶ブナ、ミツナラ、ヒバ、スギ群系、ブナ群叢、ヒバ、ブナ、ミツナラ群叢
即ち大觀すれば針葉樹としては所謂丘陵地に於けるアカマツ林及山嶽地に於けるヒバ林にして潤葉樹林としては丘陵地に於けるナラ林と山嶽地に於けるブナ林に分類せらるべし。

○山嶽林

ヒバ林は當局管内に於ける主要優位の森林にして主として津輕、下北半島に存在し、作業種は皆伐前更の時代を経て昭和の初頭より擇伐作業を採用す。回歸年は林況の相異により津輕半島は二十